

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング(18)」
2. 日時：令和4年7月6日（水） 13時30分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 10階旧審議官室（TV会議により実施）
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
核燃料施設審査部門  
（原子力規制部新基準適合性審査チーム）  
古作企画調査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 小山 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
なし

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000081.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html)
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）  
「日本原燃（株）から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000082.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html)
- ・ 令和4年6月30日  
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に関する資料提出」

- ・ 令和4年7月5日  
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではただいまから、日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは令和3年4月28日に申請のあった事業変更許可申請について、6月30日及び、
0:00:12	4月5日の提出の資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:16	まず規制庁側の出席者、本庁からコサクタカナシタジリカミデ瀬田は、WebEXでの出席者がフジワラとなります。
0:00:25	それでは日本原燃から出席者の紹介と、議題の構成の確認、説明の範囲、達成目標を説明してください。
0:00:34	はい、日本イシハラでございます。日本原燃側の出席者でございますが、小山、堀口山内佐藤、三谷、
0:00:44	生方、鎌田、稲井、
0:00:48	秋沢、多田深見大庭、船水の後イシハラになります。本日につきましては、先ほどご紹介ありました6月30日に提出をさせていただきました。
0:01:02	揚力端数にかかる、あと、共用ですね、施設供用に係る整理資料のご説明、また、昨日ちょっとぎりぎりになってしまいましたがお出しをした、それぞれの変更許可申請における、
0:01:17	技術的能力、経理的基礎平和利用等に関する整理所の変更点の説明をさせていただきますと思います。
0:01:26	ご説明ありがとうございました。それでは資料の説明したいと思います。まず当該資料は事前に確認していますが日本原燃の方ほうから説明がありましたら、
0:01:37	規制庁中橋です資料の説明につきまして、まず初めにですね、全体的なところ各資料、下それぞれの資料どんな記載分けをしたのかとかですね。
0:01:48	機器構成の話でその考え方の話ですねそういったところのちょっと大きなところの変更の要点のところをご説明いただき、説明してください。はい。
0:01:58	そのあとで個別の資料の説明に入っていただきたいと思います。はい、ではよろしく申し上げます。
0:02:04	はい。日本原燃石田でございます。まず私の方から全体の今回の変更に係る考え方であったり各複数の方が絡みますので、その条文間での役割分担の整理の考え方というのを、
0:02:18	ご説明をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	余剰制御室等につけさせていただいた 446 ページの絵があると思います。これもすいません新たに作ってあまり整理がうまくいってないので口頭で補いながら、
0:02:36	各全体のセイリガクについてご説明をさせていただきます。
0:02:41	まず、既許可の整理を前提に、まず考え方を整理する必要があるというのになります。
0:02:51	近傍を、有毒ガス理事処分有毒ガスにおきましては既許可では敷地内及び敷地周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とすると。
0:03:03	またうまい発生想定されるガスの発生に対して中央制御室の居住性を損なわない設計とすること、敷地の意識中性で周辺で発生する有毒ガスに対する、保護設計の考え方というのを示しているのが苦情であると。
0:03:17	これがまず一つの考え方整理だと思ってます。一方、また、同じ苦情を受けます最初に事業所内における化学薬品の運営という項目になります。
0:03:28	こちらにつきましては想定される再処理事業所における化学物質運営に対し、機能を損なわない設計とすること、さらに、この事業所として見るカクウということにつきましては、主役立てる k m 際に運搬される化学物質運営を想定しますよというようなことで整理をしております。
0:03:48	このうち、屋外でということ、運搬または受け入れ時に化学薬品も格別のが発生した場合については 12 条の化学薬品の運営による、
0:03:58	宗城野氏に整理するということで整理をしております。
0:04:02	そういうことを考えますと、まず大前提として、安全機能を有する施設の方、外部主任処分を受けるロード活動へ対応というのは、天板九条でまず整理が必要だと。
0:04:15	おります。
0:04:16	それでは高銀の漏えいに係る有毒ガスというものにつきましては 12 条で整理が必要であるということで考えております多田新化学薬品の上、全体に関わる、順次として整理屋上でもやっていますのでこの 9 条と 12 条の関係が、
0:04:32	しっかりどうひもづけをしておく必要があると言うのが、まず最初の前提だと思ってございます。そういった中で、今回の敷地の建屋内の作業員に対しての有毒ガス防護ということについて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	規則の改正も含めて対応が必要になりますのでこれに対する有毒ガスの特定、
0:04:51	をするというのが必要になります。特定プロセスについては先ほどありました通り要領活動も冬季休暇でもやっています苦情がベースになるということで考えたいと思っています。
0:05:02	それぞれ行為に関係します、12条、20条、26条は、こういった制度の特定というものを、9条であったものを使いながら、それぞれ必要な整理をしていくという前提かと思っております。
0:05:18	はい。
0:05:19	その446ページの図の右側にあります安全機能を有する施設の1-1ということにつきましても、先ほどありました。
0:05:29	指揮所及び敷地内での建屋内の有毒ガスの影響に対しては苦情全般でカバーをすると。
0:05:37	12条の方にあります化学薬品のこれは敷地内の湯化学薬品の運営も、
0:05:43	単にした有毒ガスに対しても、というのは、住民浄化でカバーをすること。
0:05:50	注意をしていきたいと。一方今回、有毒ガスの影響評価等の必要になりますので、446ページでいい真ん中にあります、20条制御室等、
0:06:03	26条緊急時対策所、こちらで影響評価についても、
0:06:07	整理をしていくと。
0:06:10	それを踏まえました防護対策設計上にも同じように、20条26条で受けて、通信連絡に、設備の連絡ですとか居住性を確保するといったことも整理をしていくと。
0:06:21	ということです。
0:06:22	一方、これですみます精神力につきましては通信連絡2を使いながら連絡をしますよと、その通信連絡設備については当然ながら27条側で整理をしますよという設計側の対応が必要であると。
0:06:34	ということ、まず設計基準側の大きな整理だと思っております。
0:06:39	一方、場外以降につきましては、一番下にあります技術的能力の方で、有毒ガスの検知のための体制であるとか手順、
0:06:47	これは防護措置のための体制手順を整備するようなことを審議をして、
0:06:54	それぞれ必要な事項を書き加えていくということ、またその揚力がその検知に対する手段については、これだから通信連絡設備を使うということで47条との関係を締め付けていくというのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:07	全体の各条文新規規制基準を機会が踏まえた上での整理だと思っています。
0:07:14	今のような整理、446 飛び出したときに若干変わってます。
0:07:20	そういう意味で、この整理を、
0:07:23	今お話をした整理表の声を修正しなきゃいけないかということについては拡充の整理資料を、
0:07:29	それぞれの担当から説明させますその際に修正点については、
0:07:33	補足をさせていただきたいと思います。全体の整理としては今のご説明した考え方でございます。以上です。
0:07:42	はい。規制庁高橋です。ただいまの説明に関しましてコメント確認等ございましたらお願いいたします。
0:07:50	規制庁カミデですまず有毒ガスの特定のところで、
0:07:57	何か冒頭、この資料とは、今違う整理をしてるみたいなことを言われてましたけど、何か違いがよくわからなくてですね、改めて、
0:08:09	どういうふうにこう整理していこうと思ってるのかって、もう一度説明いただけますか。
0:08:15	はい、吉原でございます。すいません補足が十分じゃなかったかもしれません。この 446 ページの左上にある誘導活の特定というのは 92 条それぞれ当然先ほどあったように九条でまずベースを、
0:08:30	作って、敷地内外問わず、有毒ガスに対する発生原因の特定というのをやっていくということで考えてますので今形状というビジョンところで敷地が意識しないと、スパッと整理をしていますがここは苦情が大本の受け側だと。
0:08:45	よう整理をさせていただこうと思ってます。
0:08:48	ですからその上で 12 条でも当然その特定の結果を使うというプロセスがありますので、全く 12 条が関係ないというわけではなくてここが、まず全体の特定のところは苦情、
0:09:00	その結果を 9090 は当然それを使います 42 条、2526 条でそれぞれその結果を使っていくという整理が、左上の方の整理だと思っていますここへ。
0:09:12	大きく変わる唯一のポイントかと思ってました。以上です。
0:09:17	規制庁カミデです。既許可の整理っていう意味では、別に苦情が全体網羅的になっていう話。
0:09:26	話がまずスタートにあるわけじゃなくて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:29	9条は形状で考えるべきもの、12条では12条で考えるべきものがあるってそれは、敷地の中とか外とかっていうのを別に条文化。
0:09:39	言い訳があるわけじゃなくて、それぞれ考えるべきものがあるっていうのがスタートだと。
0:09:46	で、今回その有毒ば数の対応をやるにあたっては、
0:09:53	さりとして、苦情で見た方が網羅的という球場の範囲が広いので、
0:10:00	形状に寄せて、まず発生元の特定は網羅的にありますということだったのかなあと考えてたんですけど、そういう認識とはちょっと違いますか。
0:10:12	宮城の石田でございます。そこについてはおっしゃっていた通りですちょっと私の説明がうまくなかったかもしれませんが、どこで寄せて、
0:10:22	書くかということの整理で休場側でということ雑発言したかったところでございます。以上です。
0:10:28	はい。規制庁カミデです。そういうことになると言わずと申しますが、なのでそれぞれ9条12条ですとあとは一つは制限は92寄せながら整理をすると。
0:10:41	ただそこから出てきた影響による影響への対策系ってというのはその右側の四角にある、あるようにあるように何かおかしいんですけど、今の四角だと、
0:10:52	建屋内と建屋外で9条12条分かれるんだと書いてますけどそうではなくて、そもそも九条で考えるべきものの対策は九条の対策として、
0:11:03	12条で考えるべきものの対策は12条として書くと。
0:11:06	ただ実際何を書くかっていうとあまり差は多分あまりないんだとは思いますが、特に、
0:11:13	運転員の防護みたいなものはあまり差はないとは思いますが、それぞれ9条は9条で、12条は順序で対策系を書くってことだと思ってますけど。
0:11:23	その辺は認識どうですか。
0:11:26	はい。人間西田でございます。はい。今おっしゃっていただいて、ちょっとこの書き方もうまくなかったかもしれませんが有毒ガスに対するエルポーにつきましては92条それぞれの
0:11:38	役割というか範囲に従って必要な措置を変えていくと。当然ながら一部ラップするところは当然あるとは思いますがそれをカバーしながらちゃ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	んと、全体を網羅的に、必要な対策を記載していくということかと思っております。以上です。
0:11:54	はい。規制庁上出です。そういうことであればまず、前段の今の説明はわかりましたのでまた後程、
0:12:04	9条12条の整理資料の話になると思いますから、今現状そこにも、今の考えは反映されてないので、
0:12:12	これを踏まえて、と書いていくかっていう話が聞ければ、
0:12:17	よろしいですか。
0:12:20	はい。宮城石田でございますはい。それぞれの条文での説明の中で、今の考え方に沿った場合にどう直さなきゃいけないのかを持っているかというところは具体的に説明をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:12:33	はい。規制庁、上出です。まず冒頭のところ私は、
0:12:41	規制庁タカハシその他何かございますでしょうか。
0:12:47	大谷です。カミデの発言とかぶるところはあるんですけどちょっと一応頭の整理としてなんですけど、
0:12:53	まず大きく関係すると9条では大きく関係するものでまず9条12条2026、SAとかも関連するものとしてありますけど、まず9条12条に関してなんですけど、もともとの概念として、通常は外部事象について見ましようね12条約について見ましようねって形になっていて、
0:13:09	今回九条の外部事象っていう中でも有毒ガスの話がありますよと、なんていう球状で有毒ガス見ましようね12条で行きましようねっていう形がある中で、まず12条に関しては、許可の頃から含めてですけど薬品種の意識を注視する形になっていて、
0:13:23	実態として薬品影響としては設備への影響と明示に書いてあったのは、許可のタイミングだと建屋内の話だけだったかもしれんけど人体影響も含めて、
0:13:32	考慮事象として医薬品関連として12条仕組みてる形になってますのでプラスその薬品対策がありますと。
0:13:38	苦情に関しては有毒ガスという形になっていて、誘導かすっていうのは先ほどお話した12条の中で、設備影響の話とは別に、人体影響の方と基本的にガスの話になっていて、実際12条のところでは拾ってるものもあるけど、
0:13:53	そういったものをひっくるめて有毒ガスっていう意味だと9条のところでは今網羅的にやりますよと。で、ここんところで、12条だと絶対出てこ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	ないのが敷地外の話があってそこんところも含めて9条で抽出していきますよと。
0:14:03	なんで九条の中に結局12条で10するやつも入ってくると思うんですけど、
0:14:08	ここの部分をそれぞれしっかり書こうとするのか、12条で預金に係るものに関しては敷地内の役員に関わるものは12条でやったっていう形で引用する形にするのかとかあとで整理をお聞きできればと思うんですけど。
0:14:19	そういった形で九条で誘導かつ管理の意識が書かれていて、12条で薬品管理の意識が書かれてますっていうのは国評価は並びですって関係一緒の流れになっていて、それぞれの対策書かれる形になっていて、12条に関しては、
0:14:32	役員対策って意味でいうと昔だとどっちかっていうと説明守る者の方で、
0:14:37	利益対策とかカバーの話が書かれていて、現場の人の作業員の話っていうのを少し触れられてる形になってるんですけど、
0:14:45	今回の有毒ガス防護っていう形でやると薬品対策という意味でいろいろ運用の話が、評価の前提になることがあるのでそういったもので書かれてるものを、今回申請書でどう担保するかってのは後でお聞きできればと思ってんですけど、そういった運用面の話も含めて夜勤の対策が12条で書かれてますよと。
0:15:00	給料に関しては多分ここ誘導かつ防護対策の全般論
0:15:05	紙系の隔離であるとか防護とかそういった話の全般の話があつてかつ、薬品のやつは、さっきの同じで12条に書いたやつをもう1回九条で書くのかそれとも従事用に使ってますっていうふうにするのかわかんないんですけど、
0:15:17	同じような関わりな形で書かれてるっていうイメージを今持ってますと、さらに先どこまで言っておくと、20条26条に関してはその9条12条で、
0:15:27	説明した事象の抽出であるとか、対策を踏まえた上で、制御室とか緊対について承認する形になりますと、今回の誘導バス評価って意味でいうとスクリーニングの話とかに関しては、
0:15:37	あれは評価対象の場所を踏まえた上でないとスクリーニングできない形になってるのでスクリーニング評価に関しては20条とか26条のところ説

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	明がされる形になってますよっていうイメージを持ってはいるんですけどそんな説明があってました。
0:15:50	はい、三品でございます。はい。今おっしゃっていただいた通り化学系の漏えい自体は12条にもともと振っているところがありますただもともと上部場外でも限定していた部分を拡大した上で12条できるんですけども形状とやはりある程度、
0:16:07	IT化んとあかんかなと思ってますのでそこは明示的に何らか書こうというのが前提でございます。
0:16:14	期待する分もおっしゃる通りそれぞれ90条で、もともとからやっていたものに対してその人を防護するという観点で整理をさせていただきます。
0:16:25	トヨーアサノ影響評価そうですねスクリーニングについては、場所を考えた上での評価が必要でありますんで今20条26条でそれぞれ整理をさせていただくということで全般的な整理が、今おっしゃっていただいた通りだと思っております。以上です。
0:16:39	規制庁加地です。全般を少し見えてきた気はするんですけど、この後個別の条文を見るときに、要は飛ばし他のところから引用してくれたりとか飛ばしますっちゅう話を結局どう書こうとしてるのかっていうところ結局これって本文とか添付でそのまま関わってきちゃう話なので、
0:16:54	そういったところに関しての今現時点でどう考えてるのか。
0:16:57	今の整理資料ベースだと、
0:17:00	先ほど冒頭で話された最後の470ページとかにある資料と、
0:17:05	そもそもそれぞれの資料の記載が合ってるかどうかというのちょっとよくわからないところが正直あって、
0:17:11	なんで今現状どうしようとしてるか資料の記載が今すでにずれてるんだったら、今更言っても仕方ないんですが、多少流すので、どういうふうに変えていこうとしてるのかっていう方針を最低限説明できるようにしていただいて、
0:17:22	かつ大枠の方針すぎると、結局さしてもらった時に後で蓋開けてみると全然違うものが来たっていうふうになっても困るので、ある程度具体的な方針、ここに関しては、先ほど飛ばすって話だとバス、どの部分まで飛ばそうとしてるのかとかそういったところに関してまで、
0:17:37	この後個別の業務のところいければと思うんでよろしく申し上げます。自分からは以上です。
0:17:44	他に確認事項ありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:48	規制庁の藤原です。私からも1点確認したいんですが、これまでのヒアリングの中で先ほどの議論と繋がるんですけど、SAの方っていうのは、1.0のところでは展開されるのは、
0:18:00	92条の方で発生元の話がありそれを受けて、スクリーニングっていうその20条26条との関係と同じっていうふうに考えていいのかな、そこから整理を変えられたりとかしているのかといったところについて認識を合わせたいんですけどいかがでしょうか。
0:18:15	はい、萩谷でございます。従前から話をしていた内容から特に変更していません。92条から持ってきたスクリーニングところは1.0側でカバーするというので整理を考えておりました。以上です。
0:18:28	規制庁の藤原です。わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。
0:18:34	その他。
0:18:35	事項。
0:18:35	でしょうか。規制庁コサクです。類似なんですけど、
0:18:40	今のその446ページの図ですと、
0:18:45	左上の9条12条から下におりると右に行くのとあって、
0:18:51	右に行ったところにも中央制御室の運転員の防護って書かれているんですけど、
0:18:59	その部分等下に落ちてって制御室になるのとの関係性はどうなってますか。
0:19:09	はい。日本原燃萩谷でございます。もともと当間形状の右側に行ったところの中央制御室運転員の方というのはどちらかというと、
0:19:18	関係の確認とかいうような有力が数からの直接的な部分という、設備側の運用ということを中心に形状側で拾っていたと思います。
0:19:29	今回20条20、20条に行くところの制御室等のところについてはスクリーニング結果を受けた上で誘導かつに対する防護具での措置も含めて、
0:19:40	全体的なカバーをするということで、若干かぶるところあるかもしれませんが、もともと入っていたところと、プラスアルファの20条がねカバーされてるかもしれないということで、萩谷です。
0:19:54	すみません。先ほど自分が言ったやつの認識合わせて何か違う
0:19:58	形に戻ってきちゃったんですけど、先ほどお話ししたのは、9条12条で、一般原則としての薬品漏えい対策であるとか有毒ガス対策っていうのが述べられていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:08	それを詳述する形になるというのが 26 条のイメージかなと思っていて、何でかぶるといふか基本概念みたいのが 90 何条に書かれていてそれを詳述化すると 20 条 26 条だとすると、
0:20:19	今はここに横に並んで右に行ったやつから制御室のところに行っていないのが多分おかしくて抽出しか 20 条に関係しないかということではなくて、9 条 12 条で抽出して、対策の概念をうたった
0:20:30	そのまま 20 条 26 条で詳述化されてるようなイメージを持ったんですけどそれとはちょっと違いましたかね。
0:20:39	はい。日本原燃瀬谷でございます。はい。ちょっとこの図の書き方が悪かったかもしれません。はい
0:20:45	そうですね右通り下に行くとその関係はちゃんと整理をしないとけないので、
0:20:54	制御の特徴を形状とかでやった上で、それをもとに教授、影響評価を、に重要であると、その対策。
0:21:03	これ確認ですけどそれが 20 条に受けたものと、
0:21:07	それは一部学情に行くってイメージですかねそういう意味で 2、
0:21:12	下から上に戻ってくる線があるのが正しい姿ですかね、規制庁谷です。9 条 12 条は、規則要求上でいうと、外部事象に対して安全機能を損なわないこと役員に対して安全機能を損なわないことというふうに言ってるので、抽出だけで終わるのではなくて、
0:21:28	設計方針として安全機能を損なわない設計とするっていうところまでが 9 条 12 条でうたわれているイメージを持っていて、D9020、12 条で、ざっくり誘導数に対して、換気隔離しますよとか防具用意しますよっていう設計方針で来
0:21:43	ざっくり言ったやつを、制限値とか勤怠としては居住性評価みたいな形の概念で、そこんところで時いぎ守りますよっていう方針に基づいて具体的にどう守るのか、そこは建屋の換気設備の隔離の話とか出て、
0:21:57	制限値と管理設備とか個別の設備を言いながら、20 条 26 条で消磁する形なんで、9 条 12 条の概念を受けて 20 条 26 条をやってますというふうに言えば、別に戻さなくても説明はできるんじゃないかなという印象を持ってたんですけどそうでもないですかね。
0:22:12	はい、与儀吉原でございますはい。ちょっと整理が上手くでしょ。すいません。はいおっしゃっていただける通りかと思えますもともと概念として、以上で書いていたものをそこはそのまま書きつつ、20 条 26 条ではちゃんと影響評価をやった上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:29	質問対策を説明する関係で述べていくということなので
0:22:34	ちょっと変更取れなくても運用も書いてちゃんとリンクは通常 12 条から便空間や矢印の向きが 20 条 26 条から 92 条に行くんじゃないかと、
0:22:48	9 条 12 条のやつを、矢印の向きって言うと変かもしれんすけど、概念で言ってたわかりました 20 事務局で広岡。
0:22:56	すいません、規制庁コサクですけど、単純に言うと、矢印の 1 は得てからではなくて、
0:23:02	右側の機能維持から降りてくるというイメージです。はい。
0:23:07	はい。すいません日本原燃者でございませはい。ちょっと理解できました。はい。すいませんでした。時間かけてしまいました。はい。イメージ理解をしました。おっしゃってること自体は、はい。ちょっとその辺もさせていただきたいと思います。
0:23:20	はい。規制庁コサクです。それが申請書としてどういうふうに表示されるのかっていうのをこれから確認させていただきますので、最初にカミデが言った通り今の資料ということにこだわらずに、
0:23:33	ここまで話をした結果を踏まえてどういうふうにしていきたいかと。
0:23:37	ということで説明をしていただければと思います。よろしくお願ひします。
0:23:43	すいません規制庁カミデです矢印の話で一応確認ですけど、今の
0:23:50	右側の安全機能を有する施設の機能維持のところから、20 条、26 条にも矢印だという話でしたけど、
0:23:59	特定のところからの矢印も一応残っていて、
0:24:05	9 条 12 条で大枠である程度絞り込んだものをさらに 20 条の方ではスクリーニングをするっていう意味で、北向きの矢印一応日本だっていう理解なんですけど、それはそんな感じで 1 回やってますかね。
0:24:20	はい。日本原燃志田でございませすいません私が理解したのはそうです日本の矢印のイメージでした。
0:24:27	はい。規制庁川満わかりました。
0:24:34	ありませんでしょうか。
0:24:38	ないような
0:24:39	日本原燃の方、次の説明を、説明に進んでください。はい。規制庁高橋です。これから個別のところにて設営説明に入っていくかと思ひますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:50	それぞれの変更のポイントといいますかという点で考え方ですね、のところで、あと、具体的なところを確認できますのでその辺のところの対応ということで、よろしくお願いしますそれでただですね、
0:25:01	先ほどから説明ある通り、関連、条文間で関連し合うところですかそういうところがところがありますので、そういうところはですね、並行してですね関連するところを確認することになりますので、そのところその点につきましては
0:25:15	必ずしも条文別にならないところもありますが、そこをご対応していただくようお願いします。それでは説明の方お願いします。
0:25:26	日本原燃の田内でございますよろしくお願いします。
0:25:29	9条のですね補足説明資料をご覧くださいければと思います。
0:25:34	まず9条の概要なんですけれども、今冒頭石原よりお話があった通りですね
0:25:41	あと、
0:25:42	20条の最後のページになってると少し所々整理が違う訂正になっているんですが、そこは適宜訂正していきます。
0:25:49	9条に関しましてはまず網羅的に有毒ガスの発生原因を特定しましょうというプロセスを追加させていただいております、具体的にはですねまず通しページで20ページをご覧くださいだと思います。
0:26:07	はい。
0:26:08	20ページはですね
0:26:10	特に適合性の文章になるんですけれども、ここに書いてある文章はですね、後ろの方の設計方針にも事務所が書いてございますので、こちらの適合性の方の説明で合わせて、全部説明させていただく形でいきます。
0:26:25	まず有毒ガスのところで、下線が二重下線が引いているところが追加ポイントなんですけれども、こちら今ですね有毒ガスについては20条の有毒ガスですね、
0:26:37	発生元の定義も踏まえてですね、有毒ガスをテキスト抽出すると。
0:26:43	いうことを元にかかせていただいております。
0:26:46	ただですね現状今この書きぶりがこれだけしか書いてなくてですね、冒頭申し上げていた、
0:26:54	9条、12条で扱う化学薬品、
0:26:57	全体的にですね。
0:27:00	整理をして抽出するという表現ができていないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	ここに関しましてはしっかりですね敷地内ですとかと、
0:27:08	都市周辺ですね敷地内の主建屋内外ですとか、敷地周辺で発生する有毒ガスをですね網羅的に、
0:27:18	調査して、特定すると。
0:27:20	いうことを書かせていただこうと考えています。
0:27:25	はい。
0:27:26	次の段落からがですね、有毒ガスの発生元の特定のための文章になっております。
0:27:35	21 ページの方に進んでいただければと思います。
0:27:39	まずですね化学物質をどのように調査するか。
0:27:42	ということと、あと
0:27:46	化学物質の内訳はどうなっているか、そのあとにですね構成部材、その通りで調査をするかということを書かせていただいている、そのあとにですねどんなものが除かれたか。
0:27:57	というのが 22 ページの、具体的にはからですね記載されているような構成になっております。
0:28:03	はい。
0:28:04	ただですねこのロジック展開につきましては、
0:28:09	例えばですね、21 ページの、
0:28:13	3 段落目にはですね、敷地内の固定施設ですとか可動施設に保管されている化学物質について、
0:28:21	こういったものを対象にして調査をするとか、調査をした結果どうなのかというところは、今現状ですねしっかり書いてございませんので、
0:28:31	こちらは、詳細は補足に飛ばす形にして、結果の概要を、
0:28:36	しっかり入れなければならないというふうに考えておまして、
0:28:39	こちらは追加しようと考えております。
0:28:43	同じようにですねその次の段落の敷地外の固定施設に保管されている化学物質については、
0:28:49	特段の許可があるとございございませけれども、
0:28:52	こちらに関しましても、どんなものを調査するかということをおし上げてはいるんですが、結果して、
0:29:00	どうなったかというところをですね、今後ろの方にですね、書いておまして、その方の多段濃縮工場から発生する

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	フッ化ウラニルですとかフッ化水素が十分低い濃度になりますとかそういった結果が一応あるんですけども、こちらは今、離れておましてちょっとわかりにくいので、こちらはですね、しっかり調査方法とその結果というものが、対応するように、
0:29:25	一つあと細かい説明につきましては、補足説明資料に飛ばすようにしたいと。
0:29:30	いうふうに考えております。
0:29:32	同様の説明になってしまいますけれども、そのあと敷地外、
0:29:36	のですね、所敷地外に保管されている敷地外の可動施設に保管されている化学物質を述べておりますが、
0:29:43	こちらの結果どうなってますかっていうところがですね、次の 22 ページのですね。
0:29:48	下から 3 段落目のところですか、に経過が書いてございまして、こちらの対応が取りにくい状況になってございますので、ここ同じく回避できるようにしたいと考えてます。
0:29:59	はい。
0:30:00	そのあとですね構成部材の話が書いてございますけれども、
0:30:06	調査の仕方が書いてございますが、実際どんなものを調査したかというところは、
0:30:12	補足説明資料でしっかりこれも示そうというふうに考えてます。
0:30:18	はい。最終的にですね、
0:30:20	今、いろんなものをですね除外するというロジックを述べて参りましたが、
0:30:25	結果としてどうなったかというところをですね、
0:30:29	書く必要があるんですが、
0:30:31	それもですね。
0:30:32	今補足説明資料と紐付けがなされていないので、
0:30:37	それをしっかりつけていこうというふうに考えています。
0:30:42	はい。
0:30:43	続いて 22 ページをご覧いただきたいんですけども、
0:30:49	22 ページはですね、
0:30:52	有毒ガスの発生ということで 1 人の影響が主なところなんですけれども、しっかりその有毒ガスが安全機能を有する施設影響するかどうかっていう観点でもですね、評価が必要ですと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:31:02	ということで安全機能を有する施設の影響に関してはですね腐食性を有する有毒ガスを抽出して、
0:31:07	確認しますということをしかり書こうということで、一番上の段落を追加しています。
0:31:15	はい。
0:31:16	今こういった有毒ガスですね選定プロセスがこうバラバラと書いているので、ここはわかりやすくですね、通り立てて説明していきたいというふうに考えてます。
0:31:27	はい。次の変更点ですが、22 ページのですね下から2 段落目になります。
0:31:33	こちらに関しましては今までの選定プロセスの結果ですね、再処理施設周辺の固定施設及び可動施設から発生する有毒ガス、
0:31:41	とらないというふうに書いております。
0:31:44	一方でですねこの後2、1 ページめくっていただいてですね。
0:31:48	当初の23 ページ、ご覧になっていただきますと、
0:31:52	その今ないと言っておきながらですね万一漏れた場合というのが、2 段落目から書いてございます万一、六ヶ所ウラン濃縮工場または可動施設から発生した有毒ガスが、
0:32:03	という流れのところになりますけれども、
0:32:06	吉良もですねその関連する文章等にですねちょっと離れているので、
0:32:11	わかりやすくですね、
0:32:14	影響を及ぼすものはないんですけども万が一漏れた際にはしっかり防護できる設計にしますと。
0:32:19	いうことをですね、わかりやすくつなげようというふうに考えてます。
0:32:24	はい。その上で、通しページ23 ページの一番上の段落にございますように、
0:32:31	化学物質が漏れいしがたい設計としてるんですけども、有毒ガスが発生してもですね、
0:32:39	必要な、
0:32:40	作業リスクに応じた防護ですとか、
0:32:43	対応を定めてですね必要な資機材を配備して対応できるようにしますということを書こうと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:50	はい。ちょっと冒頭言い忘れてしまったんですけども、その冒頭のところにもですね化学薬品、どんなものがあるかっていうところは、12条側から引っ張ってくる必要がございますので、
0:33:00	元のところに、12条ともですね参加品のリンクは追加したいと考えてます。
0:33:07	入って23ページの真ん中ほどにですね、今選定した有毒ガスに関しましては、20条、26条に飛ばしまして、
0:33:17	そちらで詳細な影響評価を行うということを書かせていただいております。
0:33:23	はい。先ほどの冒頭の話もございますということで、こちらでですね、整備した対策、報告の式、資機材の配備、
0:33:33	そうですね使った対処を20条26条でちゃんとやりますというつなぎを書いた上で、
0:33:39	影響評価は20条、26条で詳細を示しますと。
0:33:43	いう形で記載を充実することを考えてます。
0:33:49	はい。どうしましょう。まず1回冒頭ですね選定、有毒ガスですね発生元の特定に関しての、修正の案ということになりますが1回切った方がよろしいでしょうかね。
0:34:02	はい、規制庁カミデです一旦切って、いろいろ何かこう直すみたいな話をされましたけど、ちょっとまだイメージが追いついてないので一つ一つ確認
0:34:16	できればと思うんですけど。
0:34:18	まず先ほどの9条12条の話で、
0:34:25	12条からまず呼び込みをって言ってましたけどそれは具体は独歩ですか。20ページのところに、それを追加するっていう、
0:34:35	どうですか。
0:34:38	はい。日本原燃玉木でございます。
0:34:40	はい20ページの一番下の変更点の、
0:34:44	ところでですね、
0:34:49	ここではないか、すいません、どんな化学薬品を考慮するかというところになりますので、
0:34:55	20ページから21ページにかけてのどんな核種を調査するっていうところに、20条、
0:35:02	の話が入ってくると思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	規制庁カミデです 12、12 条ですね。
0:35:10	ごめんなさい 1012 条ですね失礼しました。
0:35:13	ね。
0:35:14	すいません。いえ。そうすると 12 条のどの部分を持ってくるかっていう話で、次 12 条の資料でまた説明いただきたいんですけど。
0:35:24	12 条の何ページの部分を、
0:35:27	飛ばしてきますか。
0:35:37	はい。日本原燃の玉井でございます。12 条の補足説明資料のですね通しページで、
0:35:44	13 ページをご覧ください。
0:35:53	13 ページのところに、
0:35:56	1 ポツ 7 ポツ 16 ポツ 2 ということで、化学薬品取り扱いの基本方針でございます、
0:36:03	ここに取扱役員が網羅されているので、ここを引っ張ってくるものと考えてます。
0:36:16	あと、規制庁カミデです。衛藤。
0:36:22	規制庁谷です。すいませんはなし故障としてできるあれ 1078 とかじゃないんですかね、そっちじゃなくて 10。
0:36:28	3、
0:36:30	1078 に設計上考慮すべき化学薬品。
0:36:34	1 月で漏えい、
0:36:36	中の設置状況を踏まえながら、
0:36:44	じゃなくて、
0:36:45	さっきのやつって、薬品取り扱いの基本方針のところを言われた感じですか。
0:36:50	その手前。
0:36:55	はい日本原燃玉井でございます。今申し上げたのは、その薬品取り扱いの基本方針のところで申し上げてしまったんですけども、
0:37:05	筧さんおっしゃる通りですね、17、18 のところで、その考慮すべき役員というところがございますので、
0:37:13	すいませんこちらの方が適切だと考えます。
0:37:17	規制庁コサクです。田尻が言った後で申し訳ないんですけど、
0:37:23	最初は
0:37:25	網羅的に抽出しましたっていうところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:28	1078 に行くともスクリーニングがかかっているようにも思うんですけど。
0:37:34	それはどういうふうに推移すればいいのかなということで 1078%あっても、
0:37:41	スクリーニングの手前で飛ばせばいいと言えればいいんですけど、
0:37:45	どういうふうに読めばそれがうまくいくんですかね。
0:37:51	弓削西原でございます。今コサクさんのご指摘、まず、全般的にその材料で事業者内での確認を、存在する関係の調査しますと言っているところの母集団としては、
0:38:05	常務以上のさっきの高内が最初に出た 13 ページから始まるところが多分抽出、母集団が頭にくるところとそのあとの構成部材について調査していただける。
0:38:20	くれ波浪によって生成する化学薬品とか何とかって言うところで、おそらく十条のタジリさんがおっしゃられた設計上流星契約各役員との関係を、
0:38:33	機密と全体の母集団で決まってかつ
0:38:39	その半分が発生する医薬品ってのはこれだよということでお互いちゃんと整理できるかなと思ったんですがいかがでしょうか。
0:38:46	規制庁コサクです。単純にもう少し頭を回っている最中ですけど、17 ページでいうと一番最後の設計上考慮すべき対象から除外するっていうのが、
0:38:58	腐食の関係。
0:39:00	ていうの船になっているので、これは作業の関係からだとこれでは除外してはいけないっていうところがあって、
0:39:07	悩ましくて一方で構造部材での反応で云々というのは、読み込みたいと。
0:39:15	いうところだと思うんですね。7-D。
0:39:20	13 ページだけでもちょっとあれなのかもしれませんが、17 ページを単純に持ってくるというわけにもいかず、
0:39:29	というところ、13 ページの呼び込みながら 17 ページに書いているようなことも球場側で言うと、
0:39:36	ということなんですかね。
0:39:39	まずは網羅的にちゃんと抽出してますよってところは 13 ページのところ、1. . 10 億っていう意味ですかねここで言う最初の施設において取り扱うものってのはこういうものだよっていう母集団が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:54	あるのは、等は必要かなと思ってますあとは確かに 17 ページは除外するということしか言っていないので実際は、
0:40:03	この場以上で過去の時はその反応度の組み合わせは 21 ページから始まるところで、その反応して発生する有毒ガスとかがどんなものがあるかみたいな腐食生活科、
0:40:14	ていう話をしているので、それとの絡みも含めて、
0:40:21	管理によってせる云々かんぬんというガスの発生原因として選定するといったところを、の絡みで、その話も盛り込むということも、一つは、
0:40:32	それで全体をカバーできるかなと思ったんですが、
0:40:36	ただ、
0:40:37	規制庁コサクです。大体、
0:40:40	わかりましたというか改めて今の聞いた感触でいうと、大本の 13 ページを持っていきつつ、17 ページだったり 20 何ページだったりといったところの、
0:40:54	検討事項をあわせて呼び込んで、荘司通は、引用する形で、もうこっこの 12 条を見ればいいと。
0:41:04	いうことにしながら同じようなことを考えてやりますよと。
0:41:08	いうふうに救助書くって感じですかね。
0:41:11	はい、日本イシハラございますイメージとしてはそういうふうに思っております。
0:41:18	はい規制庁コサクです。玉井さんイメージ。
0:41:21	共有できました。
0:41:25	はい。日本原燃玉田でございます。12 条の母集団としては、元の 13 ページをベースにするんですが、有毒ガスの発生という観点で考慮する構成材ですとか、
0:41:36	あと人体の影響を加味して考慮しなければならない事項については、
0:41:41	17 ページですとかそれ以後のところを書いてございますので、それを適宜読み込んで、その住居球場に書くということで理解しております。
0:41:52	小峰さん。
0:41:53	はい。イメージはついてると考えます。はい。
0:41:56	はい。規制庁上手です。衛藤。
0:41:59	適宜呼び込むってところがまた難しく、どう読み込むかなんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:04	あれですかね 21 ページの 3 パラ目あたりなのかな。ここで今敷地内の固定施設及びカード施設って、一緒くたにしてますけど、
0:42:16	この辺で、
0:42:18	医薬品で呼び込めるところは薬品で呼び込みつつ、そこでカバーできない、球場に持たせなきゃいけないものは、こうやって抽出しますよと。
0:42:29	薬品部分は呼び込みで休場部分はちゃんと書くって、そんなイメージですかね。
0:42:39	日本原燃賜ってすみませんちょっと元冒頭のページ数をちょっと聞き逃したのでもう 1 回、21 ですか。失礼しました。
0:42:47	以下皆さん方のですね 21 ページの敷地内の固定設備稼働施設に保管されている化学物質については、そのくらいのところで固定施設ってというのがまさしく事業所大でも、
0:42:58	機器とかに保管されているか確認を行っているので、ここの調査については、十四条の先ほど最初に施設における化学薬品の取り扱いの基本方針に書いてある、
0:43:08	網羅的に調査をするというようなこういうものがありますよってところを呼び込みつつという、直下部施設までわからできないところがあるのでその辺を特定した上でこの部分はこれを
0:43:21	使いますっていかこれを引用してっていうことで整理をするということに理解をしました。
0:43:27	はい。規制庁深見です。その理解の通りで結構ですので、
0:43:32	ちょっとそういった形で記載を
0:43:36	考えていただく。
0:43:37	ということだと思います。で、
0:43:40	それで
0:43:43	あと、最初の 9 条 12 条っていう関係だと、
0:43:51	発生元については今それでよくて、
0:43:54	対策系っていう意味だと、
0:44:00	9 条から 12 条へ持って行き方、12 条でどこで受けるのかってところを、
0:44:07	ちょっと具体的に話を聞きたいんですけど。
0:44:11	あ、コサクです。今お話あった 90 から 12 条へってというのは、
0:44:16	基本、最初タジリの話でなくて、ないって言い過ぎなのかな。
0:44:22	あっても必要かどうか、基本 12 条 d、一通り入るのだけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	内部事象として、敷地外なり、
0:44:36	敷き詰め屋外カラー
0:44:41	いえ、
0:44:42	影響が出ると言ったので12条で受けなきゃいけないもの、受けなきゃいけない或いは受けるものって、
0:44:49	何がありますかね。
0:45:01	原因。
0:45:07	えとコソ規制庁コサクですけど、基本的には、今言ったやつは球場側での、
0:45:13	考慮事項になるので、九条で対策述べてもらえばいいはずなんですけど、
0:45:20	12条にも戻したいというか降りたいですっていうのはありますか。
0:45:25	結局それはあれですよ。
0:45:28	あるつつつても、今書いてある最後2、
0:45:31	今書いてあるのは最後に20条26条ということで制御室緊対に、
0:45:36	飛ばすと、いうのと同じようなことでの12条ってありますかっていう質問なんですけど。
0:45:42	現状書いてないところで言うところありませんっていう。
0:45:45	書いたような気もしますが、いかがでしょう。
0:45:49	東芝機械ですか。日本原燃の玉内でございます。
0:45:53	12条で入っていて、9条で入っていないような敷地外の薬品とかを含めてく上で、全化学薬品の
0:46:02	対応しますというふうに申しておりますので、
0:46:05	9から12に対策で通るのではないのかなというふうには考えてるんですが、
0:46:11	はい規制庁コサクです。わかりました。その概念でしっかり書き込んで、
0:46:16	いくということに理解をいたしましたのでそう。そう。その意識で見たいと。
0:46:25	規制庁、大上です。あと9条12条の関係で、すいませんちょっと発生元に戻っちゃいますけど、
0:46:33	12条の15ページにあるような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:38	12 から 9 への持ち込み呼び込み、特定の話は 90 呼び込んでますけど、これはさっきの話でいくと特になくていいということで理解しますが、それは大丈夫ですか。
0:46:53	日本原燃の玉内でございます。15 ページにある、
0:46:57	そう、今おっしゃったのはこの 9 条、
0:47:01	飛ばせる場所ですよここも。
0:47:05	すべて 12 条の方で対策は見ますので、ここの記載は不要だと思ってます。
0:47:10	と規制庁カミデ今対策というよりはまだ発生元の話に戻っちゃってて、はい、九条で 12 条の箇所をもう具体的に呼び込むから 12 条からわざわざ急に発生元として飛ばすようなことはないと思う。
0:47:25	ですけど、それでいい。
0:47:29	日本原燃の持田です。失礼します発生元についてははいその認識で、
0:47:34	合っていると考えてます。はい。
0:47:37	はい。規制庁、上出です。大体それで 9 条 12 条っていう意味では、関係性としてはそんな感じで、あと 9 条から派生するのは先ほど少し話のあった。
0:47:49	20 条 26 条っていう意味なんですけど、
0:47:53	9 条の資料でいうと 25 ページですが、
0:47:58	さっきの 20 条の 3 年の話だと矢印日本入りますよねって話で、
0:48:05	追加する方の矢印の話が今書いてあると思うんですけど、
0:48:12	特定としての矢印部分がこれで、ちゃんと飛んでるのかどうかっていうのは、読めなくてその辺ってどうします、ここで読むんだっていうのを
0:48:22	ないわけではないとは思いますが、どう考えますか。
0:48:30	日本原燃のよろしいですかね。日本原燃の田守でございます。
0:48:36	規制庁コサクですすいません。それで言うんですけど、
0:48:40	今私 23 ページのところで見てるんですけど、
0:48:44	これだと選定した有毒ガスが発生した場合なんですよ。
0:48:50	しかも評価の詳細でしかなくて対策について二村振ってないんですね。
0:48:56	対策については不良に変えた方がいいっちゃうのはあるんですけど、
0:49:05	カミデー 1+
0:49:09	発生元の関係でいうと、この設定した有毒ガスっていうのが、どのレベルの話で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:15	言っているのか、それがちゃん等スクリーニングまで飛ばしたか立入の点、手前というか上流のことを言っていれば、
0:49:25	何となくこれ、ここの振り方で全体飛ばしてますっていうふうに読めなくもないかなと思うんですけど。
0:49:32	そこがちょっとはっきりしないっていうことかと思います。それを踏まえて、どう、
0:49:39	考えるかをお話しいただければ、
0:49:46	はい。日本原燃の玉城でございます。
0:49:49	今、ご指摘いただいた通り 23 ページの書き方では足りてないと考えておまして、
0:49:56	有毒ガスにつきましては、ガスとしても多量にその放出するような人体に有害なもの、
0:50:04	というものが、今、ここの 92 条のところを選定されてますので、
0:50:09	その結果を、20 条、26 条のスクリーニング評価ですとか、
0:50:16	居住性の方で使いますし、
0:50:18	もちろんですね、そういったガスに対する防護対策に関しましても、全体的に 20 条 26 条で考慮すべきものになりますので、
0:50:27	ここに関しましてはこの前段の、
0:50:30	選定した有毒ガスとは何かというところをしっかりと書いた上で、
0:50:38	国はその書類、
0:50:40	ですよねというものの影響評価に使う有毒ガスの種類ということとあと防護対策に関しましても、その詳細は 20 条 26 条で整理をすると。
0:50:50	ということで記載を直したいと考えます。
0:50:55	規制庁カミデです最初の最終的な話とちょっとずれてるような気がして、
0:51:03	9 条 12 条ではある程度、9 条の手技範囲 12 条の守備範囲としての影響評価の対象を選んでもらうけど、
0:51:10	それをまた 20 条に持って行って、20 条 3 項の影響評価の対象にはまた 20 条側でスクリーニングをして、特定するっていう作業があると思っています。で、
0:51:23	なので、ここをどう書きますかっていう話だと思ってました。今田巻さんは、こっちでも 20 条で評価するものも全部スクリーニングしてるんだみたいなことを言われたのでそうなる、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:36	前段の話がずれてくるんですけど、ちょっと整理して話をしてもらえますか。
0:51:44	日本原燃の玉野でございます。すいませんちょっと説明の仕方が、プロジェクト申し訳なかったです。
0:51:51	おっしゃっていただいた通り、スクリーニングは 20 条側の評価であるというのはそう考えておりますので、
0:52:01	9 条 2012 条側でスクリーニングするという趣旨ではございません。
0:52:06	あくまで 9 条、12 条では、
0:52:11	有毒ガスの発生元として、対応に放出してですね人に影響を及ぼすもの。
0:52:17	というものを特定しております、それを 20 条、26 条で考慮すると。
0:52:24	考慮というのは、対策でも考慮しますし、
0:52:27	あと、設備のですね、
0:52:30	安全機能の担当という観点でも考慮するということになります。
0:52:37	あと、規制庁カミデすみません修正のイメージが今の回答では全く見えず、まず、
0:52:47	細かい話からいくと、
0:52:51	細かいガスの名前をここにだりするようなイメージではないんですけどそれなんか、先ほど何か全部ガスの種類よみみたいなこと言われてましたけど、そういうものではない。
0:53:03	日本エリアでございます菅さんの所の横に書くイメージで私もないので、それはまず書かないと思ってます。実際センケンした有毒ガスが発生した場合の影響評価の詳細については、これを読んでもなり得るんだかよくわからないと思うので、
0:53:19	実際発生原因も踏まえた上での定員の、への影響というのを影響評価自体は、発生元から得てから含めて全体のスクリーニングを 20 条で、
0:53:33	これが 26 条でそれぞれ受けてますので、そういったことを 20、26 条でうたいますよと、いうことを書くのかなと実際どう書くかって話なんですけども。
0:53:45	有毒ガスが薄い定義の影響、
0:53:49	評価については 20 条、26 ページだけじゃないかし支援員動か、運転支援に対する影響評価については、第 20 条成立及び十九条を緊急時対策所で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	C S というか整理するということかなと思ってましたがいかがでしょうか。
0:54:09	あと、規制庁カミデです。大体方向性は合ってると思うんですけど、やっぱり具体の記載をもう少し固めたくて、
0:54:19	かといってジャストアイデアはないんですけど、
0:54:23	要は、
0:54:24	非常に、
0:54:26	センスの悪い言葉を使うと、設計基準対象有毒ガスみたいなものがあったとして、
0:54:32	それが9条の対象ですよ。で、それを設計基準対象有毒ガスを持っていて、二条に持っていきますと、さらに形状とって
0:54:43	中央制御室の再循環運転の詳細、
0:54:47	について有毒ガスの塊と思って向こうでスクリーニングするんですけど、それを両方持ってって20条で説明しますということが
0:54:57	書きたいことだと思ってるんですけど、具体でどういう言葉で説明をしなければいけないかっていうのは、ちょっと悩まなきゃいけないところですね。
0:55:08	さらに言えば、
0:55:10	12条、
0:55:12	の対象っていうのをどこで飛ばすんだって問題もちょっとあるのかなって気はしてますんで、ちょっとその辺りも少し話をできればなと思いますけどいかがでしょうか。
0:55:33	聞こえてますでしょうか。
0:55:36	与儀西原でございます。安部さん西郷南條とおっしゃられました。
0:55:39	12条です。9条でそのまま飛ばして、
0:55:45	いいのかっていうのが今ちょっとよくわかんなくなっていて、
0:55:51	何。
0:55:52	9条で選定した発生元、スクリーニングした結果の発生元を20条でそのまま飛ばしていいのかっていうのが、
0:56:01	ちょっとわからないと。ごめん。規制庁コサクですけど、スクリーニングは20条でやるので、すいません。スクリーニングとスクリーニングの手前の一色上げたものを、
0:56:14	20条に飛ばすと。はい。いう古藤のときに、何をクッションにしなきゃいけないかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:19	あと、苦情からただ持ってきてだけで済むのか。
0:56:24	20 条は 20 条で、九条で呼び込んでではつつも、
0:56:29	20 条側で、再処理施設にこんな薬品がありましたと。
0:56:35	先ほど規制庁コサクですけどそれはいいんじゃない、大丈夫。10 日を、
0:56:41	9 条で、12 条と 9 条で、一応考えるべき、全体を網羅した。
0:56:47	他系統になっているから、そうですねすみません私がちょっと感じる 12 条から九条持ってきてるので、
0:56:55	はい。あれは全部になっていいと思いますそうですねちょっと私の整理が悪くて何だろう、9 条で、
0:57:04	考慮すべき有毒ガスの母集団っていうそれさっきの設計基準対象有毒ガスみたいなものを変に定義すると、何かその辺がややこしくなるので、ちゃんと書かなきゃいけないっていうのが今の話の結論で、
0:57:21	ちゃんとそういうものを、
0:57:23	規制庁コサクです。それで言うと、最初からこだわったところなんですけど、スクリーニング前の言葉をちゃんと使うのか、それを意識した表現になっ
0:57:34	ていって、
0:57:35	変に絞った状態で持っていくと今上出が言ったようなところで、悩ましくなってしまうので、上流でちゃんと引き渡しましょうねと。
0:57:43	いうことだと思います。それによって、苦情は、まず、上流は漏れなく、
0:57:51	拾えますということでそれが説明性ができると。
0:57:55	ということで原燃の方は当初の申請の時からそういう概念で話をされてましたから、それをちゃんと表現してくださいねということだと思います。
0:58:05	それで言うと、改めて資料を見るとですね、
0:58:11	は、
0:58:13	制限の関係を、20 ページ 21 ページと、
0:58:18	来ていて、発生元について固定施設稼働施設との構造部材も調査しますとそれらの反応云々を考えますというのが 10、
0:58:31	21 ページの一番最後のパラグラフと。
0:58:34	いうことだと思うんですけど、ここで選定と言ってるの誘導ガスの選定っていうと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:42	誘導数の発生元として設定だから発生元っていう言葉もいいのかもしれないですけど、
0:58:48	結城が、
0:58:50	してはいるんですけど、
0:58:52	一方でその前の行ですね、人体への悪影響を及ぼす恐れのあるって書いてちゃってるので、これ限定かかっちゃってるんですよ。
0:59:03	この次に今度施設への影響っていうの
0:59:07	21 ページの最後の段落等 22 ページの最初の段落は別のことを言ってるかのように見えちゃっていて、全体集合がなくなっちゃってるんですね、その辺りどうしていきますか。
0:59:23	日本原燃の玉内でございます。今の古作さんおっしゃっていたところの書きぶりですと賃貸と設備でちょっと分けちゃってるんですが、実際としてはその下、
0:59:33	有毒ガスの発生元は、人への影響説明の影響両方とも、
0:59:38	もちろん含めて選定したものが、9 条中 20、9 条 12 条の整理になりますので、
0:59:45	鳥羽さんには、
0:59:47	賃貸の駅及び設備への影響の観点から、選定した発生元、
0:59:52	の影響評価、
0:59:55	及び防評価の詳細は 20 条 26 条で示すというのは飛ばし方かと考えてます。
1:00:02	はい、規制庁コサクです概念はそれでいいと思いますので、しっかり文章練っていただければと思います。それで言うと 22 ページ、分けるのかまとめるのかちょっとあれですけど、
1:00:14	分ける場合でいうと、22 ページの最初の段落は、21 ページの、
1:00:20	最後の段落と表現が全然違って、確認するっていうところまで書いてちゃってるので、これだとよくないので、ちゃんと並びをとって、まずは網羅的な選定というところで止めると。
1:00:33	いう古藤 D 意識して書いていただければと思います。よろしくお願いします。
1:00:41	はい。日本原燃玉置です。承知いたしました。
1:00:46	はい。藤規制庁、上手です。それで計上と他の条文の関係っていう意味では、大体そんなところかなと思ってあとはちょっと形状としての中身。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:59	ちょっと確認したいと思いますけど、
1:01:03	22 ページで具体的にはっていうのでこれが要は既許可である程度書いていたものを何とか取り込んでという感じではあるんですけど、
1:01:13	冒頭の説明でこの辺も少し直したいって話でしたが、
1:01:19	どういうイメージかなというのをもう少しきたって、
1:01:25	基本的にここで書いてあるのは、21 ページの
1:01:32	選定。
1:01:34	だったり、
1:01:35	間瀬選定っていうんですかね、の過程を、
1:01:39	の一部がただ入っているというだけですから、基本的にその敷地内の固定稼働後敷地外の固定がどう稼働ってそれぞれに対して、
1:01:52	どういう選定をしたっていうのを網羅的に書けば、この既許可に書いてあったこともその中で説明できるかなと。
1:02:01	と思うんですけど、事業者の修正イメージをもう一度改めて説明いただけますと、
1:02:10	はい。日本原燃の玉内でございます。今、選定のプロセスについてご指摘いただいた通りですね、
1:02:20	選定、どういう選定をして何が残ったかっていうのを、一つ一つ、
1:02:26	述べていきたいと思います具体的には、
1:02:29	例えばですね、21 ページの上から、
1:02:34	2 段落目ですかねあと 3、2 段落目から敷地内の固定施設及び稼働施設に保管されている。
1:02:40	というような話は、話がここにありますけどもここでは敷地内の固定施設稼働施設の関係役員について調査をして、
1:02:48	何を落とすかということを行ってます。
1:02:51	ただ、一体何が起きたのかっていうのは、補足説明資料には載っているんですが、日用品の薬品ですとか、使用場所が限定されて量が少ないもの、そういったものを落としてますので、
1:03:04	今申し上げた部分での概要ですね。
1:03:07	この敷地内のっていう段落の後に追加しまして、
1:03:12	具体的な内容は、
1:03:14	どうですっていうのを補足に飛ばすようにしたいと思ってます。
1:03:18	おっしゃってたようにですねこの後も同じように敷地外の固定施設に対して、考えたものは何ですと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:24	動いたものは何か。
1:03:26	というのを書きます。そのあと敷地外の可動施設に保管されてる化学物質を調査した結果これですと、敷地外の可動施設はどう考えますか。
1:03:35	という順番にですね、四つ述べていく。
1:03:40	というふうに文章を直したいと考えます。
1:03:44	どうも、規制庁カミデです。今の話は、21 ページにある方針に対して、結果を一つ一つ当てはめますという話だったと思うんですけど。
1:03:57	21 ページの各
1:04:00	行ごとっていうか、
1:04:03	方針があって調査方針があってすぐ下にその結果を書くイメージだとか。
1:04:09	一旦方針を固めて書いてそのあとに結果を並べて書くのかっていうとどっちのイメージですか。
1:04:19	日本原燃の玉内です。前者のイメージです方針があって、結果を書く方針があってまた結果を書くというイメージです。
1:04:28	規制庁、カミデです。聞いた印象だけだと、何かそのあとまた文章全体としてのまとまりってというのが、
1:04:38	見にくくなるんじゃないかなと思いましたが、
1:04:42	そこって、
1:04:46	調査方針って、
1:04:48	調査結果でさらにあれですか、23 ページにあるような調査結果に応じた対策系も一気に並べていきたいって感じです。
1:05:04	はい。日本原燃玉井です。調査結果を受けて特定したものに対しての灰対策系も並べて、
1:05:10	各というイメージで考えておりました。
1:05:14	規制庁カミデです。
1:05:18	一旦書いてもらってということなのかもしれないですけど、そうなる と、小項目としては、まずは、
1:05:28	敷地内の固定施設みたいなところがあってそこで、調査の方法、調査の結果、探索系、次に、
1:05:38	式ちい内の可動施設っていう章があって、
1:05:43	調査方針調査結果みたいな感じになるんですけど、
1:05:49	何か、それはそれでわかりにくいというか、例えば方針、調査結果、対策系っていう形で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:58	並べた方が読みやすいんじゃないかなと今イメージ的にはそう思いますけど、どうですか。
1:06:05	運営者でございます社内で違うこと言ってすいませんでなんですけど、今神谷さんおっしゃられたこともありますし先ほど十四条呼び込んだりするところで多田にこの文章、
1:06:16	調査のプロセスが複雑になるところもあるので、おっしゃっていただいた通り調査、
1:06:23	方針、結果、それを受けた対策っていう、タイムごとに分けて書いた方が読んでても読みやすくなるんじゃないかなと。かつ、何を言いたいか、ストレートに伝わってくるかなって気がしますので、
1:06:37	そちらの方向でちょっと記載を整理したいと思います。以上です。
1:06:42	はい、規制庁カミデず、わかりました。で、
1:06:46	さらに言うと、23 ページのその対策系の方ですけど、
1:06:55	万一とって、
1:06:58	6ヶ所ウラン濃縮工場または可動施設からって書いてますけど、ここって、
1:07:05	今話をしてきたような前段の整理をしていくと。
1:07:10	場所ウラン濃縮工場っていう、
1:07:12	いうよりはこれ敷地外の固定施設であって、
1:07:16	この固有名詞をそのまま使うのか、もしくは固定施設敷地外の固定施設として、
1:07:27	の、
1:07:28	なんていうか、六ヶ所ウラン工場特定で話をするんじゃないかと、敷地外の固定施設全般として話をしないとあの文章がおかしくなっちゃうんじゃないかなって思うんですけどいかがですか。
1:07:44	はい、日本イシハラでございます。はいちょっともともとの文章をあまり直さないようにというこだわり過ぎた結果かもしれません 21 ページでやって分類額にしたがってそれぞれその分類 2 のどこに当てはまるかっていうのを通して説明した方が、
1:08:00	調査のプロセス開始して一貫した言葉の使い方だったり、対象物の特定に至ると思うので、そこは今おっしゃっていただいたように、
1:08:12	最初に 11 ページで言ったような、対象物の名称を生かしながら整理をしていきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:21	はい。規制庁菅です。わかりました。一応認識確認のために言っておくと、22 ページ代表例として濃縮工場を挙げて、こういう選定をしましたという説明があっても、それはそれでいいと思うんですけど。
1:08:35	それを受けた対策系で、一度もう、
1:08:39	ウラン濃縮工場あんまり関係ありませんって言ったことの後の対策系でまたその固有名詞だけで説明するっていうのは違和感があるので、そういう意味だと受け取っていただければと思いますけど、大丈夫ですかね。
1:08:53	はい。表現一緒でございますはい。ありがとうございます認識としては、同じでございます。はい。
1:09:01	はい。規制庁小峰ですとりあえず有毒ガスパートですかねこの後、
1:09:06	一応薬品漏えいがあるのでその話も思いましたけど、とりあえず遺族が S P A R T について私は以上ですが、
1:09:17	どうでしょうか。
1:09:22	規制庁カミデとかなければ、次に 14 ページから薬品化学物質の漏えいの話があって、
1:09:31	基本的には今苦情の整理を適用できるものと思っておりますけど、今現状で何かお悩み事項をどうしましょうみたいなのがありますかね。
1:09:46	はい。日本原燃の玉内でございます。ここのですね 24 ページの両括弧 3 のところには、その 12 条で述べている、最初に複雑化化学薬品一般に対する防護を追記しなければならないかなと。
1:10:02	考えているんですが、
1:10:05	それはですね具体的にはですね、24 ページの、
1:10:08	初めの安全機能を有する施設は、の段落の次ぐらいかなと考えているんですけど。
1:10:15	イメージは、合致してるかどうかをちょっと確認した方です。
1:10:21	規制庁コサクですけど、ちょっと大分合致してなくて、
1:10:25	これは既許可の段階から整理学として悩ましいところを、とりあえず漏れのないようにっていうことで書いてたと思ってるんですけど。
1:10:35	今回、タンクローリーとかの扱いの中で、対策については、12 条で書くというふうに言われていてですね。
1:10:43	そうする等、変にここでまた対策を変えてしまうと。
1:10:49	そっちで宣言したのと、見失っちゃうような気がするんですよ。
1:10:54	であるならば、今幾つか書いて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:57	12条呼び込んだり何なりしてスカラー
1:11:00	古物は振る。
1:11:04	ていうことにしたらよくて、単純に言うところと言う恫喝についても対策ここで書くかのように書いてますけど、
1:11:12	もう有毒ガスについては、
1:11:16	家庭建屋内に行くようなやつは、12条でだったり、その上の、
1:11:22	有毒ガスでだったりっていうので、もうゆだねっていうようにしてしまったらいいんじゃないかなっていう気も。
1:11:29	します。
1:11:32	で、それでいうと対策も、
1:11:35	タンクローリーの対策っていうのを骨格ここで書いてあってですね。
1:11:41	だけど具体は12条で書きますとかに振っちゃえばいいと。
1:11:46	いうところで今も不
1:11:49	て流用で振ってないようによくわかんないんですけど、
1:11:52	そこら辺の踏ん切りをどうつけましょうかっていうことかと思います。
1:12:02	はい。日本原燃の玉内でございます。この外的事象の化学物質の漏えいというところにはなるんですけども、
1:12:11	結局漏れるものは、おっしゃる通り12条で扱ってるような化学薬品が主でして、
1:12:18	そういったものについては、
1:12:23	12条の内部事象みたいなところで発生するところの対策。
1:12:29	とも同じになりますので、
1:12:33	ここでの対策は12条で整理するというので、認識合ってますでしょうか。
1:12:39	規制庁コサクですそう整理される分には何も違和感はありませんので、
1:12:45	田尻です。1点だけなんですけどおもにって言われたんですけど、ここに書くやつで12条で読めない家なんかいるんですけど。今新しく整理した12条として読めないものがあるかどうか。
1:13:02	今でも事業所についてです。そう読めないことはないよ。日本原燃の田巻でございます。
1:13:11	こちらですね敷地内部になりますので、12条で読めるものと考えます。
1:13:16	で、であれば主にもう何もなく、飛ばすっていうことで理解しました。はい。
1:13:22	規制庁谷です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:28	5000
1:13:31	すいませんです。日本原燃玉井でございます。1点だけですねいや、今ちょっと読めると申してしまったんですが、4名ないものがあるかもということでもちょっと思いつきましたとか思い出しました。
1:13:44	再処理の、その事業所外にある化学物質が、今の両括弧3ではちょっと、
1:13:51	読めてないので、
1:13:54	規制庁カミデそれはよかった山に入っていないものはさすがに、その前の有毒ガスであったり、に入るもしくはそのあと、外部事象の選定において事業所内のが出てきたので、杉井さんの
1:14:08	苦情の、事象選定の中ではじかれているものだと思う。
1:14:14	きちっと田宮ガッチャンコ事業所内って言うのは、事業所外でどういう要は、一步前に有毒ガスの話を読めるようになっていてですね、ここで漏えいし休む。それをちゃんとあげるようだったのか、一応非幅広くと言いましたっていう漏えい事象としてとらえた場合に、
1:14:30	敷地外で漏えいしただけだと結局影響なくて影響してるもんでバスで来るような形になるんですけど、ガスに関しては1分前で呼んでたんで、限定かけたのかなとすると、敷地外はもうすでに一步前に言うと9月で読めてますし、
1:14:43	ここが敷地内だとするとさっき言った12条のところで読めるっていう話なような気がするんで、何かそんなに大丈夫なような気もするんですけど第理解は同じですかね。
1:14:54	日本原燃田内でございます。理解は一緒です失礼しました
1:14:58	読めると思いますすでに前の方で、敷地外、すいません敷地内は見てますねはい。失礼しました。
1:15:05	はい。
1:15:05	規制庁コサクです。そうするとですねここで下手にまた有毒ガスって言い出すと混乱するので、漏えいで発生する有毒ガスについては上の誘導ガスで、
1:15:16	整理してますっていうだけ。
1:15:19	にしとけばいいと思います。
1:15:24	はい。日本原燃の玉手です承知しました。
1:15:28	規制庁コサクですそうするとー25 ページの一番最後に書いてある制御室緊対で飛ばすのもいらないですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:38	はい。日本原燃の山内です。はい、おっしゃる通りだと思います。
1:15:47	規制庁、上手です。
1:15:51	とりあえず、整理資料の本文パートは、そんなところかなと。
1:15:57	で、そのあとに、これから補足をまた作り込んでいかないとっていうところがあって、冒頭もいくつか説明がありましたけど、
1:16:10	いろいろあるかもしれないですが、基本的には発生元をどう網羅的に調査できてるかっていうのを確認しなくちゃいけなくて、
1:16:20	139 ページに一応フローがあってですね、で、
1:16:25	このフローに対応して、
1:16:30	今ここで選定したものが、この表なんですよとか、結果がこの表に載っていますっていうのも、最終的には綺麗に整理をさしていただきたいと。
1:16:40	ですけど、
1:16:41	今現状この 139 ページのフローに、
1:16:45	対して、資料ができているものであと、これから作るものっていうのちょっと認識合わせたいんです。
1:16:58	やはり、日本原燃田内でございます。
1:17:00	はい 139 ページのフローとですね現状、補足説明資料でどこまでできるかできないものは何かというところを説明させていただきます。
1:17:09	まずフローのですね順番にいきますと、
1:17:13	スタートのですね、その設備資機材、役員、試薬類、生活用品ごとに、最初に事業所内に存在する各種の調査というところですがこちらは、
1:17:26	同じくですね、補足説明資料 5-9 の別紙 2 というところに記載ございますので、こちらで飛ばせるようにしようと考えております。
1:17:36	そのあとですね、そのスタートの下にひし形は、
1:17:41	三つ続いていると思うんですけども、
1:17:44	消えちゃったんです。すみません、あと、高部課長規制庁、三森今です
1:17:49	今一番最初の
1:17:52	設備資機材云々網羅的に調査っていうところは、すでにこのいくつかあって、ただそのリンクを、
1:18:03	張りますっていう仕様上銀行貼るだけであったものはもうできてるっていうことでいいんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:12	はい。日本原燃田内です。はい。資料上はできてございますので、そのリンクを飛ばすということで考えてます。具体的には 144 ページ以降ですね。はい。になります。
1:18:31	規制庁、上出です。今、144 ページ見てますけど、
1:18:38	網羅的、
1:18:41	ナーのぜ、これが全部なのかっていうと、
1:18:45	ちょっとよくわからない感じもしますけど、
1:18:48	どう、どういうふうにしてこう網羅性を今、
1:18:51	説明して、
1:18:58	日本原燃の玉内でございます。ん中でこの別紙の 2 の中で明日ですね、有毒化学物質をどう定義しますかっていうところで定義から入ります、
1:19:11	その定義した上で、入力化学物質選定のためにですねその薬品がどんな情報なのかっていうところを、
1:19:20	146 ページの 2 ポツに書いてますけれども、
1:19:25	情報元として 3 種類使いますということで①番。
1:19:29	国際化学物質安全性カード 2 番③までちょっと言ってきますけれども、こういった情報元を使ってですね、どんなものを網羅的に、
1:19:38	調査をしていって、
1:19:42	結果してですね、人体影響を及ぼすようなものは何かというところを、
1:19:47	設定結果として、表 1 に示していますと。
1:19:51	というような説明になってます。
1:19:54	次、ちょっと例で示してるのでは全部書いてるわけじゃないんですけども、
1:19:59	はい、以上です。
1:20:01	規制庁、鹿野三井です。144 ページからの情報はそれはそれで、先行炉とか見てつけてるんだと思いますけど、
1:20:11	フロー図にあるように設備資機材試薬類生活用品ごとに、
1:20:17	再処理施設内に存在するか、後日網羅的に調査した結果、
1:20:22	とは思われなくて、
1:20:25	それ認識本当に
1:20:33	はい、日本原燃田内でございます。
1:20:35	すいません失礼しました

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:38	色素そうですね資機材とかですねそういったものが、おっしゃる通り入ってなくて、
1:20:44	そちらはですね具体的にどんなものがあるかは、すいませんその下ですね、別紙、ひし形で説明するところにも含まれてるんですが、別紙の4ですね154ページから始まるんですけども、
1:21:01	こちらで別紙の4ということで、敷地内ご提言ですとか、敷地内可動元の空室の調査結果というものを載せてまして、
1:21:12	これは抽出結果なので、もともと何があったかっていうところはちょっと示してません。すいません。なのでこのもともと何があったかっていうのを含めて、
1:21:22	別紙の、先ほどの2ですね。
1:21:25	に入れておかないとですね網羅的に抽出しました調査しましたという形にはまだないです。はい。
1:21:33	失礼しました。なのでそういった情報をですね、含めて、もっとスタートは何かっていうところを示す必要があると考えます。
1:21:42	はい、規制庁、技術学科ありました
1:21:45	提示済みということじゃなくてこれからまだ整理する必要があるという
1:21:50	全部一つ一つリストにする必要はなくて、考え方だとは思いますが、まずそういうものを入れてもらうということでも、
1:22:00	一つ作業もある。
1:22:02	わかりましたんで、じゃ次フローを先に進めていただいて、どういう対応になってるか説明してもらえますか。
1:22:11	はい。日本原燃田内でございます。
1:22:14	次はですねフローのひし形のひし形が三つ続いていると思います。日用品として使用される化学物質か、製品に内包される化学物質か試薬以下。
1:22:25	というものがございましてこちらはちょっと繰り返しのになってしましますが、別紙の4。
1:22:30	というところで、整理をしております。154ページになります。
1:22:36	こちらですね、154ページから敷地内の、
1:22:40	固定費増数有毒物質有毒化学物質の
1:22:45	結果ですね結果というところは、先ほどの繰り返しになって恐縮なんですけど示しているんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:50	スタートですね、母数をですねちゃんとそれぞれのひし形に対して対応をとらないといけませんので、そちらの方の考え方、例示をです、追加する作業がございますが、
1:23:03	情報としてはございますので、こちら整理できると考えています。
1:23:09	まずこの三つのひし形は以上になります。
1:23:13	あと、規制庁カミデです。
1:23:17	説明いただいた、
1:23:20	何ページ、150。
1:23:24	6ページ辺りからの表ですかね。これは、
1:23:27	フローでいうと、ひし形三つ。
1:23:32	その下の四角食うのであって、
1:23:36	フロアの志賀谷井対応するところ、具体的にどういう調査をしたんだとか、ここでどういうものが除かれたんだっていうのは今、現状なくてですね。
1:23:48	その説明を何らかしてもらわなくてはと思ってますけど、意識、どうですか。
1:23:57	はい。日本原燃田内です。失礼しました。そうですね四角の結果になってるんですけども、その途中のプロセスも示す、
1:24:06	当然認識します。
1:24:10	はい。
1:24:11	設置をカミデそのD、そしてひし形三つ経た後の資格は、
1:24:18	今の156ページの、
1:24:24	全部、
1:24:26	もれなく入ってるかって言うと、
1:24:30	どうなんですかね、フロー上の構成部材。
1:24:34	ていうところまで書いてあるけどそれが抜けてるんですかね。
1:24:44	はい。日本原燃玉井でございます。
1:24:47	構成部材の方までは、こちら今、
1:24:51	フロー上、大きい四角で入ってますけれども、
1:24:55	156ページの表には書いてございませんってのが現状です。
1:25:01	ですので、
1:25:03	一番ですね。
1:25:05	低減に貯蔵する化学物質は何か。
1:25:08	ていうのがあった上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:10	それ以外に、別途構成部材は何ですかという整理があって、初めてこの四角になりますので、
1:25:17	それぞれわかるようにする必要があるのであります。
1:25:21	あと、規制庁カミデです。
1:25:24	構成部材について 178 ページですかね、これは該当するのかな。
1:25:32	だとすると、同じその別紙なりにまとめてもらって、別に表が分かれてもいいですから同じところに説明があってちゃんと、
1:25:42	リンクが本であればということだと思いますから、
1:25:46	今現状の補足説明の構成にあまりとらわれずに、きちんと体系的に説明できるように構成を見直していただいて、
1:25:55	フローとちゃんと対応とっていただければと思いますのでよろしくお願い致します。
1:26:02	はい、承知しました今あるそういう説明資料ですね。
1:26:07	ちょっとバラバラになってるところございますので、フローに沿って、しっかり構成し直すようにいたします。
1:26:14	込みでですね、もうフロー一つ一つまた対応は確認しませんけど、
1:26:21	最後、あれですよ結論のところ、フローの一番最後の抽出したもののっていうのも、これ今、現状、
1:26:29	エビデンスはなくてっていうことでいいですよ。
1:26:35	はい。日本原燃の田内でございます。こちらのはい。フローの最後が、9 条、12 条で抽出されたもののエビデンスになります。
1:26:45	はい。で、そこが今多分明確にちゃんと示されてないっていうのも、なんで今、
1:26:52	今の時点でなぜないのって話がありますけどちゃんと示していただくということで、ちょっとフローに従って、ちゃんと作業できてるってことをちゃんと示してもらってまず、球場としてやらなきゃいけない。
1:27:07	ところですからまずその
1:27:09	作業を進め、
1:27:10	ください。
1:27:13	はい、承知しましたボックス菱形それぞれについてしっかり対応とれるようにいたします。はい。
1:27:20	はい。規制庁鏡です。一応苦情っていう意味では、私としては以上ですけど。
1:27:26	規制庁が何か、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:27:34	あ、すみません、規制庁コサクです。
1:27:38	本論じゃないんですけど、
1:27:40	最後の5-10D、
1:27:46	本資料については内容精査中で、炊事でな。
1:27:50	中矢代表。
1:27:55	はいつ、
1:27:57	麻生。
1:27:58	中神。
1:27:59	はい。規制庁谷井です多分今ご発表が全条文において対人って形になっているような気がしてるんですけど、あれっていつ出そうとしてるんですけど中身の議論自体は他のところでできるんであまり突っ込んで今までなかったんですけど、
1:28:17	このスケジュール表では、
1:28:20	この資料出すときに最終資料提出ですみたいに、
1:28:24	なあって、
1:28:25	段階的に出しますと言われてなかったはずなんですけど。
1:28:29	ものがこういうふうになっていて、
1:28:35	ちょっと作業スケジュールを教えてください。
1:28:45	はい。日本原燃石原でございます。おっしゃっていただいた通り以前、30日の時点で、すべての資料をとということでお話をしたと思っておりますただちょっと我々も、
1:28:59	追加メンバーとして参画しけ状況を見た上で、まずは今日の時点でのご説明として、許可の本文添付の記載をしっかりとまず固めないということで、
1:29:13	大分力を
1:29:16	一方向に集中させた結果が今の状態でございます或いは逆にながら並行してやっておりますので、今、何か前沢雪子の1週間をめどにと言ってるような気もしますが1週間ぐらいではさ、今やってる継続してる作業も含めて、
1:29:32	必要なパッケージがお出しできると思っております。それについて別途またスケジュールでお示しをさせていただければと思っておりました。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:41	はい規制庁コサクですわかりました。今日のお話で大分変わるところもあると思いますので、それと一緒に合わせて、一色で次回は出していただけるということで理解しましたのでよろしくお願いします。
1:29:59	規制庁高松です。よろしければ、次の条文ですね、移っていただくということでお願いします。
1:30:08	まずとせ変更の要点ですとか考え方のところの説明からお願いします。
1:30:21	はい。日本原燃田内でございます。引き続きまして、12条のですね、
1:30:27	整理資料について説明させていただきたいと思います。
1:30:30	こちら前段の整理あつてのですね書き直しになるのですが、現状の資料の
1:30:37	まず修正点についてですね、説明させていただきたいと思います。
1:30:42	14ページをご覧くださいと思います。
1:30:49	はい。まず14ページのですね、
1:30:53	ここは化学薬品漏えい部分に関する設計のところになりますけれども、最後のまたのところで、
1:31:00	今回、有毒ガスを対象にするということで、
1:31:04	化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガス、
1:31:09	に対して、運転防護しますということを書かせていただいて、
1:31:15	おります。これに加えて、
1:31:19	こちらですね融度有毒化学物質により発生する有毒ガスが及ぼす影響を踏まえ、
1:31:25	可動施設の受け入れに係る条件等の運用に係る事項を保安規定またはその下位規定に定めると記載してございますが、
1:31:31	こちらはですね20条の評価の前提になるようなところで例えば揮発しやすい化学薬品は、
1:31:39	高温にならない日に受けますとか人が立ち会いますとかですねそういった
1:31:43	形状の運用がございまして、そのような運用をですねしっかり規程に定めて対応しますということを宣言するものということで追記させていただいております。
1:31:57	はい。
1:31:58	引き続き、次のページ15ページをご覧くださいと思います。
1:32:05	15ページの変更点としてはですね、これちょっとまだ整理が上手くなかったときの変更点になってはいるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:14	まず、
1:32:15	苦情からですね、有毒ガスは、
1:32:19	もう選定済みですのでそちらを使うということを書きたかったんですけども、誘導ガスに示す方法により発生元を特定するというので3行目に書きちゃっています。ですのでこちらでは、9条で、
1:32:32	特定スタイルガスの発生元、
1:32:35	元にですね、ちゃんと12条で見ますよということですね、
1:32:41	言えればと考えても同じです。先の整理だと、通常は外部事象、12条の流れでやれば別にそこを引っ張ってこなくても、いける整理にさっきなっていたような気がするんで最初の整理に合わせてもらえれば今の説明というか記載自体が要らんような気はしていたんですけどどんなものでしょうか。
1:33:01	日本原燃の田内でございます。失礼しましたちょっと、
1:33:04	頭の整理がおいてなんて書いたものを見てちょっとしゃべってしまったんですがおっしゃる通りで、
1:33:11	はい次、
1:33:13	9条でしっかり12条の話を言及してるので、こちらは不要ですね、失礼しました。はい。
1:33:18	規制庁鳥居です。そういった意味で9条12条は冒頭の整理の話あって、9条で役員の話し合って電話12条で外部事象有毒ガスの話あって適宜90年後12条のやつも盛り込みながらっていう形になってると思うんで、
1:33:32	12条に関しては一応既許可の名が0から薬品漏えいに対して対策をとってきてるっていうのを認識した上で、かつ例えば右下14ページのところで中段の(2)とか(3)のところ(2)、(3)とかその前段からなんですけど従事者の安全性に関しても一応記載してきましたっていう流れがあって、
1:33:53	何か昔から薬品漏えいに関しては、やってきてるのを認識した上で、
1:33:59	要は今回、
1:34:01	九条の中で12条の流れが出てきた時に薬品漏えいに関して和智建屋内外、両方っていう形になった場合に、
1:34:09	例えばさっきの苦情であるならば制御室の話とかも当然書いたりはしたと思うんですけど、薬品のところろうて、今現状でいうと資機材の整備

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の話が従前から書かれていてその記載が書かれているんだと思ってるんですけど、
1:34:23	ここってどこまで書きますか、要は対策的な話で、要は今までのところで、いわゆる許可のタイミングにおいては、とりあえず
1:34:34	資機材メインの話として書いていたっていう整理なんだと思いつつなんですけど結局その部分を球場に飛ばしたからこっちに明示してなかったっていう可能性もありつつなんですけど、その部分に関して今回、12条でどこまで整理して書くかっていうところの認識をまず聞きたいんですけど。
1:34:54	はい。日本原燃反町でございます。今回、九条の方で、化学薬品漏えい。
1:35:00	のですね
1:35:03	対象の方についても、
1:35:06	勉強してるということになりますのでここであまり書く必要はないというふうに考えます。
1:35:14	清長館です。今の整理でなんですけど9条で書いてるのはそうなんですけど、九条で12条の内容を読み込むような形になってきていて、で、
1:35:24	敷地内の薬品に関しては、12条の整理を引っ張っていきながらっていう形にしたときに、敷地内の可動県であれば何だろうが12条起因でいるとしたら、対策も12条に紐づいてんじゃねえかちゅう話があり得ると思っていて、そこについての整理です。
1:35:40	今まではどっちかっていうと建屋内の1名で帰ってたっていうのは当然認識した上でなんですけど、今の整理しようとするに12条は薬品系全般を書きますよ、で90条で重なったとしても有毒ガス全般を書きますよって時に、
1:35:52	その部分を重ねて書く必要はないかっていうところ認識を確認したいんですけど。
1:36:01	あ、すみません日本原燃の玉内です。ちょっと混乱して申し訳なかったです12条において、その化学薬品の漏えいで発生する有毒ガスに関しましては、
1:36:11	しっかり防護するということはですねこの
1:36:15	12条の条文としてですね精査が責任を持つところはですねしっかり書かないといけませんので、
1:36:21	その部分については、記載していくということになります。はい。失礼しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:26	規制庁谷です今の防護っちゅうやつが何まで書くかっていうところで要はこの後 20 条とか 26 条の話した時に 2026 条は、9 条 12 条で聞いたような抽出したようなも NO2 の対策とか、設計方針を踏まえながら具体を書くとか評価にしますっていう話を書くんだと思うんですけど。
1:36:44	そこがぶら下がり先として、当然苦情は 9 条でいるんですけど、12 条との関係で、12 条にもぶら下がるっていうんだったら、12 条にも多少の内容があった方がぶら下がりやすいというふうに思っていて、
1:36:55	丸岸丘陵と同じ記載レベルまでいるかどうかってところまたご相談事項かなと思うんですけど、今現状でいうと、資機材の配備は読めると思ってるんですよ元から許可時から書いてあるんで右下 14 ページのところ、そこで読めるというのは認識した上で、
1:37:10	さっき九条で言うと、
1:37:13	右下 22 ページぐらいからのところで保護具の話とかずっとうたって結局あのタイミングから毎日っていうところでこれ敷地外の話見えて書いてますけどセキュリティの話とかも一応読めるようにはなってたかなというふうに思っているところなんですけど。
1:37:28	要は、ここに関して薬品の部分をこのぶら下がる先を作るか作らないかの整理をお聞きしたいっていうのが趣旨です。対策っていうのが、さっきの言葉がそういう趣旨であるなら別にそれで構わないですけど、
1:37:39	非常に合わせておきたいなっていうのが、今の質問の趣旨です。
1:37:43	日本原燃石原でございます。冒頭あった形上 12 条の左側、右側下湊から下におりる 2 本目の線をつけるというのがまさしく、
1:37:55	その話かなと思ってまして運転もともと 14 ページのどこ見ます漏えいに伴い発生制度化し備えた運転の安全確保っていうのが、
1:38:05	もともと報告だけだったものを、もともと九条の方でも行っていた、制御室系の運転員に対する防護対策ということも含めて、
1:38:15	カバーできるように若干言葉を達す必要があるかなと思ってます満額全部書く内浦行き忘れしなんか言ってもバランス悪い気がするので、
1:38:28	中央換気し調整ベースの換気設備の遮断等とか、防護対策も含めてこの中で読めるようにできたなと思ってましたが、それで大丈夫でしょうか。
1:38:39	規制庁田尻です記載エリアに関してはその前段部分とか結局あくまでこれ薬品漏えいというところでその付随事象としての誘導活という形で昔から書いてる流れになるので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:50	満額っちゅうのがどのレベルのこと言ってるかにもよりますけど少なくとも最低限プラスハバサキがないと説明はしづらいと思っているので、ちょっと今、原燃がどこまでのっていうところはあると思うんですけど
1:39:02	100%フルで書かないと説明通らないかっていうと、その前段からの流れがあるので、村木氏同じも書かなくても記載はできるとは思ってますスタッフのぶら下がり先が必要なんじゃないかっていうところ。
1:39:16	はい。日本原燃志田でございます。はいそこを含めて、書き方を考えますここに記載制御室の運転員に対する防護ってのも、
1:39:26	付け加えて記載を展開したいと思います以上です。
1:39:31	規制庁館ですよろしく申し上げますというのと、14 ページという意味でいうともう 1 点大きい目で気になってるのが
1:39:40	この後 20 条の話でも結局しなきゃいけないと思ってるんですけど、今回の有毒ガス評価をする際に期待している設備であるとか運用というのが結構たくさんいるとされていて、
1:39:51	設備面の話は安重だから期待できるとかで、許可のタイミングから読めるようなやつだったと思ってるんですけど、運用面の話で、
1:40:01	1 台ずつ入ってきますよとか、必ず人が立ち会いますよとかアンモニアなんか 30 度以外では、カミデないと使えませんとかいろいろあったり、
1:40:09	けど、その中でも特にあの人が立ち会いますよとかの話って、あれと、そこの、そこにいるやつが通信連絡設備を持ってきて持ってって行って、何かがあったらすぐ連絡するから、計測の代替にしますよっていう形なんでその部分までが、
1:40:23	要はパッケージで存在してるような運用だと思っていて、
1:40:27	そこが今多分右下 14 ページの有毒化学物質により発生する誘導活動及ぼす影響を踏まえ、可動施設の受け入れに係る条件等の運用に係る事項をさ、保安規定に定めますって言ってるんだと思うんですけど。
1:40:40	さすがにこれで全部読み切れの脇都竹で、多分添付を行っても具体が書いてある。
1:40:45	ここって本
1:40:46	1716 だから、
1:40:48	本文事項はこれ、
1:40:52	ここ、これは電源とですねこれはここ添付でしたっけでもローリープラス

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:57	やろじゃねえや。
1:41:00	はい。添付レベルでも多分この記載のレベルになっていて要は、これを書いてあったら、評価条件が整ってることが確認できるかっていうと、さすがに厳しくないかっていうところがあるので、
1:41:12	20年のところろうの人の時にまとめて今回は、
1:41:16	評価条件として期待してるもの意識せ、言ってもらって、それどこに書いてあるのっていうのをやろうと思ってたんですけど、薬品漏えいって意味でいうとその運用面の話ここでやろうとされてると思うので、
1:41:27	今現状において運用面において担保しなければいけないと思ってること担保では申請
1:41:32	の本文だろう、本文にざっくり書いて添付にしっかり書いてっていうやつをやろうとしてる内容っていうのを言っといてもらいたいですけど。
1:41:43	はい日本原燃の佐藤でございます。2号の制御室の評価において運用で記載している事項を申し上げます。細かい説明は二条の方でご説明しますのでここだけを伝えたいと思いますけども、
1:41:58	まず稼働施設ですねタンクローリーで運ぶ薬品の量だとか濃度を、
1:42:02	そういったものを運用で担保しなければならないというところ、また評価においてはですね普通の設定してございますので、可動施設が動く範囲。
1:42:13	どういうルートで動くのかというところ、そこの運用で縛る必要があると考えてます。
1:42:18	また薬品乗っていく先ですね、試薬建屋であるとか別の建屋に持っていきますけども、どこに持っていくんだというところも絞らなくてはならないということ。
1:42:29	ようとりあえず、例えば今、今まで出てきたような名前だと、医薬品の運搬計画をしっかり定めて、ルート定めてやりますよぐらいでも読める内容だと思ってるんですけどどっちかっていうと純金してるのは実際に評価のところで、両方にそのまま効いてるタンクローリー1台です。
1:42:47	入れないってやつとか、さっき言った人が立ち会うとかそっち系の話で今のやつを1個1個全部書くと偉いことになるような気がしていて、多分吉川のやつでも運用書いてるやつって、竜巻とか外部事象系とかでも多々あったと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:01	けど、そのレベルの話でできれば意識上げといってもらってそのうちこういったところに関してはこういうふうに担保しますよっていうふうに示してもらおうと。
1:43:10	とりあえずでかいところあたりから整理ができるといいかなと思うんですけど。
1:43:15	規制庁小坂です。今の大枠言われたところの入口から言うと、
1:43:21	まず、
1:43:23	何か、
1:43:25	薬品の濃度って言われましたけど、
1:43:28	それわあ、
1:43:31	再処理工場で使う薬品として考え得る厳しいものということでは、
1:43:42	なくて、
1:43:44	現状想定しているものう。
1:43:47	でしかないから、
1:43:49	何か条件で書かないといけないってというような設定の仕方になってるってことですかね。
1:43:55	はい日本原燃の佐藤でございますそのようになってる薬品もあります。すると持ってきた中で希釈するという、すべてがそういうじゃなくて、割と低い濃度で調整をして持ってくるということを前提に評価をしているというところがあります。
1:44:10	規制庁コサクですわかりました。そうするとどういう表現の仕方かわかりませんが、搬入するものはこういう薬品にしますということ。
1:44:20	で、搬入にあたっては、
1:44:23	容量幾つ以下のタンクローリー1台。
1:44:28	のみの
1:44:30	入庫で制限しますということ。
1:44:34	では何となくそうかなと思ったんですけど、そのあとの経路等接続孔みたいなところは決定しないと評価できないものですか。
1:44:46	はい。日本原燃佐藤でございます。濃度、性物質の外気取入口近傍での濃度が幾らになるのかというのを評価してございますけども、その評価にあたってはどこで僕発生するのかというのをある程度想定する必要がございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:45:00	ルートの設定をするということが必要だと思っています。以上です。規制庁コサクですけどそれはすみません。なんか申請者的な立場になっちゃって申し訳ないんですけど、
1:45:11	ルートを誠意特定しなくてもですね、取入口から何メートルの範囲内にはもう進入させませんとかっていう。
1:45:21	意味合いでもいいんですよ。で、どういう制限をかけるのが、評価条件を特定するっていうので、適切かなっていうのは何か検討されてますか。
1:45:33	はい日本原燃佐藤でございます。外気取入口からの距離というのも一応あると思います。ただ評価においてですね邦楽ごとに、加来さんの定数が違いますので、
1:45:44	ある程度そのどの工学でどのぐらいのなんて近づくんだというところを制約にしないといけないかなというふうに考えてます。以上です。
1:45:53	規制庁コサクです。
1:45:56	そういう条件のつけ方をそろそろ考えて、運用上何を芝の家適切か、裕度をどれだけ残すかと。
1:46:05	言う古藤なんですけど、
1:46:09	あれですかね、搬入はもう決まってるから、もうそれ制限しちゃっていいやというふうに原燃で判断されてるってことですかね。
1:46:19	安保委員佐藤でございます。はい。そこは事業者としてそう判断しています。以上です。
1:46:24	規制庁コサクですわかりました。じゃあ経路を特定した経路で搬入することとし、すると。
1:46:32	いうこと。
1:46:36	当接続については
1:46:39	上に置くよりは接続、
1:46:41	仮称の設計になると思うので、その表現は適切にさせていただくと。
1:46:47	いうこと。
1:46:48	で、
1:46:49	それ以外には何かありますか。
1:46:53	はい日本原燃佐藤です。
1:46:55	先ほど田尻さんからもあったように人は、立ち会いをすることで異常に気づいたら、速やかに通信連絡設備で連絡をすると、それで環境締めるということを前提にしていますので、その人たちあるという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:10	については運用だというふうに考えてます。
1:47:12	またですね、有毒ガスの中には混触というものがございまして、漏れてですね、鋼材に当たっそこで数が出るというものでございます。
1:47:24	そのガスの量を低減するという意味合いでは飛散防止カバーを設置するであるとか、住民の中でもともとと考えてございましたけども
1:47:35	薄直接薬品に接触しないような塗装するというような運用もございませ
1:47:40	す。
1:47:40	(ア)、すいません、一つ一ついきましょう。今の話でいうと、飛散防止カバーはあれですか。常設ではなくて、
1:47:51	背作業するときの仮設ってということで運用なんですか。
1:47:56	日本の佐藤です。いや仮設ではございませんで見れるような場所については飛散防止カバーをつけているそうです。
1:48:05	そして、防止カバーの話であるとか、塗装の話で売った
1:48:11	綾野委員佐藤です。それは12条の一般事項のところを書いてございました。
1:48:17	ちょっと実際なんで、設計としてうたってたような気がしてそれって何か運用なんでしたっけ。
1:48:26	堀江佐藤です。そうですねそこはもともと12条の中で設計方針としてうたっているところでしたので、運用というのは正しくなかった失礼しました。理解しました。はい。
1:48:39	はい。規制庁コサクです。そうずっと今
1:48:43	防火バーなり、塗装云々は、従来の設計方針で担保が取れていると。
1:48:51	ということなので、それ以外に何かありますか。
1:48:56	はい、佐藤です。
1:48:58	あとはですね、アンモニアを受け入れる際の、外径の設定についてですね。
1:49:06	外吸引が30度以上になるようなときには、アンモニアを受け入れないと。
1:49:12	30未満でいけるんだというところを、運用で縛ることで評価の前提を担保するということになります。以上です。
1:49:23	はい規制庁コサクです今の温度制限は、
1:49:29	何ですかね放管して一般論でもかけにくそうなので、
1:49:34	ちゃんと書いていただくと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:36	、プー d ちゃんと書いてあれば、本文側、大枠で受け入れ条件どうのこのうっていうので、まあいいかなと思いますけど、
1:49:47	今話になったところ一連をですね、見えるようにしていただくということでもよろしくをお願いします。
1:49:55	はい、宮里です了解しました。
1:49:58	市長谷井です。今ちなみに添付の話として話したんですけど、そこがぶら下がる一般論的な何か本文みたいのところもどっかに現れると思っというていいですかね。
1:50:14	金城館です。そういう前提で今話をしてみましたってうだけなんで、
1:50:20	止めます。
1:50:20	なんかぶら下がるだけの、今古作調査官の方から言ったようにざっくり目でいいので、本文の方は、
1:50:27	添付で細かく書きゃいい話なんで運用にかかるような記事を 1 個、
1:50:33	今多分本文の設計方針が中から、
1:50:37	12 までなのかな、のところにあるので、12 だと設備になっちゃうんで、10、11 のどっかのところに盛り込んでいただくっていうイメージを持ってるんですけどそんなイメージなりましたかね。
1:50:47	はい佐藤です。そうですねこれは 12 条の整理資料の 10 ページ目に一般構造の本部がございますので、ここにお話を、概略をですね、記載したいと思います以上です。
1:51:00	先生たちよろしくお願いします。なぜあの薬品に関しては今日の冒頭であった 90 人以上とか全体のセイリガクの話に合わせ書き直してくださいねっていう話と、
1:51:10	さっきほどお話した要は今までどっちかという現場の運転員の話の後のところで帰ったけどここから、その全体整理に合わせて、20 条とかにつなぐんであるならばそこがぶら下がるための制御室関連の設備の話とかってなんかどうか謳えますかっていう話と、
1:51:26	あと運用として担保する話運用として担保する話に関して、今日さっき並べられたのは薬品系だったんでここでやっているとと思うんですけど、要は運用として担保するような話で抜けてるものがあるんだったら、
1:51:37	ちゃんと額も考えてくださいねとでそこは本
1:51:42	兵庫連絡した話で、あともう 1 点なんですけど、
1:51:46	今日今本文とかの話をして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:50	多分薬品漏えいに関しては、今までの位置付けのフルパッケージのところで多少漏れ書ききれてなかった
1:51:57	らしいというのが今整理できると思うので、ある程度落ち着くと思ってんですけど、補足っていう意味でいうと、今9条と12条で、どの家族をどっちにつけるとかの整理って何か考えてますから、今多分、
1:52:09	九条に割合寄せてるもの多くて、こん所とカーに関する補足も多分9条側メインでつけてたりしますか。
1:52:22	はい。日本原燃の玉井でございます。今の補足は9条側に寄せてつけておりまして、12条から何か持ってくるということは考えてなかったです。
1:52:34	清町あたりです12条から持ってくるっちゃうよりは九条の方でも12条の方でもその関係で見なければいけない補足っちゃうのがあるんだったら、同じようなもんつけといてもう1回もしくは
1:52:45	飛ばした形だけ書いておくのも気持ち悪いんで、
1:52:49	分量がとんでもない量になるんですとかだったら、別に谷中、ちょっと考えますけど、少ない分量のやつが多かった気がするので、9条につけてるやつで今回のその整理として、12条の薬品系は全部一色12条で、有毒ガス関連屋上でっていう説明をしようというときに、
1:53:05	12条としての補足につけといた方がいいものっていうのはもう、これ多分検討していただければ大体抽出できるような気がするので、かつ、持ってくるだけの話だと思う。
1:53:20	はい、承知しました12条で必要になるようなものをですねちょっと確認して、
1:53:26	追加対応するようにいたします。以上です。
1:53:30	規制庁館です。多分
1:53:37	今回多分修正されたとかも、先ほど話触れたようなところだけですよね
1:53:43	金本からの整理である程度読めるもんだったんで他は大丈夫だと思うけど全体整理の中で追記する場所とかが発生した場合は早めに何か説明の、
1:53:59	規制庁
1:54:01	ちょっと話戻っちゃいますけど先ほどの運転。
1:54:04	そっち関係の話14ページで今、ちょろっとだけ書いてあるのをしっかりと書いてくださいねという話をしましたけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:13	最後に保安規定またはその改定値っていうのわあ、設工認では書いてますけど、許可のときにはあんまり実K a k e h iなくてですね。
1:54:24	で、9条の方農道等のところを見ると、23ページの一番上に書いて、
1:54:31	あるんですね。
1:54:33	多分参考にして書かれたんであろう用語が同じものが書いてあるんですけど、
1:54:38	こちらの方は配備する0なんですよ。
1:54:42	どちらかこういう書き方なんですよ。
1:54:45	なんで、追記した時にわあ、そういう表現にさせていただきたいと。
1:54:52	言う古藤なんですけど。
1:54:57	阿藤。
1:54:58	今の九条と十条見比べていくと微妙に、
1:55:03	それ以外も違ってるとような気もしていて、
1:55:10	それが、
1:55:12	12ペア、12条の14ページのところ、その段落で言うそうですね。
1:55:20	この二重線を引かれている前のところ、
1:55:23	今配備するって、救助書いてますけどっていうのが12条側だと、配備店対応に係る教育訓練等を実施。
1:55:33	しているっていうまたちょっと五味が中途半端ですけど。
1:55:37	になつてて、球場側教育訓練見たことは書いてないという、この違いはどこから出てきてる。
1:55:58	はい、日本イシハラでございます
1:56:01	なぜ、単純に基幹的でたまっていったなかったんで、そこまでどこまで考えたかって話ありますけども、化学薬品の漏えいの方は、確かに現場で、どんな装備でとか漏えいした時どうどういう措置をするんだとかっていうのを、
1:56:16	補足説明のようとか確かにやりとりをしてた経緯もあったので、その中で、現場で即時に対応できるのかとかリスクがないのかっていうのも含めて資機材の配備に加えて、
1:56:28	教育訓練をちゃんとしないとねっていう話で業務上の方がやりとりした記憶があります。一方
1:56:36	ヨーロッパは球場の方はどちらかと直接的にまずあんまり影響考えられないよね。でも、毎日備えてやりましょうってとこだったのでその計画

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	でも展開して救助側、考えてなかったんじゃないかなと記憶をします。以上です。
1:56:57	規制庁土佐です。そもそも教育訓練はあまりその宣言されなくてもやるのは当たり前なので、
1:57:08	その程度感の違いを持って書いてますと言われる分には、
1:57:12	理解はしますけど、全体整理をして対応していただければと思います。
1:57:18	はい、日本の石田でございます。今回特に前後関係も含めて記載の修正をしますので、
1:57:27	時間をまず第1に考えて整理をしたいと思います以上です。
1:57:37	間休憩3でしょうか。
1:57:40	ヒアリング始まってから2時間だけちょっと振り返りをする、まず振り返り、ちょっと振りまず振り返りをして、2時間。はい。時間経ってるので休憩入ろうと思いますのでちょっと振り返り先お願いいたしますこれまでの、
1:58:03	はい。
1:58:05	聞こえてますでしょうか。
1:58:07	また、少々お待ちください。
1:58:32	はい。荻野イシハラでございます。95条それぞれ、一番最初に話をした条文化の、こういう分担の話を念頭に、今一度記載を整理するということ。
1:58:45	あと19条の方での化学薬品への誘導かつ発生原価の特定に程度調査、盤面ですねそこでも事務局呼び込みのところの記載を拡充するということを、まずはさせていただくということかと思ってました。
1:59:02	あとは、
1:59:06	20、26条に飛ばすところですねその、ちょっと言葉が今ひとつ、イメージ、国っていうのは言えない方が恐縮ですけど鳥羽四方ちゃんとそれが特定できるように、
1:59:20	記載の等の仕方を整理したいと思います。
1:59:23	はい。アップは、
1:59:27	化学物質の調査をするところと、あとはその他調査の結果を示すところ、あと対策、これ、それぞれの紐付けがという一応タカマツの方からそれぞれに差し込む形でという話をしましたが全体。
1:59:41	調査、結果、対策という流れで整理をして記載をしていきたいと思いません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:49	ありがとうございます
1:59:52	四条飛ばすところは、明確に飛ばす分はもう 10 以上に預けるということで、整理をするということかと思ってます。
2:00:01	それが三分憲法関係の本文関係ですね、の記載であとは個別の補足のほうですけども、そこの方は、選定プロセスの部分を、
2:00:11	その結果だったりそのインプットになるところっていうのは、もう一つちゃんとしてなかったり紐付けがよかったですりしましたので、これも頭のところまず全体像の話。
2:00:22	その結果、除外したものってのは、その除外の理由とその結果んしてそれが除外できるかのデータがですね、ひもづいてわかるように全体整理をさせていただきたいと。
2:00:33	思います。これは本卓上ですかね。
2:00:36	あと条文上は、もともと取ることに對して、今回医療活動を
2:00:43	網羅してますというのがわかるような記載を付け足すという通知をするという形ですのでそれほど多くの所、修正点はなかったと思いますが、一応運用に関するところは、
2:00:53	本文の表面での期待事項とか担保事項ですね、をちゃんと書くアップっていうか運用計画ということと、詳細については店舗側で記載をすることで整理をさせていただきたいと思います。
2:01:11	はい。あとは、9 条と 12 条での関係するそれぞれの補足なんですけども、非常に代表性というところは、非常に同じものが必要であればそれを読み込む形でなのかそれをそのままつけるのか。
2:01:24	整理をさせていただきたいと思います。以上です。
2:01:29	規制庁コサクですけど 9 条の方の事業所な薬品漏えいを明示的に言われなかったような気がしますけど、対応として 12 条に飛ばす云々とかって言われてた。
2:01:41	ところに包含してると思っていますか。
2:01:45	はい。弓削イシハラでございます。はいそう、つもりですいません言葉足らずでした。はい。
2:01:51	規制庁谷井ですけど作業スケジュールをちょっと頭に入れておきたくて、補足は。
2:01:59	おっきくなんか本文添付に影響を与えるようなやつはさすがに早めについて言いますが、補足はまず置いとくとして、本文添付だとどれぐらいかかります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:13	はい。日本原燃志田でございます。目標として今金曜日に、本文添付の9から今後テープにかかる部分の修正、したものはお出しできればと思ってました。以上です。
2:02:26	規制庁田尻です。この後のやつもひっくるめてそれぐらいには欲しい気はしているので、補足に関しては、多少整理だけ整理学だけのやつでできたんだっတာっていうところはありますけど、この後のやつでちゃんと数字直して、
2:02:45	スケジュール聞くので、ちょっと、
2:02:47	この添付に該当。
2:03:02	規制庁高橋です。
2:03:04	その他何か今までのところで、
2:03:08	いうことがあれば、
2:03:10	ですけど、特にないようでしたら、ちょっと2時間ちょっと過ぎましたので、休憩を挟みたいと思います。50分ですね、15時50分再開いたしたいと思いますけども、現在よろしいでしょうか。
2:03:23	はい。大丈夫です。はい、では、一旦休憩に入ります。
2:03:28	平子ミトメマス
2:03:33	うん。
2:03:36	次の資料の説明から始めさ、始めていただければと思いますそれではよろしくお願いします。
2:03:43	はい日本原燃佐藤でございます。ご説明する資料は第20条、制御室等への資料でございます6月30日デビジョン18のものでご説明したいと思います。
2:03:53	まずこの資料の説明の目的ですけども、先ほどお話がございました92条で、網羅的に考慮すべき化学物質を抽出をして、
2:04:03	それをインプットにしてですね、セールス側の評価を行っているわけですけども、まずそのインプットにすること、あとは
2:04:12	居住上の方で、概略を書いている対策ですね、制御室であれば環境、再循環にするとか、そういったところが有効に機能して、確かに評価結果も問題ないものになっていることっていうのを説明する資料だと思っています。
2:04:27	その上で資料の説明に入りたいと思います。
2:04:30	右下のページで通しページ16ページでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:04:37	16 ページの上から 3 行目ぐらいの二重線が引いてあるところ、これは今回修正したところでございますけども、先ほどの議論を踏まえまして、ここの記載は、
2:04:48	形状及び 12 条で、抽出をした、誘導化学物質 A に対して、網羅的に評価をするんだというような記載に直させていただき予定でございます。
2:05:02	また、
2:05:04	今回 6 月 30 日にお話した修正の大きなポイントとしてはですね、評価に使っている条件が、現実的な条件に加えて、安全側の結果大量の評価条件がセットされているかと。
2:05:18	いう点で記載を充実化させているものでございます。補足説明資料になりますが、314 ページでございます。
2:05:29	慎重かつですねと、とりあえず本文添付からいきましょうか。
2:05:35	承知しました。衛藤本文添付で他何かあったりしますか。
2:05:40	徒歩人間佐藤です。こっからですね 16 ページ、ここは本文の部分ですけども、敷地内外固定カードを問わずにですね、ここで網羅的に
2:05:52	防護できる設計とするということを謳うということで、このように敷地内の固定施設敷地外の固定施設のようにですね分けて記載をしたというところでございます。以上です。
2:06:03	はい。規制庁田尻です。それはとりあえず許可の本文添付レベルの記載内容について幾らか確認していければと思うんですけど。
2:06:12	まず制御室数に関していうと元唐木カーにおいて制御室の設計ある程度求められてる中に今回有毒ガス防護の話が追記されたのでその部分を非常によく追加されたんでしょ直してどう追加していくかっていうところだと思うんですけど。
2:06:25	まず右下 13 ページからで、先ほど話があった 92 兆からのリンクのはな C なんですけど、負債の意図がわかりづらいんで確認なんですけど上から六、七行目のところで、
2:06:37	そのために、9 条 12 条に示される要求事項を踏まえという形で何か要求事項を受けるような形で 20 条が書かれてるんですけどこれっていうのは先ほどの話だと、有毒ガスとか薬品も含めてですけど、
2:06:51	その抽出であるとか、その設計方針を踏まえて、ここに詳述化するっていう意図ですかね。
2:06:58	はい。井上佐藤です。その通りです抽出、92 条で抽出したものとか 92 条をそれぞれ考えている設計方針を踏まえて評価をするというような記載になります。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:09	規制庁田尻ですさっきの流れで直るんだと思いつつもですけど使わずとも、今のその要求事項を踏まえていうふうに言われると、
2:07:18	ここ 20 条の話なんかよ、92 条を踏まえた設計方針ここに書きましたけどさすがに違和感があるので、その点は踏まえていただければと思います。
2:07:26	続いてなんですけど、
2:07:28	基本的には 9 条 12 条のやつを踏まえながら、可動施設等、
2:07:34	固定施設の話があってそちらに対して防護しますよって話をした上でなんですけど、13 ページの
2:07:42	下から 6 行目のところで上記評価を踏まえた対策により運転員を防護できる設計とするっていう話と、そっからさらにという形で、ただここは許可から書かれた話だと思うんですけど換気設備の隔離とかの対策が書かれてるんですけど、
2:07:57	この二つの部署の関係がいまいちよくわからなくて、プラスアルファの話なのか包絡される話かとかがわからないんですけどこの関係説明してもらっていいですか。
2:08:07	はい佐藤でございます。上記踏まえた対策等によりというところは網羅的にですね防護できる設計とするということを書いていて、その下のさらにの部分ですが、このさらに表現があまりよくなくてですね、具体的にはとか、その内容を勝率化したという意味合いで書いてございますので、
2:08:26	ここの窃盗分ですね、どんな頭の部分直そうと思います以上です。
2:08:32	清長館です。文の頭直すのか、もしくはこのさらにの文章に関しては、有毒ガスに限らず一般的な対策を述べてるようにも見えるので、
2:08:43	どっちを先に書くもんかっていうところもあるかなと思うんですけど、この追記したところっていうのは、このさらに書かれてるやつの内の有毒ガスの部分。
2:08:54	ですよね有毒ガスのところの詳述化したものと思えばいいんですかね。
2:09:01	はい尾上佐藤です追加した文章の部分は有毒ガスについて述べたものです。一方で、その種の部分は確かに許可からございましたので、ここの
2:09:13	連絡をどこに持っていかっていうのも踏まえてですねちょっと検討させていただきますがそもそもさらにというふうにつなぐのは見直そうと思います。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:23	聞いた度です。基本的には制御所としての有毒ガス以外も含めた設計の話があってで、かつ、今回有毒ガスに関しては基準要求も踏まえた上で、ご提言稼動元に対して評価しながら、
2:09:38	防護対策とか設定していますよっていうさらに詳述下のものが追記されたような形になっ
2:09:43	て、
2:09:44	どっちの順番でなければとまでは言いませんけど、少なくとも崩落関係がわかるような形で大枠の設計方針と詳述したものの関係というのがわかるような形で書いていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
2:09:59	はい。検査等で承知しました。
2:10:01	規制庁タジリです。その上で、さらにちょっと関係性確認なんですけど、右下 13 ページの記載等、
2:10:09	あと江藤 2 社 13 ページというよりはすいません、右下 12 ページからが、最初に施設の一般構造としての制御室等の話になっていて、今の 13 ページのところで大枠の設計方針とかの話が書かれていて、で、
2:10:22	14 ページからが結構継続制御系統施設の中に制御室等の設計について具体的に書くところがあって、
2:10:29	その今回追記部分が 15 ページとかでも細かなところを追記されていますけど、16 ページで具体の設計を追加する形になっていて、さっきの 13 ページのところでは大枠としての設計方針だけを書いて、16 ページのところではさらに具体的話として、敷地内の固定施設とかそれぞれに対するものを追記してると思えばいいですかね。
2:10:49	猪野委員佐藤です。その通りです。16 ページでは 13 ページ網羅的に書いていたものですね 16 ページはそれぞれのなければいけない施設ごとにですねどんな設計をするのかっていうのを細かく書いたというものになります。以上です。
2:11:05	規制庁タジリです。なんで先ほど枠のところで評価してちゃんと設計してきますよという方針がうたわれてで、16 ページのところに関して言うと大正琴に関して設計にどう影響を与えるかの話も込みで書いてあるってのはわかるんですけど、
2:11:19	右下 16 ページのところからね最後、四つに分けて書いてるって話があったところの内容がちなみに、その手前とこで要求事項を踏まえとかさっき言ったようなやつここのおかしいので 1 ヶ所行ったところを改めて言わないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:32	水平展開して直してくださいねっていうのが先に言っておきます。で、戻らしていただいて敷地内の固定施設敷地内の可動施設というふうに四つで分けてるやつの中身が何を言いたいか分かりづらいところがあって、
2:11:43	まず敷地内固定施設に関しては判断基準を下回るで大丈夫ですよっていう話書かれていて、敷地内の可動施設に対しては防護対策しますよって書かれていて、敷地外は、
2:11:54	大丈夫そうだけどやってきますよっていう形で書かれてて、敷地外の可動施設になると、隔離の話がなくて、防護具の配備等の話だけが書かれていて、それぞれの関係性がわからなくて、
2:12:06	これだったら、固定施設に関してはいずれも判断基準値下回りますって言った上で、なお書きぐらいで毎日に備えてやりますよっていう話のパラと、
2:12:16	敷地内の可動施設と敷地外の可動施設は、
2:12:20	何かすみ分けなくてもいいような気配もするんですけど、なぜすみ分けしているかを説明いただいていいですか。
2:12:28	はい委員佐藤でございます。まず、敷地内の固定施設至急取材の固定施設についてはご認識の通りで、いずれの場合でも、判断基準値を下回るので、特別な対応は不要です。
2:12:42	しかしながら敷地外の固定施設のところに慢心少ないという記載がある通りですねこの換気をとじ込め取り組みするというような操作は実際は敷地内の固定施設であってもこれはやるんだろうと。
2:12:55	いうところもでございますのでここ細かく分けてしまったせいで、実際にやることとですねうまく繋がらないようになってしまいましたので、
2:13:04	同じようなことをやるのであればですね、文章の段落をつなげてですね記載をしようというふうに考えてございます。
2:13:12	敷地内の可動施設敷地外の可動施設につきましては、敷地内の可動施設の方はそれは防護措置をするということになりますが敷地外の方は、
2:13:22	これガイドの方でもですね、敷地外の可動施設は用意せず発生するで、取り扱うんだというところに重きを置いてですね今、このような表示になってございますけども、
2:13:32	ここもやるのが同じということであればですねまとめられた上で、その上で敷地外の可動施設は用意せずにも該当するんだと、いうふうな記載にもできますので、見直したいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:45	瀬尾タジリです。要は何か記載をかけられると違いがあるのかどうかっていうところを確認しなきゃいけないので同じような設計方針で同じように変えた方がいいと思いますし、
2:13:56	あと設計としてしっかりそれを担保しなければいけない事項なのか、なお書きとしてプラスアルファで書いてる事項なのか、
2:14:03	若干住み分けがわかりづらいところがあるので、で書かれること自体はプラスアルファの内容書かれること自体は、
2:14:11	そこのすみ分けはしっかりしていただけるようよろしくお願いします
2:14:16	日本佐藤で主張しました。
2:14:18	規制庁田尻です。で、ここまでが多分本文だと思ってるんですけど、本文レベルの事項だと思ってるんですけど本文レベルの事項のところまで1点整理を確認しておきたいんですけど。
2:14:32	先ほど話で、敷地内外の固定施設に関しては
2:14:37	基本的にはそもそもあたりで核ないんでって話で終わらしてデカード上に関しては対策を講じますよってところの中で、
2:14:45	右下 26 ページの添付とかのところに行くと、感知の話、感知の話という正式に言うと、人が随行してその人に通信連絡して、ちゃんと対策とれるように動きますよって話書かれてると思うんですけど。
2:14:58	この感知系の話っていうのは、本文で言うところどこで読めばいいんですけど。
2:15:08	営業 2 課等ございます。少々お待ちください。
2:15:32	はい。宮里でございます。16 ページの中段ぐらいのところ敷地内の可動施設に対して後、その他の適切な措置を適切に防護するための措置に必要な設備を設けることにより、
2:15:45	というふうな表現で、これが本文の記載で、添付の方に行くと通信連絡設備によりというふうに具体化したつもりでございましたが、
2:15:55	通信連絡設備で通報できるからこそ、有毒ガスの検知装置なんかを設けていないという件もございますので、ここは本文のところでもある程度明確にしておくべきだなと思います以上です。
2:16:07	成長タジリです僕もそう思います。ちゃんと読めるか読めないかって言ったら広すぎるんで読めるかもしれんですけど、さすがにここだけっていうのも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:18	かえって困るような事項ない気がするんで、記載を検討いただければ別に26ページに書いてあるような考え方医師会でも別に止めやしないぐらいだと思っているので、よろしくお願いします。
2:16:31	はい、宮里で承知しました。
2:16:34	規制庁タジリですね。
2:16:36	このまま添付にいてしまいそうなんですけど、本文事項に関して地上側から他に何か、規制庁コサクですけど、くだらない言葉じりで申し訳ないのですが、
2:16:48	どこだっけ。
2:16:49	13ページですね。
2:16:52	多分直るんだと思うんですけど、
2:16:54	一番最後のところ
2:16:57	有毒ガスっていう前に、有毒化学物質から発生するってなってるんですけど、
2:17:04	9条では有毒化学物質なんて言ってないはず。
2:17:08	なんですけど、確か。
2:17:10	5期ってことでいいんですかね。
2:17:15	はい日本原燃佐藤でございます。そうですね。ここは全体として平仄を必要がございますけどもガイドの方の表に誘導化学物質表現がございまして、誘導化学物質から発生する有毒ガスというふうに、一つのキーワードとして使っているところがございますけども、全体的にそれで統一できるのかということそうでもないというところがございますので、
2:17:35	ここは確認させていただきます。以上です。
2:17:39	規制庁草場です確認っていうカー、9条で、なり、12条でこれまで話したのは、
2:17:49	反応で発生するった時に有毒ガスになるものっていうこともあるので、一通り抽出しますとって作業されてたはずで、
2:18:00	そのときに、何らか限定した要望使っていないと、当然要望作ってもしょうがないところだと思うので、しっかりと整合をとってお願いします。
2:18:11	はい、ありがとうございます。そうですね反応によって生じるガスについても2条の評価では確認してございますので、この有毒化学物質で検討するような言い方やめたいと思います以上です。
2:18:29	規制庁丹治ですかさそうなので、添付に行かせていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:35	この図面形は変わってないところなんかは基準適合のところがかかれていて一応 21 ページの第 3 項 1 号ぐらいから中身が拡大参考から中身書かれていてで、
2:18:46	さっきのところろうにもなるんですけど
2:18:50	26 ページのところなんですけど、先ほど薬品のところに置いて随行しますとかそういう話が出てくるのはもうわかっているんですけど、中段部分の敷地内の可動施設に対しては有毒ガスの発生を検知会社からの連絡によりっていうところに関して、
2:19:05	ここだよ
2:19:09	医薬品に書くか何か薬品のところで随行するからここんところでは立ち会ってる人の話には触れてないということなんですかね。
2:19:17	やっぱり井上佐藤です。そうですねここは 20 条の適合性を見るところでしたので、これについては 10 以上の方の薬品ところに記載をしたと思っています。以上です。
2:19:31	規制庁谷です。有毒ガスの話で、編集者から、
2:19:40	だって 12 条と合わせ技で、12 条の方と一緒に立ち会ってますよっていう話があってこちら 26 条のところ検知した者からっていうことで実質たちあっちの方で立ち会うとか立ち会わないとこの 1-1 について言及しますかね
2:19:56	要はそっちの方で立会う者っていう話が出てるんだったら別にこっちの方でもその言葉を使えば、リンクもとりあえず取りやすいんですけど、こっちらってどういうふうにかこうとしてたっけ。
2:20:06	日本原燃志田でございます。今日の話で運用面、何を担保条件するかをここに書く書き下すと、添付側で書くということであれば先ほどお話があった、
2:20:17	受入人立ち会い者を設けるとか、そういったことも含めて書くので、そこでの構成技で、この検知した者は誰かというのは問わずとも、少なくとも受け入れ時には近くに人がいるんで、必ず検知ができますということにつながればなと思ってました。以上です。
2:20:33	規制庁田尻です。12 条の方でその立会者とかって鼻 C を出すのであれば、立ち会い者等の誘導場所の発生を検知した者っていうふうにすれば要は、例示として要はそこんところがほぼメインになってくる話だと思うんで、
2:20:48	リンクを張る記載をしてもいいかなっていう気はしたんですけど、全体像として、申請書全体で読めるような形になるというのは今認識はでき

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ているのであとはどこにどこまで書くのかという整理について、検討いただいで記載いただければと思います。
2:21:03	はい、与儀西浦でございます承知いたしました。
2:21:06	あと規制庁タジリなんですけど、こっちは言葉として何か気になるので一応突っ込んでできました。突っ込んでできますけど上から4行目からで敷地内の固定施設に対しては運転員の吸気給気中の有毒ガス濃度がどうのこうの言ってで、
2:21:19	従って事業指定基準規則 20 条第 3 項第 1 号に規定する誘導箇所は制限はなくという形で書かれてるんですけど、
2:21:26	これはこの言葉だけだと言い過ぎな気がしていて、これ多分敷地内の固定施設で考慮すべきものがないっちゃう話な気がするんですけど、この書き方をされると、要は、有毒ガスの発生元、固定だろうが稼働だろうがなんでもいけませんよというふうに言い切ってしまう感じがするんですけど、ここってというのはどういう趣旨で書いてあったっけ。
2:21:49	家村委員佐藤でございます。
2:21:51	こっからですね
2:21:54	等、
2:21:55	尤度関数の発生を検知する装置、大きな採用という対象としては固定しているものに限るというものは規則もございましたので、そこを僕って書いたつもりではいたんですけども、
2:22:10	ただ有毒ガスの発生元はなくというのは、あんまり乱暴な言い方でして、これがそもそも記載がなくてもですね、文章として通じるところでございますので削除します。以上です。
2:22:21	成長度ですおっしゃる通り運転員は防護できる設計とするなど。従って、敷地内の固定施設に対して有毒ガスの発生を検出する装置を自動的に警報するための装置を設置する必要はないって別に書きゃいいだ形な気もするので、
2:22:36	何かあえて、この木曾空の軟膏に定義してるやつは言いませんよって全体にかかるような形で言い切る必要もない気がするのご検討いただければと思います。
2:22:46	はい、井上佐藤です。了解しました。
2:22:49	規制庁田尻です。そのあと 27 とか 28 とか多分同じような言葉を直していっただけのところが続いて、設備の話がそのまま流れてってセキュリティに関して別に設備どっか増えてる話でもないと思うので、
2:23:02	少し先行っていただいで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:23:06	右下 37 ページっていただいて、
2:23:09	ここも先ほど述べてたような話はちょっと飛ばさせていただいて、
2:23:14	誘導春日井戸のところろうに関してなんすけど、一方でもよく、要求事項を踏まえたから他と合わせ直してくださいって話を言った上で、ガイドを参考として再処理施設の特徴を踏まえたって形なんですけど、この特徴部分で、
2:23:29	ただ今回に関して言うと、
2:23:32	本当は元から医薬品等をしっかりとたくさん取り扱う形なんでそこに対してしっかり防護対策とか講じているっていう前提の話を呼ばれてるんだと思うんですけど。
2:23:41	特徴だけで読みきれなかったっていうところがあって特徴で別に書くわけで多少例示をしてもらってもいいかなって気がするんですけど、ここの特徴程度の認識は合ってるんですかねうちと原燃側で、
2:23:52	やっぱり日本原燃の佐藤でございます。その特徴につきましては、今田尻さんおっしゃった通り運営しがたい構造にしているというのはそもそも最初に施設が化学薬品を使うというところを踏まえて、12条でそういう設計をしているということが前提にあります。
2:24:07	またですね評価の方でも使っておりますけども、安全の重要な施設を内包する建物については、地震では壊れないですとか、
2:24:17	あと換気設備についても、耐震性を有しているというところを踏まえてですね、評価をしているというところもございますのでそういったものがこの括弧の中に入るのかなと考えます。以上です。
2:24:27	規制庁館です。今は12条に限定されたんですけど、苦情とかも含めて炉の方であんまり言ってない薬品の話とかしっかり伸びてるのが、再処理施設だと思ってるのでそういった点を認識いただいて、
2:24:38	単に右下 420 ページ 2、補足資料なんで、今日細かくは言いませんけど、再処理施設の特性ってのが書かれていて、
2:24:46	何か広く分散してるとか一般則っぽいやつだけ書かれてたんで、そこがここのことを直してるっていう話だと繋がりづらいなと思ったんですけど認識はそこまでずれてなさそうな気がするんで、
2:24:56	記載化を多少確認いただいて、こういった点を踏まえながらガイド適用しに行ったんですよっていうのが読めるようにしていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:03	で、続けてすみませんそのページまで続けてですけど右下 37 ページのところの一番下で、敷地内並びに中央制御室から半径 10 キロ以内にあるという形で、
2:25:14	今の整理だと。
2:25:16	九条 12 条敷地外の話なんで九条がメインだと思うんですけど、
2:25:20	話ってのは終わっていて、ここで限定をかけるような形になっちゃってると思うんですけど、この後多分 F 施設制御室であるとか緊対所とかが出てくる中で、ここは敷地内並びに中央制御室っていう、
2:25:33	のに限定した記載をするぐらいだったら別に中央制御室等でもいいんですけど、実つつうか、それとも SNS も込みだからもっと広いのかもわかんないですけど、
2:25:43	一つ一つ、何か、
2:25:45	この 20 条のところでもう 1 回抽出をやり始めてるような感じになる必要もない気がするんですけどそのあたりって整理されてますか。
2:25:55	はい乳井委員佐藤です。
2:25:57	20 条側でこの半径 10 キロというのを新たに持ち出してきた、何かこの日スクリーンアウトしてるとかそういったことはございませんで、今の整理だと 9 条 12 条で、
2:26:09	法人として想定されるものをみんな二重に持ってきているという流れになりますので、
2:26:14	今日のの前半の病院であったようにですね、9 条 12 条で抽出したものを母数にするということであればこの記載は、このようにスクリーニングするような記載はですねもうもはや不要かなと思います。以上です。
2:26:28	成長タジリです 92、12 条で広く抽出したものを、この 20 条のところ、各設備ごとにバラバラと切り崩してしまうと、結局全体像との繋がりがわりわりづらくなるので
2:26:39	文章の繋がりが赤く所との繋がりの話のような気もするんですけど今おっしゃっていただいたようになんか無理くり限定かけに通っても説明できるんじゃないかなっていう気がするんでその点よろしく願いいたします。
2:26:52	はい。日本佐藤で主張しました。
2:26:56	規制庁館です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:00	F C S生活の話が多分 47 とかからあるんですけど、今日本体と同じような記載で直していただければと思って先ほどDの指摘作業所だけじゃなく多分F施設も同じような理屈だと思ってるので、
2:27:12	その点をご認識いただければと思います。で、ちょっと整理を確認すると1体というものになるんですけど、65 ページ以降で、
2:27:21	スポーツ追加要求事項に対する適合方針というのが書かれていて、ここは申請書との関係でいうと、
2:27:29	今回の整理資料のように、その部分をまとめて書いただけで、意図は変わらないと思えばいいですけど例えば右下 67 ページとかで、
2:27:39	敷地内の可動施設とかの話で通信の話とかがここ書かれてなかったり、
2:27:43	何かこの記載を詰めたほうがいいのか、それとも他んどこ直れば勝手にこいつが直る類のものなのかというのを確認しておきたいんですけど。
2:27:54	はい佐藤でございます。65 ページから 68 ページについては申請書ではなくてですね、整備資料上の要約をしたようなアボページになってございます。
2:28:05	従いまして本文の方が直ればですねこちら自動的に直す必要がございまして、今し方ご指摘あった通信連絡設備の措置についてはこちらにも反映をしたいと思います。以上です。
2:28:17	瀬尾タジリです 66 ページデバインド参考としての記載があったり 67 ページのところでも 10 キロの話があったりとかここはふ頭中央政府と並べての記載になってますけど、
2:28:29	とか他今おっしゃったところ以外にも補カーもろもろ影響を受けるところあるような気がするので 20 条 3 項 1 号の発生元ないってやつもここで帰ったりとか、全般関わってきちゃうと思うので、
2:28:40	並び取りながら直していただければと思います。
2:28:45	はい乳井委員佐藤でした。
2:28:48	規制庁田尻です。で、補足資料に関しては 1 個 1 個細かな話はしないので精査してくださいねという前提ではあるんですけど、ちょっと条件に関わるようなところだけ幾らか確認させていただければと思うんですけど。
2:29:01	まず右下 95 ページ行っていただいて、
2:29:05	評価条件の話書かれていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:08	放出継続時間について最大の時間である 24 時間って話が出てくるんですけど、24 時間の根拠が何か過去に 2 例ぐらいあってその最大が 15 時間だったんでっていう形になっていて、
2:29:20	根拠としては何か弱そうな気がするんですけど、ここってというのは一般則としてそんなに時間かかりませんよとかある程度いえるものでもないんですかね。
2:29:29	はい日本原燃佐藤でございます。すいません過去の事例についてはですねまず補足説明資料見れ示してございまして、ただそれなぜ 2 例しかないのかということとその収束までに要した時間が名明記されている事故事例が 2 例しかなかったというものでございます。
2:29:47	それによると最長でも 15 時間ということでございますが、一方で二つだけの事例をもってですね 15 時間というのも、なかなか苦しいなというところもありますで、実際どのようなことをしようとしてるのか、この収束についてですね、どういうことをしようとしてるのかお話ししますと、
2:30:04	まずこれ終息の話ですので可搬施設ですねタンクローリーから漏えいをして、その有毒ガスが制御室に及ぼす影響ということを考えるときに、時間、
2:30:18	24 時間というのを使ってますけども、それを説明する必要でございます。
2:30:22	河合節からですね、運搬するということには先ほど運用の話もありますが、平日のですね、時間体に人が潤沢にいる状態で運搬するのですとか、
2:30:34	あとタンクローリーは敷地内に 1 台しか入れないと、というような運用安静整備をするということによりまして、1028 水路が発生したような場合にもですね、すぐに上に気づけますし、
2:30:46	その収束対応というのも、人をかけてですねできるという特徴がございます。
2:30:51	ではその就職の具体ですけども、
2:30:53	流れている薬品でですね、特徴としまして濃度が高い状態で漏えいをするると、空気中の濃度空気中に出て行く割合が増えるというものでございます。なので、回収せずともですね水をかけて希釈をしますと。
2:31:08	ということでもってその発生量というのを低減できるという特徴がございますので、それであればですね、最初に構内にあるシミズを使ってですね、漏えいしたものは当然安全の建屋には行かないように土のうなんかを積んだ上でですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:22	あのようなもろもろ考慮するならば、24 時間での保守的っていう説明ができるっちゅう話であるならばそういった点を補足しておいていただければと思います別に 24 時間とかっていうのが、もしこだわってるわけではなくて、
2:31:36	やはり制御室の 27 時間とかそういう話との関連で謳っておきたいって話だと思うので、その数値の根拠自体はしっかり書いてもらえればと思うんですけど今は別に、長澤と言わなくてもある程度 24 時間っていうのは、
2:31:47	一、二日ずっと施設内に薬品が漏れ続けて取得もできませんっていう状況の方が、
2:31:53	なんかあまりレギュラーのような気もするので少なくとも今の過去に例があってそこに比べて 24 時間長くいくんでそれでっていうふうなやつよりは、今おっしゃっていただいたように、想定される対策とかを考えた体制を考えるんだったら大丈夫ですよって話を言っていた方が、
2:32:08	補足資料としてはちゃんとしたものになるような気がするのでその点踏まえた上で記載をいただければと思います。
2:32:15	は井浦藤です。今申し上げましたことを即説明資料の方に反映をいたします。以上です。
2:32:20	成長谷ですよろしくお願ひします。次は 105 ページのところなんですけど、有毒ガス影響評価に関しては本文で、添付から添付のところではガス湯が誘導箇所のガイドを踏まえながらやっていきますよっていう形になっていてユーザー数のガイドに書いたのがこのフローになっていてっていうところだと思うんですけど。
2:32:39	ちょっと頭の整理で抜けておきたくないんで一応確認なんですけど。
2:32:43	105 ページのフローで 4 ポツのところ、口のところでいうとスクリーニング評価の話が 4 ぽつとしてあってそのあと誘導ガス評価の話があってっていうところで、ガイド上においては防護措置等を考慮せずに実施っていう形になっていて、0 はそのまんまでやってると思ってんですけど、
2:32:58	再処理施設に於いては多少特徴を踏まえながらになったと思うんですけど、再処理施設において防護措置等には、今期待してるものは入ってないという整理なんですって。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:11	綾委員佐藤でございます。ここで言う再処理施設の防護措置等は何かということだと、防毒マスクをつけるということと、海域を循環モードにするということはこの二つが豪雨防護措置、
2:33:24	になります。それ以外の再処理施設の特徴を踏まえて、例えば安重の建屋が管理できるだとか、そういったところについては防護措置とは、要因でございませんで、再処理施設の特徴として、
2:33:36	この二つの評価のところを使ってのものになります。以上です。
2:33:40	規制庁谷井です。防護措置等っていうのがないものかっていうのをまずはっきりしていただきたいのと、あとフローにおいてそこを考慮したってのはある程度、最初に制度の特徴になるものだと思うんで、
2:33:50	防護措置等とは呼ばないちゅうんだったらそれはそれで別にいいんですけど※書きとして、どういったものに関しては考慮するっていうところが、この黒字をわかるようにしといていただいた方がわかりいいかなというふうに思いますので、
2:34:01	その点を考慮してこのフローを記載していただければと思います。
2:34:06	はい、宮部佐藤で承知しました。
2:34:09	規制庁田尻です。で、
2:34:11	荒戸行きますけど途中途中のところこういう運用にしますよっていうふうに言ってるようなところに関しては、
2:34:18	先ほどのお話だと 12 条のほうで担保しますよという話だと思うんで、そこについては速攻でというふうに思ってるんですけど、125 ページのところ、温度の話が書かれていて、
2:34:30	空調設備のある屋内温度については 30° に設定しますよちゅう話が書かれていて、今岡甲斐は多分 37 度想定になっていて、この空調が動いてたら 30 度っていうのは、何かしら説明できてるんですけど何か他のところを見ても、
2:34:44	何かいまいち説明し切ってるのかどうかはわからなかったんですけどこの妥当性ってどっかで書いてましたっけ。
2:34:51	はい佐藤でございます。補足説明資料ないのですね 305 ページ、2、この温度を実測した結果載せてございます。304 ページからの続きですけども、
2:35:04	江藤 304 ページにですな測定をした期間は冬場なんですけど 11 月から 1 月とありまして 305 ページに、その実測した結果が書いてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:15	ここで管理区域についてはこのような幅でプラマイ 10 度ぐらいで安定していると、的管理区域については、マイナスからプラス 27 号まで変動しているというふうな結果が書いてございます。
2:35:26	これだけ見るとですね空調について嘘。
2:35:32	温度のコントロールができるのかっていうところが流入が生じるというところもございましてここについては記載を拡充をしてですね、
2:35:39	非管理区域であっても、空調が入ってる部屋入っていない部屋それぞれに対して、温度の実測値というのを調べまして、これを追求することでですね、
2:35:50	空調があれば 30 度で、十分でいいんだというところを説明したいと思ってます。以上です。
2:35:55	規制庁館です説明のところでも所々言われましたけど 304 ページにあるように、11 月から 1 月にかけての温度で、28.7 とか 27.7 度です。
2:36:05	だから 30 度でいいんですっていうふうに言われると、夏は買ってくれ
2:36:08	どうしても思うし昔から言ってるような気がするので、今のお話だと、ここに書いてあるのは空調関係なしに、管理区域非管理区域の温度を書いてあったのですごい幅があるけれど、
2:36:19	空調があるんだったらもっと落ち着いた温度になるんですっていうんだったら、別にそのデータも込めて言ってもらえばいい話だと思ってるので、何か、
2:36:28	ちゃんと半端に出た、書かれても、何か根拠になるように示していただかないと、何か数字が並んでるだけになってしまってる気がするので、こういったところに関しては利息とかを踏まえるとこういう幅になりますよと。
2:36:42	ここんところを考えると、空調のところに関しては適切な温度管理されていてここも 28.7 が 27.7 って書かれてるけどもっと低い温度 24 とか 25 で安定化させてますっちゃんだったらそーいよいよ話なんですけど、
2:36:53	そういった話をいまいち見えない中で、何か冬とかにとった温度だと、28.7 だったんですっていうところだけで主張されるのは、いささか弱い気がするので、その点に関しては整理いただければと思います。
2:37:06	はい日本円佐藤です。そうですねセットした条件が妥当であることに繋がるような日を、結果のお示しの仕方をすべきだったのでそのようにしたいと思います以上です。
2:37:17	はい。規制庁田尻です。て、次。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:20	このページじゃなくてもなんで 151 ページとかのところで、
2:37:25	6 ポツ一つにスクリーニング評価の方でここじゃなくてもいいけど他んとも込みでなんですけど、安全上重要な構築物の建屋外壁や換気設備各配布系及びアクセスは人の機能とか、運用も期待しますよって話を書かれてると思うんですけど。
2:37:40	先ほど 12 条のところ記載するような話をお聞きして、そこに関しては 12 条で担保するっちゃう話が言われたかと思うんですけど。
2:37:49	設備面の担保として新たに書かなければいけないものを今の評価上期待するもので、今の市許可の申請書では読めないものはないというふうに思っておけばいいですかね。
2:38:01	いえ 2 本分佐藤でございます。
2:38:03	ずっとですね、評価の新設でお願いのものがあるかについては、一部、既許可で明示的に示していないものでも現実として使えるから評価取り込んでるといものがございます。
2:38:16	それは何かといいますと建屋の壁外壁でございます。
2:38:21	安重設備を持っている建屋については、建物の耐震性っていうのを許可段階から示してますけども、安重がない建屋でも、完成品持ってるところございます。
2:38:32	そういったところにおいてもですね、
2:38:35	まずは貯層の周りには堰が堰の周りには、外壁があつてと、仮に、そういった耐震性のない建屋が損傷するような状態であっても、
2:38:45	海域については瓦れきになってるかもしれませんが、残ってるだろうと、そういった自動的に記載できるものについては、期待をした上で評価に入っているというのが、今の評価でございます。以上です。
2:38:58	規制庁田尻です。293 ページ以降で、結局今回評価条件についてまとめておられるところで、壁の話とかが書かれていて、今の非安重の建屋の話だと 297 ページとかに亀裂の話が書かれてるんだと思うんですけど、
2:39:12	評価上どの程度キシノ期待してるのかっていうやつと込みで説明していただきたくて、今のお話だと崩れたとしても瓦れきとしてそこに残ってるぐらいの DF って言っているのかわかんないですけどその程度の期待ができればいいんですっていうんだたらあんま担保条件っていうレベルじゃないような気がするんですけど。
2:39:30	例えば一定のひび割れまでしか生じないことを期待するっていうんだたらそこでどこまで良いんでしたっけって話も聞きたくなるんですけど

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	ど、結局何まで記載しているっていうのと、そこを要は記載する程度がこの程度なんで、
2:39:44	設計として言わなくてもさすがに崩れ去って手術がなくなることまでは想定できませんよね。だからそこまで書きませんでしたけどっていうんだったらまだわかるんですけど、一定程度、そこに、要は崩れないことまでは期待する崩落しないことを終局とかに行かないことまで期待するっていうんだったら、
2:39:58	それどこまで言ってましたっけて話をしなきゃいけないので、記載するは、期待する機能と、それが市
2:40:06	申請上何まで担保しなければいけないものかっていうところに関しては、設備と期待するものを関係整理して説明いただけるようお願いします。
2:40:16	はい日本委員佐藤でございます。
2:40:18	そうですね
2:40:20	まず株については評価でどのように、何関係してるのかっていうと液体が広がる面積を制限するというものとして記載をしています。
2:40:31	実際はその大地震が起こって考えたときにですね、ガレキがあって広がりが制限されるものとは思いますが、そこは評価上はですね、
2:40:41	建屋の床面積、一律にこう広がってもしくはそれ以上広がりはしなくなる。
2:40:49	意見とかってのございますけども、その高さまで行くときの面積どちらが小さい方で、制限をするというふうに評価に取り込んでいます。従いまして、1部分が漏えいするとかクラックが出るとかそういったところまで想定しなくて単に瓦れきが積み重なってれば、
2:41:05	それでも面積が制限されるでしょうという意味で使っていますので、あまりですねただ評価の条件にさらに追加をして、評価上評価を設定します設計条件を設定するというものではないというふうに考えてます。以上です。
2:41:22	規制庁館です。今のお話だと、要は、鉄筋コンクリートの壁があって、根本から全くよう行きたい取れなくなるほどなくなることはないんですけどぐらいの想定をしていて、それは普通の構造物だったらそうなるんじゃないかっていう話ぐらいの話は聞こえたんですけど。
2:41:37	いや今小高の、例えば 297 ページに考えて書かれてるのって、亀裂等の損傷があっても損傷会社からの隣室への有毒化学物質の拡大やっていう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	形で、何かガス状のものが外に漏れないぐらいの話を書いているようにも見えるので、
2:41:51	期待し、今のお話とここに書かれてるものと同じなのかどうかというのちょっとよくわからないところがあるので、今のお話だったら期待してるものに関しては自治体がどこまで拡散するか結局
2:42:04	滞留面積ですかねた分析とか話のところその部分しかないんですっちゅうんだったら、そこんところで期待してますよっていうふうにここには何で期待するか評価条件を話すところだと思うんで、
2:42:14	期待してるところがどこでなのかっていうところまでしっかり説明してもらえばまだ理解しやすいような気がするんでよろしくお願いします。
2:42:23	はいどうぞ、佐藤です。はい。ご認識の通りで自体の漏えいの広がりを整理するという意味合いだけです。そこは明確に何かするのかというところを書きたいと思います。以上です。
2:42:36	成長館ですよろしくお願いします。あと、他のところも、
2:42:40	何かいまいち何まで言いたいのかがわからないところがたったここらあると思っていて例えば右下 300 ページのところ、非安重建屋においては有毒ガスの発生要因となる異常事象に対して換気設備の機能が期待できないためっていうふうに言ってるんですけど、前回話したように
2:42:55	確実に止まるかどうかって、正直よくわからないと思っていて地震で止まるものもあれば止まらないものがあるという中で、全部壊した方が厳しいからっていうので自己事業化とかの条件をつけてると思うんですけど。
2:43:06	ここその前段部分のところで、空気流れて外に出てた方がよくないんだけどっていう話を言った上でこのところでは機能を期待できないためっていうふうに行きっていう形になっていて、
2:43:17	ここっていうのがいかほど言い切れるものなのか別に、なお書きでも何でもいいんですけどなおそこが動いていることを期待してもそんな影響ありませんよっていうんだったらそっちでも構わないんですけど。
2:43:26	言い切れること言い切れないことがあるような気がするんで、せっかく補足なんだから、多少文章長く書いたって別にいいところだと思うので、
2:43:35	必要な事項っていうのは記載するよう検討いただければと思います。
2:43:40	はい。日本原燃佐藤です。
2:43:42	そうですね条件をセットする上でですねIIのように壊してはならないというのは認識ありまして、こうなったらこうなるっていうようなケース

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	分けをしてですね、厳しい条件をセットするというのが基本で、今書いたつもりだったんですけども、
2:43:57	そういった見えてこないような評価の部分は今書きませんので、表現したいと思います。以上です。
2:44:04	江藤谷ですよろしくお願いします。ちょっと長くなって且つ補足の部分に関しては先ほど本文添付に合わせて本部原票を書く上で、
2:44:13	補足的に説明しなければいけない事項に関して精査してちゃんと根拠だ って説明
2:44:19	下げっていうの、
2:44:19	的な話だと思っているのでその点を考慮して、資料の適正化していただ けるようよろしくお願いいたします。
2:44:27	はい、室元佐藤でした。
2:44:29	と、
2:44:31	一応製です関連ここで自分から止めて他に制御室関連でほかに何かあり ますかなければ緊対に行こうかと思ってるんですけど。
2:44:42	なさそうであればその転勤退場行かせていただいて、で、緊対上も基本 的に制御室と理屈はあんま変わらないので同じようなところは言わない ので合わせて直すところは直してくださいねというところなんですけ ど。
2:44:55	まず右下 10 ページ G で、緊対所のところを抱えていて、
2:45:00	下線が引かれてるところから緊急時対策所は有毒ガスが必要な指示を行 うための要員に及ぼす影響により、
2:45:09	有毒ガスが及ぼす影響とか何かそっちで聞いた方がわかりやすいんじや ねえかっていうところはあるんですけど、日本語は適宜直していただく として必要な指示を行うための要員っていうのは、
2:45:20	これは対象者って特定できるんですけどこの文言で。
2:45:23	何の必要な指示とかっていう形になってないんですけど。
2:45:30	はい乳井委員ありがとうございます。
2:45:32	休憩時対策所を使用する状況ということでございますけども、上のとこ ろに設計基準事項等、重大事項というふうにございます。そういった概 念を踏まえてどういった事態に対処するために必要な指示を行うための 要員というふうに、ここは収束したいと思います。以上です。
2:45:52	関戸館です。なんで前段から見ると設計基準事故及び重大事故等を考慮 したって形なんで、実際には設計基準事故重大事故以外にも使うかもし

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れないんですけど、設計基準事故または重大事故時についていうことではないんですかね、簡単に言うと。
2:46:09	20年佐藤です。その通りです。
2:46:11	規制庁館です。ちなみにこれ設計基準事故が発生した場合についていう形で書いてるんですけど、緊対所には一応設計基準事故時から行くけれど、そこってというのは本部的なものは置かれるけどそこにあっても制御室で一応対処自体はできるけど、設計基準事故時から
2:46:30	人を張りつけてます、いきますよという話でしたっけ。
2:46:34	業務部齋藤ですはいその通りです。
2:46:36	規制庁谷井ですそれであるならば対象わかるように書いていただいた方がわかりいいかなと思うので炉の方は多分ここ重大事故等2とかっていうふうに多分限定確認行ってってるんですけど最初に先生に関して言うと、
2:46:49	D B AとS Aの境目わかりづらいところもあるので連続しながら、リヴインところからそこに貼り付けますよっていう話であれば別にそれで構わないと思ってるので、そこがわかるように記載いただけるようお願いします。
2:47:01	はい、井上佐藤です承知しました。
2:47:04	瀬戸タジリです。そのあとの話っちゃうのは制御室と同じようなところは省きますので同じように書けるようにしていただければと思うんですけど、何か不安なところとかありますかあれば、1個1個やるんですけど。
2:47:19	はい根井佐藤です。いや不安なところは特にございませんで清石塚と平仄を合わせて徐々に直します以上です。瀬尾タジリです。了解しましたよろしく申し上げます。で、
2:47:30	あと、ちなみになんですけど、
2:47:33	本文添付に関して言うと同じような構成で直してもらうのと緊対所に関しては既許可のタイミングだとS A設備として登録してたやつをD Bから書くような形で、26ページ以降ですかね個別の設備の27ページ以降がいいですかね。
2:47:47	27ページ以降で換気設備とかのやつを変えてきましたっていうので元から言ったやつをD Bから位置付けてという形なんで、そこまで得たものは書いてないと思ってるんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:57	これ見解っていう意味で言うと、補足に関しては基本的に生活と同じものを省いて、そっちのやつを引用しながら見てくださいなという資料構成にしてると思えばいいですかね。
2:48:08	いや、佐藤です。そうですねページ数はちょっと多いので、賃貸として考えなくてはいけない階級が違うとかですね、か、どっちの方向が厳しいんだとか、そういったところは
2:48:21	しっかり確認しますけどもそれ以外の共通的なものについては、20条を呼び込む形で構成してます。以上です。
2:48:28	長丹治です。状況は理解いたしました。ちなみになんですけど今回はDBとDBとしての20条26条の話としてお聞きして同じような形で直していただくと思うんですけど。
2:48:41	4446かな、SSA緊対に関しては、今の既許可の記載で読み切れるという正義でよかったですかね一応今回資料提出荒谷はされてないかなというふうに認識してるんですけど。
2:48:55	はい日本原燃佐藤でございます。そうですね有毒ガスに対しての追加の設備要求も、規則上はその4046に対してはないので、評価から読み取れると。具体の手順については技術的能力のほうでご説明をするということ考えています。以上です。
2:49:12	社長田尻です。何で今回運用面で追加するような話だと、DBの部分から通信連絡の話とかあって、追加した内容あるけれど、そこに関してはDBからの連続性の話で別にSEのところを改めてどうこうちゅう話にもなってなくてで、
2:49:28	評価のSAのタイミングから言う増加数を考慮した上で制御室と緊対ってのを書かれる形になってるので、一応そこで読めますよ、なの、何だっけ請求室か何かの資料で一番後でしたっけ。
2:49:39	407ページに書いてあった表で、
2:49:44	ちょっと戻ってきますけど制御室の資料だと445ページに重大事故発生時の整理っていうのが一応書かれる形になってるんですけど。
2:49:52	だからここんところもう発生元の話とかは、
2:49:56	これ12条なんですかねここ1.0がいなくて、正直いまいちよくわかりきらんだところがあるんですけど。
2:50:04	日本原燃佐藤で446でしょうか、445です。
2:50:09	そうですね。
2:50:10	中江が書いてあるやつ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:12	これ、S Aもないんですかね、3 普通 4 ぽつっていうのが S Aかなと思って見てたんですけど。
2:50:19	病原社でございますそうですね 1.0 の関係を書かないとちょっと書き方が悪いですね。ちょっと修正をしますはい。現場としては 1.0 ができる部分が
2:50:29	あると思ってますので、はい。
2:50:31	規制庁館です要は全体像として、D Bの時の整理っていうのが、ちょっと直るにせよ 444 ページに書かれていてさっきの抽出の話とか 92 条があつてで、
2:50:41	そこの部隊は 202726 とかに飛ばすような形が書かれていてで、445 ページに関して言うと、許可のタイミングでやってた 44 条 46 条部分とかに影響のちょっとこの後、通信連絡の話あると思うんでそこところはまた説明があると思ってんですけど。
2:50:56	そのベースとなる部分で 1.0 がいないと。
2:51:00	なんか多分繋がらないような形になってると思うんでこの後の 1.0 の話も出てくると思うんでその時改めて聞こうと思ってるんですけど、とりあえず現状中操と緊対の条文としての中身としては、
2:51:11	全体にかかる形の部分が変わるので、その部分の差異踏まえれば、4446 わせ記載の修正しないという形で整理してるっていうことをですね、手順とかそういう形で、
2:51:23	はい、乳井西田でございますはい。そういうことです。
2:51:27	そういう形ですととりあえず状況理解いたしました。江藤制御室緊対経営規制庁側から他に何かありますか。
2:51:35	規制庁のフジワラですすいません今見てる 445 ページの前のページの 744 ページちょっと関連するとか、同じ修正して欲しいので、
2:51:45	見ていただきたいんですけど 444 ページに、27 条がないので、こちらも関係性わかるように入れていただきたいと、通信連絡が多分見当たらない気がしています。
2:51:57	ので、そちらも併せて修正してわかるようにしてください。
2:52:01	以上です。はい、日本石田でございますはい、承知いたしました。申し訳ございません。
2:52:09	規制庁コサクです。ちょっと、今更でなんなんですけど。
2:52:15	今の、
2:52:16	その通信だと、27 条た、47 条だとなるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:22	そもそも制御室緊対のSAとしてのってというのは、
2:52:28	どうなるんでしたっけ。
2:52:53	はい日本原燃佐藤でございます。
2:52:56	4046の西縁センターについては設計基準で準備をした成績形態をそのまま重大事故でも使用するというを前提に、
2:53:08	44、46側での
2:53:12	申請書での追加は必要ないというふうに判断しています。以上です。
2:53:19	そこがまたよくわからなくて、
2:53:22	1.0をかませないっていうのに関連するんですけど、
2:53:31	考慮する有毒ガスっていうのはそれぞれで整理をするはずで、
2:53:37	そうすると1.0を踏まえたものと呼び込んで内藤設備として不適切になっちゃうんじゃないかなって感じがするんですけど、その辺りはどうなるんですか。
2:54:06	はい宮村でございます。確かに技術的能力の中でも、設備を運用することで、評価値に影響、評価されてるっていうところもございますので、
2:54:18	全く切り離していいというものではありませんでした。はい。
2:54:22	という意味で技術的能力と4046とのリンクを貼るんだというところで認識をしましたが、
2:54:31	いかがでしょうか。
2:54:34	規制庁コサクでそのリンクを貼るってというのがどういうふうな書き方をしていくのかで全く、
2:54:40	表現が変わってくるような気がしてて、
2:54:47	等、
2:54:48	どうしてくんですかって結局スクリーニングを、20条26条最初やりますよと言っているところが、
2:54:58	1.0でいってるところとどう繋がってきて、この設備使えますよということになるのかと。
2:55:06	いう説明性なんですけど、
2:55:14	そもそもで言うとそのスクリーニングってのが、
2:55:18	DBAで違うのか、違うくないのか。
2:55:23	どういう扱いにするのかってということになるんですが、
2:55:27	すいませんちょっと私自身熟考してないんだから、概念的によくわかってないってところで質問してるので、
2:55:36	明快じゃないんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:37	社長田尻衛藤で自分の認識をとりあえずまず最初にちょっとお伝えすると、今DBにおいては、9条12条で抽出したやつを、ここは有毒ガスの発生元の抽出という形とか薬品の注射という形になっていて、
2:55:52	それを20条26条で、その請求書とか勤怠に合わせてスクリーニングして誘導かつ評価してという構成になってますと、なんで基本的に92条のところで中止するような形になっていてこれが、
2:56:03	SAの方に行くと、多分1.9条12条っていうふうに先ほど445ページ書かれてるんですけど、九条が直で飛ぶっちゃうの違和感があって環境条件としての綱領で33から1.0がちょっとずつ下向いてないですけど、
2:56:17	環境条件の話があって、その時に想定する有毒ガスっていうのが、DBと差が生じてるものかどうかっていうところがまずあって、
2:56:26	要はSAの条件下を考慮する等、ほかにも何かこれしとかなきゃいけないんですかスクリーニング評価とかいう恫喝評価に影響を与えるものがあるっちゃうんであるならば、そこを踏まえた上で20条26条に対応するように44条40
2:56:39	6条のスクリーニングっていうのが存在するような形になるような気がするんですけど、その点をどう整理されたかの話かなと思ってんですけど、何か現考えあります。
2:56:52	はい。いや、佐藤です。まず入口のスクリーニングの部分ですけども設計基準だから重大事故だからということで対象とする母数が変わるというものではありませんで、
2:57:04	再処理施設内に保有する化学薬品というのが母数になってそこから評価を展開していくということになります。
2:57:09	私は間違いとしてはSE部評価の方では、制御室だけではなくて、敷地内にいる、重大事故等対象要員ですね、そういったものをそういった方の評価の対象者に加えるというのがありますので評価の仕方が変わっていて、
2:57:24	そこについては1.0の中で出力の中で今展開をしていたというところですよ。
2:57:29	すいません状況説明になってしまいますけど以上です。規制庁コサクですけど、ちょっと私の問題提起が十分。
2:57:37	とらえられてなくて、
2:57:39	SAの場合は、1.2S s
2:57:45	を想定してそれ、そこまで、
2:57:49	体制も持ってないものは機能喪失をすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:57:52	いう条件があり、
2:57:56	何だ、発生元としての、
2:58:00	元になるものは下は変わらないかもしれないけど、そこから漏えいする。
2:58:06	程度なり範囲っていうのは変わり得るん。
2:58:09	ていうところがあるんですけど、
2:58:12	そこはあれですかねDBの方でもそういう、そういうところで限定をかけずに全部壊れるんだとしてるからSAでも変わらないと。
2:58:19	ということですか。
2:58:25	はい。井上佐藤です。そうですねDBの世界の方で、もう以下、癌研関係ないかっていうのは別にしても壊れるんだという設定を置いてますので、
2:58:35	S s 1.2 S s で違いがあるというものではありません。以上です。すいませんもう一つ申し上げますと、
2:58:41	大井。
2:58:42	デービーの方では換気設備はSクラスなのでそれが機能を維持するというので、評価をしてございますけどもSAの方では、ここも
2:58:53	そこを壊してしまうというところに繋がってくところではありますが、今の評価の中ではですね清の方は、管理設備は動作しないというような状態を置いて、各薬品は建屋の中で漏えいをするんだけど、
2:59:07	外部に有毒ガスは出てこないんだと、というような前提を置いて評価に入っているということが、違いとしてはございます。以上です。
2:59:15	規制庁谷です。その違いはどこで読むという話をされたんですけど。それが20条26条でなければ、SAのところの4446で読んでるっていう話なのか何か、どっかで言ってるっちゃう。
2:59:28	何かちょっと、どこで言ってるっちゃう話はされたんですけど。
2:59:34	規制庁コサクです。まずわあ、1.0の方
2:59:40	言うと、そっちへそっちでそういう話はできてます。
2:59:44	先月勤怠という関係でいうと、動いていた方が、
2:59:51	制御室緊対の条件としては厳しくなるので、DBの方で行ってるから、SAの方は包含できますっていうことですかね。
3:00:11	はい井上佐藤ですはいご指摘は理解しましたその上で包含できているかどうかというところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:19	について、少し S A の条件を踏まえて整理を私の頭の整理をちょっとさせていたきたいなと思っています。
3:00:32	はい。
3:00:33	規制庁コサクですってそれをどこで整理しますか。
3:00:38	技術的能力のところ
3:00:41	書いて、
3:00:44	設備的には D B の制御数勤怠でいいです。
3:00:48	ていう感じですかね。
3:00:54	井上佐藤です。はいそうですね表。
3:00:58	結果や評価の前提なんかも技術的能力の方にまとめてありますので、そこで A T D の制御室のは厳しいんだというような話を展開してはどうかなど今思います。以上です。
3:01:16	はい。わかりました。
3:01:19	ただ、あれこれも今更聞いて申し訳ないんですけど、
3:01:25	土肥 44 条、46 条でしたっけ、S A の方の生活勤怠のももとの
3:01:33	本文とかでの、
3:01:36	記載事項っていうのは D B 呼び込みだったんでしたっけ。
3:01:46	ももとのっていうのは新基準適合の時の制御室緊対の書き方っていうことなんですけど。
3:02:04	少々お待ちください。
3:02:44	すいません日本原燃石原でございます。新規制基準を受けた時も例えば制御室 40 条ですかね。
3:02:54	については、重大事項等が発生した場合の居住性を確保するための設備としてまず何を遠藤にするかという話と、あとそもそも 20 条で規定をして設置する中央制融資に対して、
3:03:09	どちらかという例の有効性評価の 100mm の話をメインに書いているのが、44 条になってます。
3:03:18	はい。
3:03:22	はい。規制庁布施です。そう。そうですね。けっきょく食う D B の特に勤怠ワー、D B の方は、
3:03:31	大城君、求める機能はなくて、
3:03:34	外部への通信連絡みたいなところが主になっていて、若干先ほど田尻が言ったときの指示で、今回変えてきて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:45	解釈支持要因って言われてるから変えたんだとは思いますが、Cってなんだろうなってちょっと疑問だったんですよ。
3:03:54	そういった通信連絡についても指示はあるかなと。
3:03:59	というようなことで広く読むのかなあっていう気はしたんですけど。
3:04:04	一方で重大事故になると明らかに指示が出てきていて、
3:04:09	さらに作業員の交代要員だったり何なりっていうことも含めて、環境維持が求められると。
3:04:18	ということ機能としては全然違ってくるんです。規模が違ってくるんですよ。
3:04:25	それを本当に読み切れてんのかなっていうのがちょっとわからなかったんですけど。
3:04:31	そのあたりはどうなりますかね。
3:04:37	はい。宮城西原でございます近海に行くとか確かおっしゃる通り
3:04:43	設計基準があっても頭ん緊対所設置指導というのが河本の要求それに今回有毒ガスが追加されましたがもともと生業費創造DBの世界では要求はなかったと思ってますね。
3:04:57	どちらかという勤怠は重大事故側で、その指示の要因が適切にとどめることができるかあとは、通信連絡で通信基準の設備を設けなさい、あとは、
3:05:07	いろいろ収納の話、そのときには当然外部事故が起こった時のいろんな放射性物質の本質に対する指示要員の中に要員の影響というので百名使命との話もありますが、
3:05:22	こういった汚染に対する対策っていうことを換気設備とか設けていろいろ対処するという中に、もともと有毒ガスっていうのも当然含まれていると。
3:05:33	見ることができるのかなとそういう意味で大枠、もともと46条でしたかね大丈夫か、緊対の方で重大事故側で売っていることで、
3:05:43	包含できるけどもその中でもともと読んでたんだらうということで整理をしていたのがもともとの考え方です。
3:05:57	うん。消えちゃったりですね。岩野は有毒ガスって単語が書いてないけれど、はなからそこも見越した設計。
3:06:04	だっていうんで、一応、
3:06:07	改めてちゃんと読めますよねっていうのは当然精査いただきたいんですけど趣旨っていうのはそういうことですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:13	はい。日本原燃石田でございますはいもともと我々が考えてるそういうことです。はい。
3:06:21	規制庁コサクですけどそれを言うとう t も含めて全部もともと考えてたってようなことはあるんですけど、その上でこの部分は手当をして、
3:06:32	S A の制御的な手当しないっていうのは何なんだろうなっていうのが、
3:06:39	今質問した大本なんですけど、何かお考えありますか。
3:06:45	はい。人間者でございますそういう意味では私も先ほど考え方を言いながら、どちらかという放射線物質の放出に対する 1-5 号っていうのがメインでいろいろ書いてあるのが、もともとの緊対所重大事故がの勤怠ですので、
3:07:03	その時に重大事故の発生に伴って有毒ガスが出た場合に、どういうことを考えるかっていうことを、文章としては追加をして
3:07:14	もともとの対策に含まれてしまうかもしれませんが有毒ガスと当然考えるんだよということが、意思として表示できるように記載を追加することかなと思いました。以上です。
3:07:27	はい。規制庁不足です。
3:07:30	なかなか教則の関係カラー、必要なものを検討し、されるということで理解をしました。
3:07:41	今回入れないことで、また凸凹感が出てはいけなくて、DBの方でどう書くのかそれに対応してSAはどうかというのを見ておいていただければと思います。よろしくお願いします。
3:08:01	規制庁館です。制御室緊対関係で他に何かありますでしょうか。
3:08:12	今日ここで1回作業してきたんで振り返り例の方が下やりやすいですか。どちらでもいいんですけど。
3:08:19	ありがとうございます。どうですか国営では振り返りをお願いいたします。
3:08:24	よろしいでしょうか。はい。
3:08:27	ちょっと言います。
3:08:28	はい。セールス勤怠ですけども、92条での整理を踏まえまして、抽出された化学物質に対してのインプットにして評価をするところを、文章として盛り込むんだというところ。
3:08:42	あとは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:43	再処理の特徴の部分ですね、最終の特徴としてどういったところがあって、それがどう評価に繋がっていくのかというところを具体化するということ。
3:08:52	あとは全般でしたけども、補足説明資料については何を説明したいのかを考えた上で、適切な数字は表現することというところ。
3:09:03	最後に議論ありましたが 4047 の 46 ですかねの部分ですね、重大事故側にも有力安に関係して考慮しているというところを追加するということ。
3:09:14	これらの修正を 20 条 26 条、並びに 4040 億に対してやるということで理解をしました。
3:09:23	ビオです。
3:09:25	瀬田タジリです。またショックでありましたけど、言われた趣旨のところを直していただいてというところかなとあんまどっちかって記載ぶりに関するところが多かったのでそういうところはちゃんと踏まえてやってくださいねっていうのと、
3:09:36	補足資料の話としておっしゃられたんですけど結局申請書で担保するのもちろん担保してんですよっていう整理の中で、補足で書いてある内容だと申請上担保しなきゃいけないような事項にも見えるやつがあったんですけど実際は違ってたっていうんだったらそこに 1 名が必要がないことを補足で明記、明確にさせていただければという趣旨だったので、
3:09:53	その点も踏まえながら精査いただければと思います。
3:09:57	乳井委員佐藤です。承知しました。
3:10:01	規制庁谷です。
3:10:03	次が衛藤。
3:10:05	権利がほかになれば次に 10 名、27 日が通信連絡高 2747 ですか。そっちか。それとも 1.0 でしたっけ。順番的に減どっち考えてました。
3:10:18	はい。上西でございます。次、上申あんまりなかったのと言ってどうかなと思ってました。はい。
3:10:26	玄根井が説明しやすい方から、どうぞ。
3:10:29	はい。
3:10:30	はい。
3:10:31	じゃあ、
3:10:33	はい。日本原燃の堀口です。では簡単に 27 条と 47 条とあと 1.0 を合わせて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:41	説明をいたします。まず 27 条の部分ですけれども、前段の話がありました、設計基準の事故であったり、重大事故が発生した場合に通信連絡設備が、
3:10:54	に対して、外にいる人間が言う、誘導活動を検知をしたということでそれを、
3:10:59	円柱層なり、様々な部分に連絡するというのでそれを検知手段とするために、27 条の資料で言いますと、15 ページ。
3:11:09	16 ページの部分で主所内連、通信連絡設備は、有毒ガスが発生した場合においても使用する、これらの通信連絡設備を使用するという文言を
3:11:21	基準適合性の部分に本部を追加したいと思います。
3:11:25	そして、この
3:11:27	具体的にこの通信連絡設備が何かってところの具体のところに関しては今、紐づけを行ってませんでしたので、新たに 21 ページ 22 ページのこの 2、
3:11:38	第 27.2 表のところ、注記を打ちまして主要設備に関してどれが、有毒ガスとして用いる具体の設備なのかを明確化いたします。
3:11:50	それが今 27 条に対する今回の修正点になります。
3:11:54	続きまして 47 条の整理資料に入ります。
3:11:59	47 条の整理資料につきましては右下で 32 ページ等、実際修正者 36 ページになるんですけれども、先ほど 27 条と同様に今度 S A のときに、
3:12:11	通信連絡設備が検知として役立つ使えますということです。誘導監査が発生した場合においても使用するという文言を 32 ページと、
3:12:21	436 ページの方に追加しています。そしてこちら、じゃあ具体的にどんな設備なのかという紐づけのところができておりませんでしたので 37 ページ 38 ページ等に関する通信連絡設備の一覧のところ、
3:12:35	どれをゆ、有毒ガスのときに検知検知する設備として用いるのかを明確化いたします。
3:12:43	ここまでが 27 条と 47 条になります。そして技術的能力の 1.0 に関してですけれども、
3:12:50	まず本本部側の修正に関して先に連絡いただいた
3:12:57	お答えいたします。
3:12:59	事故が発生した場合に、その事故事象が有毒ガスっていう、この発生を明確に書くもしくは読めるような記載になっているかどうかという観点で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:10	以前資機材に関する部分で化学物質の漏えいが発生した場合というような、有毒ガスの発生が明確化されていないような部分に関して、明確化をいたします。
3:13:21	今回で言いますと、1.0の右下で11ページの部分、
3:13:26	2屋内アクセスルートに関する説明がありますけれども上から12356行目の機器から溢水や化学物質の漏えいが発生した場合については、
3:13:37	夜勤ボーグル。
3:13:38	冒頭の適切な防護具を着用するところに関しては、
3:13:42	化学物質の漏えいが発生した場合に、そこから有毒ガスが発生するというふうなことを、
3:13:48	考えて読めるだろうと思ってたんですけどもここに
3:13:52	記載のメーカーかということで化学薬品は化学物質漏えい。
3:13:57	の後に有毒ガスってことを明記しようと思います本文に関しては、1.0に関して修正する部分はこのみになりますあと補足説明資料に関して、
3:14:09	スクリーニングの1.0-6の部分で、添付資料の2でスクリーニングを追加しましたそして、添付資料4でガイドの
3:14:18	比較の記載を追加します具体、補足の話後の方がよければまずここで一度切りたいと思います。
3:14:34	規制庁高梨です今までのところで確認コメント等ありましたらお願いします。
3:14:41	規制庁の藤原です。とりあえず三つ、説明いただいて、本文事項添付事項ということで一旦切られたということですので、
3:14:50	通信連絡の部分で、今記載をふやされているところプラス記載を増やそうと思っているところについては理解したんですが、これは反映するところはすべて、添付の方だけ。
3:15:04	ということで、本文事項には入れない、記載の追加とかはないっていう認識でいいんですかね。
3:15:13	日本原燃の堀口で追加はないと考えております。はい。以上です。
3:15:20	規制庁の藤原です。これまでの制限ちゅう検体とかの説明なんかも聞きながらっていうところでいくと、
3:15:27	本文事項でふやすす。
3:15:31	ふやさないっていう、説明があまりよくわからなかったんですが、こちらは、そういったところを言及するような場所がないっていうことでも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ないような気がするんですけど、その点の整理って、他の条文を見ながらで、
3:15:45	どう検討されたのか簡単に説明していただけますか。
3:15:48	えっとですね日本原燃の堀口です。現在整理資料の中で、どこの部分に通信連絡設備が入るかということで、添付書類の、違う基準適合性の
3:15:59	部分で、適切な部分はないかということを確認しながら行う入るだろうということで入れたんですけど、前段の
3:16:09	説明の中説明、議論の中で確かに、本文事項のところいろいろ、
3:16:15	有毒ガスに関する記載の適正化ということがありますので、先ほどないですといった申したんですけども、通信連絡の部分に、
3:16:25	適切な場所、本文のところに、
3:16:28	を探しましてそれで明記しようと思いますまた添付書類の6、6人関係。
3:16:35	適用性の9、17の部分に関しては9点違うじゃん。
3:16:39	9.179、17のところに関しても、の追加をします。以上です。
3:16:47	規制庁の藤原です。
3:16:49	他の条文でこういった形で記載を拡充されているかと。
3:16:55	含めて検討いただけたらと思います。それは47条についても同様のことをされるという認識でよろしいですか。
3:17:03	日本原燃の堀切ですはい47条に関しても同様の確認を行います。
3:17:10	シートのフジワラです。わかりました通信連絡については、その程度かなと本文添付で、添付で先ほど説明のあった、
3:17:21	こういったものを有毒ガスで使用するのかといったところも明確にされるということですので、ある程度見れるようになるのかなというふうに認識してます。
3:17:30	とりあえず、通信連絡について私からは以上なんですけど、他は規制庁側から通信連絡で何かありますでしょうか。
3:17:38	瀬戸さんですマネのためですけど、現状本文妥当DBの通信連絡はDBAに対して、通信連絡を行う、できるようにすると。
3:17:48	ということなんですけど、それDBAじゃなくても、
3:17:52	有毒ガス発生でも、
3:17:54	対応しますよってということで追記をするっていうイメージでいいですかね。
3:17:58	日本原燃の堀記者その通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:18:02	はい。規制庁、わかりました。
3:18:09	規制庁の内村です。他にないようでしたら、1.0の技術的能力の方に、
3:18:15	行きたいと思います。今回先ほどご説明のあった、屋内、
3:18:21	アクセスルートのところで記載を追加しますという話。あれですかね、屋外の方については、もうすでに手当がされていたけれども、屋内の方もいろいろスクリーニング結果も踏まえて、
3:18:33	防護するという意味ではこちらの記載を追加され、した方がいいというふうな認識で出されるということによろしいですか。
3:18:41	日本原燃の堀口です。
3:18:43	整理資料の1.0整理資料の8ページ、右下8ページのところのちょうど真ん中部分のところで、
3:18:49	屋外アクセスルートに関しては、なお書きで有毒ガスについては複数のアクセスルートを確保することに加え、
3:18:56	夜勤防空等の適切な防護具を装備するため通行に影響はないと誘導クラスに関しても屋外に関しては明記されているんですけども、これが屋内アクセスルートに関する不安した場合に明記されていないということで、
3:19:10	今回屋内アクセスルートの部分として11ページに記載の明確化を行いたいと、行うということ、説明したつもりです。
3:19:18	以上です。
3:19:19	慶長のフジワラですわかりました。
3:19:22	そのあとに続いていく支援なり資機材なんかの話に展開されたときには、前段を踏まえていて、
3:19:32	当然、中に含まれているものということで、ここら辺を読めるだろうということで特段、手当をされるつもりはないっていう認識で大丈夫ですかね。
3:19:43	日本原燃の堀切堀口はその通りです。
3:19:49	規制庁の藤原です。わかりました。衛藤、それ以外のところで本番で書かれる事項っていうのは今回要求事項として追加されている部分の提言書の整備のところに、
3:20:01	一式これまでも書いているということで、この程度の記載として、特段追加するものはないという認識によろしいですか。
3:20:11	日本原燃の堀口です。はいその通りです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:16	規制庁の藤原です。で、1.0 に関しては、本文と添付の 8 の共通事項のところで展開されていたものが、基本的に一緒なので、温度店舗は同じ整理になるというふうに認識していいですか。
3:20:32	そうでした。はい。日本原燃の堀口ですはその通りでその本文と添付書類 8 は同じ記載になります。はい。なのでそれぞれに反映いたします。
3:20:43	規制庁の藤原です。こちらに関しては技術的能力の展開している文章が展開している方式というか、そういったところが制御室緊対とは少し経路が違っていて、
3:20:57	特段その記載の中で、他の条文を拾ったりと結びついたりというところはなくて、もう今回こういったことを対処としてしますというところの記載というような整理をされているという理解でいいですかね。
3:21:11	日本原燃の堀口その通りです一般、1.0 の中では全般的な対応として屋外アクセスルートはこうします屋外アクセスルートはこうしますということを書いてるので、何で書く。
3:21:22	重大事故の、事故ごとの対処であるとか他それぞれに関しても、共通部分として、詠ま読み込ませることができると考えてますので他の部分に関する範囲はないと
3:21:35	1.0 の共通的なところに関して、記載を追加することで
3:21:41	読み込めると考えております。以上です。
3:21:45	規制庁の藤原です。そうですね。制御室形態なんかでいうともともとの発生元の話がありそれを踏まえてスクリーニングしてっていう話が展開されていたと思うんですけど、そういった形ではなくて、
3:22:00	この大枠の記載っていう中である程度、記載し切れているという認識で、それ以外のところのそのスクリーニングの中身であったりとか、ある程度の具体っていうところはもう全部補足説明資料の 1.0 の今回 6 ですかね。
3:22:15	そこで追加されている部分に全部託しているという理解ですかね。
3:22:20	日本原燃の堀口ですおっしゃる通りです。
3:22:26	規制庁の藤原ですわかりました。ここまでのところで、あと、どちらかという、補足説明資料のスクリーニングなりといったところで、
3:22:38	お伝えする事項があるのでここで一旦切りたいと思いますが、他に規制庁側から何かあればお願いします。
3:22:48	規制庁コサクです。
3:22:51	従前の文言にもなるかとは思いますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:55	S Aの方だと家薬品防護具等、
3:23:00	の適切な防護具というような言葉が、
3:23:05	になっていて、D、Dの方は、
3:23:11	そそうではなくて、保護具とか、
3:23:17	いう言葉だったと思うんですけど、この違いって何なんだろうっていう、何か、
3:23:23	整理されてます。
3:23:32	日本原燃の堀口です
3:23:35	整理が至ってないところがありますので、表現は合わせたいと思います放射線防護具類であるとかそういった表現に合わせられるように見直しをいたします。
3:23:47	以上です。
3:23:50	はい。規制庁保坂ですおそらく、言われたように放射線部の方の防護具っていうのは強く意識があって、そこに有毒ガス系のやつも入れ紛れすみません。
3:24:03	まとめて表現をしていたということなんだろうなと思うんですけど。
3:24:09	bの方は一方で有毒ガス防護ってということで北部と今書いてあってと。
3:24:15	ということで、まとめるならまとめるでいいんですけど、そこがわかるようにして表現をされたらいいかなと。
3:24:23	いうふうに思いますので用語整理よろしくをお願いします。
3:24:28	日本原燃の堀口です。はい、了解しました。
3:24:35	規制庁の藤原です。それでは補足説明資料の部分に入っていきたいと思いますが原燃側からここはという説明があれば聞きますがどう、ありますでしょうか。
3:24:46	はい。日本原燃の堀口ですS Aのスクリーニングに関しましては、重大事故の特徴としまして、例えば耐震性がある。
3:24:57	場合には地震起因の場合に耐震性を有する場合にはそこからの漏えいは考慮しないだとか先ほど制御室に関して佐藤の方から説明がありましたけど、そういった
3:25:08	重大事故の発生に関する前提条件の特徴を入れた形でのスクリーニングを行っています。
3:25:17	そしたらスクリーニングに関しまして、20条と26条で書いてあることを、の各整理資料とまとめましてそれdす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:27	20条26条参照というちょっと乱暴な書き方をしている部分がありましてこの資料今の1.0の、
3:25:33	6の部分を読んだ際に、一通り納得感といいますか、
3:25:40	伝わる表現になってませんので、添付資料の2と添付資料の4の部分はそれを見ることによって、
3:25:47	一気通貫施設の20条や26条の記載をそのまま適用できるところは一度適用したり、重大事故の特有の部分に関して説明をしなければいけない部分に関して説明するという形でちょっと見直しを行いたいと思っています。
3:26:04	なんで重大事故用のスクリーニングをして、それでどうだということになっております。はい。ですけど説明は以上です。
3:26:15	規制庁の藤原です。
3:26:17	現在のスクリーニングの大枠の話と、あと修正していききたいという部分について理解しました私もこれ見た時に、実際とかく整理資料という言葉にまとめすぎていて、わからないと
3:26:32	実際、制御室なのか勤怠なのか。
3:26:35	かつ、両方なのかっていったところがわからない部分もあり、プラス、それが展開し、それを使っている文章のところで、
3:26:46	設計基準と同様であり、詳細を各整理資料に示す何か、という言葉だけで終わらされていて、この各パートのところで何をしているかがわからない。
3:26:57	わからなくなってしまう部分がありましたので、その各整理資料っていうのを明確にするとともに、そのあたりの記載を拡充していただきたいなと思っています。
3:27:10	それが、細かく全部行っていくとちょっと多いので、実際もう考えられているというところですので、検討はしていただきたいんですけども、
3:27:21	先生輸出全体を全部まとめて書くにしても、ちゃんと書き分けが必要な部分であったりとか、特に256ページなんかで言うと、施設内の可動施設なんかっていうところも、まるっと丸められてますけど実際は制御室。
3:27:35	軽油の中でも、5施設なり中層なりっていうので、発生元として特定するものが違ってきているけれども全部ごっちゃに書かれていたりとか、そういったところも含めて、
3:27:46	こちら辺の整理を意識していただきたいと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:50	それは先ほど、ご認識をある程度されているということですので、もう1点確認をしたいんですが、これまでの成立動向と、こちらとのやりとりにもあったかと思うんですけどその厳しい条件っていうものをどう設定しているのかっていったところが、
3:28:05	232ページにあると思っているんですけども。
3:28:09	このところで、これまでのヒアリングでもお伝えしてきていて、何を一番厳しいとするのかっていったところで、今回も地震を起因とする、
3:28:19	重大事故が最も厳しくなるという話だけで終わらされていて、発生する。
3:28:26	有毒ガスが発生するっていう意味合いでは、いろいろなものが壊れて出てくる可能性があるのでこの地震を起因とするというのが厳しいのかもしれないんですけども、
3:28:37	これまでのやりとりでもあったように、換気設備が生きていたらどうなるのかとか、そういったところの、厳しい条件っていうのをどう検討されたのかといったところが、やはりまだ232ページのところとかでも、
3:28:49	読めない状況なのでこの点について簡単に説明いただけますでしょうか。
3:28:54	はい。日本原燃の堀口です。
3:28:57	能見。まず、この地震起因っていうふうなところと火山の影響に関して例示をしてるんですけども、
3:29:04	快適事象において、まずう
3:29:07	化学物質の漏えいが危険となって有毒ガス発生しますが、例えば火山の影響において、建屋内の湯
3:29:17	化学物質を保持している設備が壊れて漏えいするかというと火山で漏えいしないとした地震の場合は漏えいする恐れがあるので、有毒ガスがまず発生するかどうか。
3:29:28	前提として化学物質の漏えいがするかどうかという観点でいうと、地震が、やはり漏えいの、
3:29:35	可能性がある。そして、あと換気設備有毒ガスの流通率を考慮する場合には、気温だ、気温だとかあと漏えい。
3:29:45	面積、藤楓子、風力、
3:29:49	等が関係してくるんですけども、その場合に影響するパラメーターとして換気設備が生きてきてないっていうところが建屋内に有毒ガスが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:59	例えば蔓延した時に換気設備が生きてることによって掃気されると建屋内の環境としては優しくなる。
3:30:06	－ Dが換気設備が例えば止まっている場合には建屋内の環境が厳しくなるので、そういう点でいうと建屋屋内アクセスルートに関しては換気設備が停止した場合、
3:30:17	の方が厳しくなるこれは言って、重大事項の事故として地震起因の場合に電源喪失をしまして、しかも耐震性有しない。
3:30:27	設備が壊れるというのが最も厳しい状況になる一方で、屋外の外のアクセスルートに関して言いますと、換気設備が生きてる場合には市排気塔から加賀くう物質が、
3:30:40	をされることになるんですが、映写機等から出す場合には、主排気塔からの拡散効果が考えられるので地上での作業員に対しては、さほど影響はないだろうと一方で換気設備が停止していった、
3:30:53	建屋内に、もし、その漏えいが発生して化学物質が漏えいして有毒ガスが蔓延している場合に建屋近傍から屋外の方に漏えいして、有毒ガスが漏えいしている場合に関しては、
3:31:07	屋外の建屋近傍の作業員に対しては厳しい環境になるだろうと。それは市排気棟換気設備ができていて主排気塔から排気されるよりも、やはり換気設備が停止している。
3:31:18	建屋から漏えいするっていうふうな条件の方が厳しいので地震の方が、条件としては厳しいということになりますこれらのことをこの、232ページのところに、
3:31:29	書けるように修正をいたします。はい。以上です。
3:31:36	規制庁の藤原です。かつ先ほど佐藤さんとタジリとかのやりとりであった、成立緊対での確か、
3:31:47	そこでの換気設備に関しても、何かありますか。
3:31:53	少しやりとりがあったかと思うんですけど、それを踏まえてここも何か手当をするのでしょうか。
3:32:06	規制庁の岩根先ほど今ざっと口頭で説明されたところって、屋内屋外アクセスルートに関してだけだったので、江藤 1.0 に関しては一色江藤制御室の方、緊対の方の、
3:32:19	中での運転というか、
3:32:22	平常時対策要員の影響関係も語るのかなと思っているんですが、どういう状況か説明してもらえますか。はい。日本原燃の堀家さんの出演しておりました。失礼しました

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:35	勤怠ですだとか制御室の再循環モードですとかそういった外からの検知をした場合に、ユーザ監査積極的内部に入っていないようになっていうところに関してはこちらに、
3:32:47	記載することによって、記載の充実を図ります。
3:32:53	はい。以上です。
3:32:55	規制庁の梶原です。関係機能が停止するので入っていないんですけど、今回されてるので、
3:33:04	そうだけど、設計基準と下の方で換気機能の関係機能を、が生きてる状況の方が厳しいのでそれを検討してますっていうような内容だったように読んでいたんですけど、
3:33:18	その内容と今説明ってあってました。すみません。日本原燃の堀口さんの今の説明は不一致がありました
3:33:26	規制業績委員会の方でないより厳しい区である評価条件として換気設備が普及させてそれで中に積極的に入るような形での記載をしていたのでそこに関してちょっと見直しをいたします。
3:33:38	せ、訂正いたします。はい。
3:33:45	規制庁の藤原です。今、口頭で説明したことに変更されるっていうことですか。
3:33:55	というか、何が言いたいかという厳しい条件ってどう考えましたかっていう流れなので、何を厳しい条件としたのかをきちんと、一番最初のところで語って欲しいっていう流れだったんですけど。
3:34:06	どういう整理になるかをもう一度、
3:34:08	教えていただけますか。
3:34:13	少々お待ちください。
3:35:04	日本原燃の堀口ですは、厳しい条件としては、換気設備が普及し、外気から
3:35:13	緊対や制御室の空気を取り入れた場合において、その近傍で化学物質じゃないや有毒ガスが、
3:35:20	流入する場合の方が厳しい条件になりますので、
3:35:25	今書いてある条件が非常に厳しい状況にありますので今の、
3:35:29	記載のままになりますただ
3:35:33	一部

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:35	次、事故対策として復旧した時だとかそういったちょっと言葉が足りない部分が多々ありますその部分は、追記いたします。結論として換気設備が復旧した条件での、
3:35:49	評価が厳しくなるので今記載している条件での評価を、が合っているということです。以上です。
3:35:59	規制庁の藤原です。基本的には厳しい条件を、
3:36:04	重大事故でワ一の地震研であれば、動的機器が全部、
3:36:09	損傷するので、換気設備は止まりますっていう話を書きながらも実は厳しい条件においてはこうですっていう話がある程度展開されているとされていて、そういったところが一番最初に 132 ページで実は見えていないんじゃないかと思っていてって書いてないと思ってます。
3:36:27	ここはその地震の場合の厳しさっていう話しかされていなくて、そのあとどう考えたのかっていったところがわからないので、その辺りにもちゃんと、自分たちがやったことが明確に指定されるように、記載をして欲しいといったところです。よろしくお願いします。
3:36:42	日本原燃の堀口です。了解しました。
3:36:50	規制庁の氏原ですあと、すいません少し細かい点なんですけど、254 ページなんかで、下から 4 行目のところに、
3:37:00	最大の継続、放出継続時間はっていうふうに云々って書いてあるんですけど、いろんなところを覚え履修なりの呼び込みなり、関係図をつけてあるものここは逆に、どこからこの数字が出てきたのかがよくわかっていないので、
3:37:15	この辺りについても、どういった数字を、どこから出てきた数値、
3:37:19	について論じているのかっていったところがわかるように、適切に記載を拡充していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
3:37:28	日本原燃の堀口です。ここの部分は、一部工期誤りがあったんで、これは訂正いたします 34 時間後時間 3 分というところが 6 月 2 日の
3:37:38	制御室の整理資料をもとに作成しており 6 月 30 日の最新版が反映されてないということがわかりましたのでここに関しては、スーチーの適正化を行い、数というふうに、
3:37:52	変えたのかというところの説明も、追加いたします。以上です。
3:37:59	規制庁の藤原ですわかりましたよろしくお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:38:03	あとこれも細かい点ですが261ページのところに多分これは動きだと思 っていて、ここ、5.2. 3.2のところ、1行目に第1に示す放出率と書いて あるんですけども、第9目にいっても放出率がなく、
3:38:18	おそらくこの近くの250。
3:38:21	9ページなんかにある、第7表かなとは思っていますが、こちらに関し ても適切にどこの部分のものなのかっていったところこれまでのいろい ろと修正があって、
3:38:33	置き去りになってるような気がしますので、その点全体的に綺麗にして いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
3:38:40	はい。日本原電の堀口です了解しました。修正いたします。
3:38:47	規制庁の藤原です。あと271ページのところ前回の多分ヒアリングでお 伝えしたものの、担当者が代わられたということで今回の資料には多分 反映できていないのかなと思っていますが、タイムチャートでの時間の 積み上げのところなんですけれども、
3:39:02	おそらく、言いたいことは、これまでのタイムチャートで考えていた時 間積み上げの中にも、今回の有毒ガスの防護服なんかでの装着なんか も、
3:39:15	考慮に入っていて、その装備をするので、もうすでに入っていますって いうことだと思うんですけど。
3:39:21	今の記載だと、あまりそれが綺麗に読める形ではないので、その点につ いてもわかるように記載をしていただきたいと思いますが、とりあえず 認識としては合っているということでしょうか。
3:39:32	日本原燃の堀口です。合ってます271ページ有機有毒ガスに加えてい う部分で、一括して読めるような形の記載になってるようで、実はかな り記載が乱暴になってますので、
3:39:46	この有毒ガスに加えているところを一度削除しましてもともとその、
3:39:50	化学薬品の漏えいにもと起因する有毒ガスが発生した場合においても、 しっかりとした酸素呼吸器であるとか相違をしているので、もう時間的 タイムチャートに対して時間的に問題ないということをお書きとして この後に追加させていただきます。以上です。
3:40:08	規制庁の藤原ですよろしくお願いします。
3:40:11	あと、今回はメインに修正されたところで、資料構成されていたもとも との資料がかなり大きなものでしたので、メインとして修正したところ といったところかと思っています。今回割愛されたところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:26	制限付勤怠での手順のところ、活用されてしまっているの今どうい う状況かっていうのが見えなくなっていますので、こちらについては、 次提出する時にはつけていただきたいというのと、
3:40:39	前回の資料で確認した部分でいくと、本日のヒアリングでもコメントが 出ていた、有毒化学物質とかっていう言葉が使われていたような気がす るので、その辺もですね、
3:40:51	全体を含めて綺麗にさせていただいた上で、提出時に、その部分を差し込 んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
3:41:01	日本原燃の堀口ですはい。修正とさして入れるようにいたします。はい。 はい。以上です。
3:41:09	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。
3:41:12	一通り私からは、コメントを伝えましたがその他、規制庁から何かあれ ばよろしく申し上げます。
3:41:33	規制庁高橋です他、よろしいでしょうかよろしければ、どちらを先にな んですか。
3:41:43	共用の方をさっき、
3:41:45	やります。
3:41:46	はい。
3:41:48	そうですね。はい。それではですねまず共用の方の中身の話、まずはそ こ言われた、まず今の振り返りお願いします。すみません。
3:42:00	はい。
3:42:02	4、40 や 27 条 47 条に関して、適合性適合基準適合性の部分で本部にか かるような部分に関する確認をしましてそれで反映すべき事項を反映い たします。そして 1.0 に関しましては、
3:42:19	表現として乱暴な部分がありますので、
3:42:22	例えば 20 条のド何庄野などこを読み込んでいるというような形で参照 箇所をしっかりと明記するような形で修正いたします。
3:42:32	あとは、232 ページの厳しい条件に関して、どうして厳しいのかという 理由とあと緊対での厳しい条件だとかそういった前提とする条件に関し て、
3:42:44	記載の拡充を行います。あと防護具類に関しては、記載が統一されて ない部分がありますので全般記載を統一した、いたしますボーグル以外 に関しても

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:42:56	誤記ですとか、有毒化学物質のところですか他 1.0 の前にすでに指摘がありました部分も合わせて、全体を確認するようにいたします。以上です。
3:43:12	規制庁コサクですけど、
3:43:14	フジワラさん、
3:43:17	手順として割愛されちゃったものをちゃんと入れてくださいねとかそこら辺はありましたよね。
3:43:25	はい。あります 1. 11 と 1. 13 とか主要な手順のところは、入れてくださいということと、あと衛藤。
3:43:33	各整理資料に振ってる部分の明確化だけではなくて、今、文章としてかなり丸められ過ぎていて、把そのパートとして何をやっているのかがわからないところも、記載の拡充をお願いしますとお願いしたつもりですので、その点も、
3:43:50	衛藤。
3:43:51	対応いただきたいと思います。
3:43:54	はい。大変失礼しました。対応いたします。
3:43:58	規制庁コサクです。その内数になると思うんですけど制御室緊対の方で話をした、SAとしてどうかといったところ聾の説明もしっかりと入れてください。よろしくお願いします。
3:44:11	はい、わかりました。
3:44:16	はい。規制庁高橋です。ほか、よろしければ、次に進ん住ま質問と思います。それじゃ
3:44:25	共用の方ですかね。
3:44:27	の説明の方でまず考え方ですかあの辺、ポイントの所さんの説明をお願いします。
3:44:36	はい。日本原燃の花田でございます。それでは 2 点、ご説明させていただきます。一つ目が前回コメントをいただいている、
3:44:46	廃棄物管理施設でオリジナルとして説明しなければならないところと、再処理施設 II で基準適合してるものを使用することで、説明はこうとしているものこれ申請書でどう書こうとしているのかと。
3:44:58	いうコメントをいただいております。これに対しては、整理資料の再処理と廃棄物でございますけども、まずそれぞれすいません。
3:45:08	廃棄物管理施設の方の
3:45:11	15 ページからの第 2 表でございますけども、こちらに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:17	右端に欄を追加しております。本変更による許可事項の影響ということで、ランドマークの方で
3:45:29	ウラン廃棄物、建屋をまた、設備増設しておりますけども、トレイのを参考にしてですね、この変更によって今日、今回共用するという変更によって、
3:45:43	協議事項影響するかどうかというのをそれぞれの条文で追加してございます。
3:45:49	これに伴って申請書の箇所がどこかあるかっていうことに対しては、
3:45:56	先ほどの整理資料の
3:45:58	5 ページから、
3:46:00	追加しておりますして表 1 の方で、それぞれの条文に対して、本文と添付がどのように変わるかというところをお示ししてございます。
3:46:11	二つ目のコメントでございますが、二つ目については、廃棄物の既許可の十八条整理資料で火災感知設備及び電源給電するという、
3:46:22	ことにしております。これに対して、第 1 貯蔵系でそれを適用する時の提供の関係をもう一度再整理することということでしたので、こちらをもう一度改めて整理した結果、
3:46:36	台帳同型でクール火災管理設備及び電源は再処理の T L D は電気ですので、当該設備要求する方針というふうに追記しました。具体的には廃棄物管理施設の
3:46:48	先ほどの
3:46:51	今日ですね、15 ページからの代表の、
3:46:54	18 条のところをご覧くださいますと、
3:47:00	22 ページですね、こちらの方に 18 条の適合として、請負をディーザー選挙を付与するということを追加しまして、それに伴って申請書の記載の方も変更するというので、
3:47:13	先ほどの 5 ページからのところに B O D は電気を共用することの予定と伴って変更する箇所も明記しております。ポイントは以上でございます。
3:47:25	生協の田尻です。
3:47:28	とりあえず全体としてなんですけど、申請者にどう書くかとか具体的に書けませんって、いやなんか直す予定ですとかっていうのはそれはそうだと思っているんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:47:40	さっきまで有毒ガスのところ一章とかでこう書く予定ですかまでやってたのこれって書いてあった方が、やっぱり気がするのですがそのあたりって何か違いがあるんですけど。
3:47:53	日本原燃の濱田です。今の谷井さんのご質問、ご指摘は
3:48:00	ここをこう変えますっていう説明をするっていうは自分からした方がいいということでしょうか。新城館です。いや資料で出しちゃってくださいっていう意味です。
3:48:11	さっきみたいに一緒だとかっていうので、別にさっきの有毒ガスの資料、書いてたじゃないですか。別に、ここを補正しますというか設計方針としてこう書こうとこういう設計方針にしようと思ってますって、別に出してもらえばいいだけの話だと思ってて、
3:48:27	こういうのを追記しますとか、こういったところ、こういう旨を書きま
3:48:33	実際に書かれた時に、思った通り書かれるかどうかっていうのに、いささか不安があるっていうだけなんですけど地震が多いんなら別に止めもしないんですけど、下へ帰っちゃうのに何か止められます。
3:48:47	はい、日本原燃の濱田ですはい、ご指摘踏まえまして実際に設計方針がわかるように記載で整理資料の方は修正したいと思います。
3:48:59	以上です。塩谷です。なんで最初に廃棄物管理はまずそこっていうのと、あと例えばまず再処理に関してなんですけど、右下8ページのところで、例えば受け入れた答えに関しては
3:49:11	廃棄物管理から来るやつは再処理施設と同様であるっていうふうなことが書かれてるんですけど、これっていうのはそういうふうに管理しますよとかそういう話が何か担保されてる話なのか、それとも、例えば、同じものが抱えてる加地層ですって話をされてるのか。
3:49:25	ここって、申請書上ってどう書かれるから同様というふうに読めるんですけど。
3:49:32	日本原燃の濱田です。今谷井さんご指摘は再処理の28ページでございますか。
3:49:39	規制庁谷です。再処理の8ページです。
3:49:42	失礼しました。はい。
3:49:47	新城鳥井です。要は今回関係条文多分五つぐらい書かれてる中で、
3:49:53	他廃棄施設の容量で話したとか15条の共用の話Cっていうのはそりゃあ採取したとしても核ちゅうのはわかっている、その上であと遮へいとか、閉じ込めとか、葛西さん。で閉じ込めとか火災とか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:09	放射線管理セットから話があって、ここに関しては要は結局廃棄物管理施設から持ち込まれるものが最初にリスト同様だから実際変わりませんよっていうので終わってしまう話だと井関入れてしまうと思ってるんですけど。
3:50:23	なんで同じもんであるっちゃうはい。要は、どういったところから発生するごみ何で実装ってのも読めますよっていう話で言われてんのか、結局申請書でどう読めるから同じだっていうふうにとればいいのか、みんなのところって多分、
3:50:36	この施設共用するっていうところだけをメインで書かれてきたと思うんですけど。
3:50:41	要はここにも廃棄物管理施設から何々をう形へとほか配布するっていう文言が書かれていて、そこから実際同じというふうに読めるとか、どこでそういうふうに書こうとしているか、さっきの話延長ですよ。
3:50:53	実際最後どう書こうとしてんでしたっけっていうところで一応確認しときたいんですけど。
3:50:59	はい。日本原燃の浜田でございます。
3:51:04	今の5市それでこれについては申請書の方では添付書類の添付書類
3:51:11	再処理でいけば6、はっきり言えば添付書2項ですけどもそれぞれの適合性確認の適合性のところにそこに
3:51:23	同じ同じ設計方針なので、基本的には変わりませんというようなことを記載しようと考えておりました。
3:51:31	規制庁谷井です。僕は設計方針の話は多分今していなくて、まず廃棄物管李の設計歩車置いといて最初に設の設計方針を考える時において、
3:51:43	他は移設は要領関係しました15条のところは共用は消しました。で、他の火災とかに関しては、ごみとして中に入れられるもの種類が変わらなければ、自主的に今までの設計欲しいところは当然変わらないんで大丈夫ですよっていう。
3:51:58	レベルの話だと思ってるんで、廃棄物管理施設から持ち込まれるごみっていうのは今まで再処理施設で保管してるものと、今、今までっちゃうか最初に瀬田ほか廃棄するものと同じ、同様であるっていう話。
3:52:09	さえ、その通りだなんていうふうに言えば、終わってしまう話だと思ってるんで、そこらってどういうふうに表現してますかというふうに聞いてるので、設計方針が同じであるっちゃうのは別に止めはしないんですけど、どう申請書に書かれてるかを結局示してくれ
3:52:23	申請

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:24	書こうと思ってるかを示してくれっていう話なんですけど。
3:52:29	日本原燃の浜ですみませんちょっと私の説明が適切ではありませんでしたせ、再処理の設計方針として廃棄物管理施設から受け入れたものをその設計方針、
3:52:44	の中で、含まれる、な使われているということでそれに対して、特に最近の設計方針を変えるものではないと。
3:52:57	いうことを先ほどの適合性のところに書こうというふうに考えておりましたけども、少し今のご指摘を踏まえて、そこきちんと読めるように、徹底3ヶ所に
3:53:12	申請書のですね、書類だと思うんですけども添付書類の適切な箇所に、種へ記載するように検討したいと思います。以上です。
3:53:23	静聴タジリです。うちが伝わってるかわかんないけど、自分が勝手に好意的に解釈したイメージとしては、再処理施設の方において、第2低レベル廃棄物のところの共用の設計方針が書かれていて、
3:53:34	そこのところで廃棄物管理施設と共用するというのがうたわれていて、蝦名さんこれなのか、また何かわからんけど廃棄物管理施設から受け入れる、
3:53:44	雑固体使えた答えに関しては、再処理施設から発生するものと、最終施設から発生するものとのと同様の雑固体を受け入れる設計とする設計する設計としての方針とするわけなんですけど。
3:53:55	そんなのが何か一文書かれていて、廃棄物管理施設から来るものも最初にと同じですっていうのが方針としてわかるようになるって思えばいいですかね。
3:54:05	はい。日本原燃の濱田でございます。吉池ありがとうございますおっしゃる通りの記載を考えておりました。以上でございます。塩谷です。基本的には再処理施設の方に関して言うと、さっきから言ってる容量の話共用しても大丈夫っていう話はその共有としても大丈夫という話のところ追記するんでもそこについてでも構わないんですけど。
3:54:25	結局同種類のものを入れますよっていうところであらかた終わってしまった後はいろいろな話だけだと思うんで、そういった点をどうイメージしてるのかっていうのがわかるように資料出してもらえればっていうのと、
3:54:36	廃棄物管理施設の方に関して言うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:40	こっちの方に関しても結局申請小って、先ほど言った再処理施設で許可を受けていって最初に先生の基準要求と、廃棄物管理施設の基準要求が同じようなものって、例えば火災だろうが、
3:54:54	閉じ込めだろうが外部事象だろうが内部事象だとか多分同じような要求になっていて、再処理施設で要は新規要求を満たせるようなものでもって満たしてるような施設なので、自主的に廃棄物管理施設のところの基準を満たせるようなレベルのものですっていうところ。
3:55:08	にはなるんだと思うんですけど、申請書でどう書かれてるのかっていうのがイサザカー書き方間違えて変なことにならないかなっていう気がしているので、どう書こうとしてるのかイメージ示してもらおうのと、
3:55:18	それプラス遮へいとか、
3:55:21	放射線管理もですかね要は廃棄物管理施設として評価しなければいけないものを管理しなければいけない条文っていうのはあると思っていて、遮へいに関しては今右下 10
3:55:31	6、15 ページから 15 ページのところ、廃棄物管理施設として一応ごみ置き場が増える形になるのでその部分の線量を考慮しても大丈夫ですよとかっていうのが多分示される形にならなきゃいけないと思うので、
3:55:42	こういったところが適切に盛り込まれる方針であるとか、そういったところを確認したいとは思ってるので、
3:55:46	一応やろうとしてること自体は、多分大丈夫な気はするんですけど、最後、要はここに書いてあるのって所詮補足資料でしかないんで、申請書の形として、ちゃんと盛り込む盛り込んでるんですよっていうところを最後確認して予約食う、大丈夫そうかなと思える気がするんで、
3:56:03	そういった点を考慮しながら資料を整理いただければと思います。
3:56:10	はい。日本原燃の濱田でございます。ご指摘理解いたしましたので、
3:56:15	江藤、今整理書の中で、どこにどういうふうに書かれるかということイメージしながら、整理書の方を修正したいと思います。以上でございます。
3:56:25	規制庁谷です。こいつに関してもさっき言った車系統、放射線管理が微妙であと予備電源ぐらいは廃棄物管理施設として予備電源も電源としては再処理施設でも満たしてるもんなんですけど、
3:56:39	予備電源で要求が多分廃棄物管理施設最終施設分違う電源として要求型紙違うので、個別に確認しても、さっき言ったように火災、地盤とか、外部事象系とあって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:56:51	再処理と多分同じようなところの確認点しかないようなやつとかもいる と 思っているんで、
3:56:56	設計方針として最初のやつ持ってきますよっていうところが目
3:57:00	た上であればある程度は
3:57:02	もらえばそれで理解はできるような記載になるのかなというふうに思っ ているので、
3:57:07	各個別のところの影響というところに書かれてるところにそこまでの違 和感はないんですけど最後形に落とすところで見せてしまうと結局申請 書としては何も足されなかったことになるとか何か出ないので、
3:57:17	そういった点を考慮しながら資料の方整理いただければと思います。
3:57:23	はい。権限の浜でございます。ご指摘、理解いたしました。承知いたし ました。以上です。
3:57:29	はい規制庁谷井です。今日用の資料という意味で言う自分からはいい んじゃないですか。規制庁側から他に何かありますでしょうか。
3:57:44	なさそうであれば、振り返りっていか言った通りのレベルでそんな振 り返るほど前の話でもないんで、適切認識されてるというふうには理解 してるんですけど。
3:57:55	認識があやしいなと思ったら、早めにヒアリング等セッティングするな り助成をするなりっていうのを検討いただいて、そんな時間がかかるよ うなことを求めているつもりもないですので、精査ご検討のほどよろしく お願いします。
3:58:09	はい。日本原燃の濱田でございます承知いたしました。
3:58:16	はい。規制庁高橋です。よろしければ、
3:58:20	あとですね、残っている何だっけ。
3:58:24	平和利用とか経歴とかその辺のところの資料、事実あったと思いますけ どそちらのところ、
3:58:30	ポイントをちょっと説明をお願いします。
3:58:33	清町田井です。ちなみに説明始める前になんですけど、管理施設として はたすきがないというふうに思っておけばいいですか。それだったらも う世一発勝負で原燃頑張りたいと思っているというふうに一応認識はし ますけど。
3:58:46	日本原燃大場です。すいません遅くなったんですけども、今日、廃棄 物管理施設についても提出をさせていただいて今日のヒアリング資料と して考えておりましたけれども、届いておりませんか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:59:04	一応藤堂のところに入れました。
3:59:09	13時。とりあえず、もうちょっと早く出してもらいます。
3:59:13	とりあえずで言うと、何か直前すいませんちょっとうちの内部の共有もさらに遅かったのかもしれないんですけど、
3:59:22	ヒアリングですので、
3:59:24	その点を踏まえた上で対応いただければと思います資料は後で読んでおきます。
3:59:29	はい。すいません。
3:59:31	それではご説明させていただきます。こちらは変更許可の基準として平和利用と経理的基礎、それから事業遂行の技術的能力ですねこれが必要になってきます。廃棄物管理の方は平和利用がございませんので経理的基礎等家石
3:59:48	能力になりますけれども、こちらについて、すでに許可いただいている新規制基準の際の整理資料をベースに、どこが今後提出する整理資料がどういうふうに変わっていきますというところを、ご説明させていただいているという形の資料になっております。
4:00:06	平和利用については、まず、再処理施設だけになりますけれども、変更箇所を青い枠をつけて記載をしております。
4:00:16	主なところとしては、平和利用については大きく変わるどころ、ほとんどございませんけれども、右下4ページにありますように、引用していたエネルギー基本計画が、
4:00:27	今第6次が最新となっておりますので、その第6次の内容を踏まえて、記載を一部修正する閣議決定された、合併等を変更するというのを考えております。
4:00:39	進んでいただきまして通しで17ページのところ、こちらは再処理機構が策定をして、経産大臣の認可を受ける使用済み燃料再処理と実施中期計画を添付しておりますけれども補足説明資料として添付しておりますけれども、
4:00:55	こちらでも今年の3月29日に認可されたものが最新になりますので、それに見直すということを考えております。次のページの20ページもその中期計画の解釈ということでつけておりますけれども、今の変更を踏まえて、今年の認可の分を踏まえて変更すると。
4:01:11	いうところを考えてございます。あとは平和利用については特段、変更するところはないというふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:01:19	あと経理的基礎については、めくっていただきまして、ハッチングつけているところたくさんありますけれども、これ新規基準の時は、再処理施設全体ということで、工事に要する資金の額等を入れておりましたけれども、今回の有毒ガスと、
4:01:36	廃棄物廃棄物管理の方も同じ、町道の共用についても、ついてはですね工事、伴いますので、基本的には青枠で変更案というふうに記載しておりますけれども、変更については、工事を伴わないためこれに要する資金は要しないと。
4:01:53	というような記載に、大きく見直す、基本的な値につけてるところはすべて削除して、申請書と同じような記載に変更するということを考えてございます。それに伴って一部補足説明資料がテンプレから削除するというので、
4:02:09	右下 10 ページのところですけども、補足説明資料の、
4:02:13	添付書類の、を削除する対象のものを示しているということでございます。
4:02:19	最後に技術的能力につきましては、事業を遂行する上での技術的能力ということで、各
4:02:28	申請する時点の最新の組織ですとかあと、技術者の情報を入れておりますけれども、これを次補正する際ですね最新の時点のものに、
4:02:41	見直すということで今 7 月 1 日現在の組織ですとか、技術者のデータに見直しを行うということで考えております。6 ページの黄色でハッチングかけているところですか、
4:02:53	あと何ページか進んでいただければ右下 7 ページの組織図も最新のものに見直したりですね。
4:02:59	右下 14 ページの技術者の潜航別内訳ですとかこういったところの数字を、最新のデータで見直すということを考えております。
4:03:08	あと少し戻りますが 11 ページについては先般保安規定の認可をいただいた際に、いただきましたけれども品質班会議の議長の記載を変更しておりますので、そこも
4:03:21	取り込んで変更したいというふうに考えております。また基本的に 7 日のデータで見直すということを考えております。
4:03:29	あと最後、後半の方 29 ページ以降が、品質保証関係の記載になっておりますこちらは、青枠に、一番上、29 ページの上を書いてますように品管、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:03:41	基準規則の施行それから調達室の組織化、それから新基準施行前の法令に関する記載の適正化ということで、発注かけているような箇所をいくつか見直しを行うということで、
4:03:55	ちょっとそれぞれ変更する箇所の理由については大枠で書いてある通りですけれども、36 ページで 39 ページまで、これに関する変更、もしくは一部削除を行うということで考えてございます。
4:04:10	あと補足説明資料については、リストのところ、1 ページでいきますと、51 ページですね、51 ページのところ、まとめて記載をしておりますけれども、
4:04:22	大きくは先ほどの 7 日のデータで見直すということですね、あと社内の規定類を大分補足説明資料として添付しておりますので、こちら最新のものに見直すということと先ほどの、
4:04:36	隣保会議の議長の記載があるところについては、その反映を行うというような形で、変更を考えてございます。
4:04:43	廃棄物管理施設についてもですね基本的に経理的基礎と技術的能力になりますけれども、内容については同じになりますので説明を割愛させていただきます。説明は以上です。
4:04:57	はい。規制庁高橋です。本件に関しまして確認コメント等ありましたらお願いします。
4:05:06	じゃちょっとすみません秋田幹線まず私からですけれども、平和の平和利用に関しては、先ほどご説明がありましたけれども、基本的には
4:05:16	中期計画とかそういう最新のものに置き換えるという趣旨で、内容的な変更ではなくて要は、現行の最新版に入れ替えるという変更。
4:05:26	だけという理解でよろしいでしょうか。そこは確認です。
4:05:31	はい、日本の大庭です。平和利用についてはその理解で結構です。以上です。はい。
4:05:37	ちなみに規制庁タカハシちなみにこれ非公開部分なので中身の話はちょっと避けますけど、一番後ろについてるこの覚書のところについても基本的に最新のものに置き換えるという意味で、
4:05:47	趣旨としては変わらないということでよろしいでしょうか。
4:05:51	はい、すみません説明ちょっと割愛いたしましたけれども最後の補足説明資料の 3 者間覚書についても、内容を各条文一部変更になっているところがございますので最新のものに置き換えて見直しを行いたいと考えてます。以上です。
4:06:05	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:06:07	そう。
4:06:07	からですね。すいません。今、規制庁コサクですけど、今言われたところの変更点で、
4:06:15	問題
4:06:18	あえずなしがよくわからないですけど、
4:06:22	どういう変更であって平和的利用としては変わってませんっていうのは、どう説明され、
4:06:28	るんですか。
4:06:31	日本原燃の大庭です。基本的には、平和利用といたしましてはこの本文に記載しておりますちょっとすいません次隠れてますけれども事業の目的というところに、平和の利用を目的として、
4:06:48	再処理事業を遂行しますということを記載しております。エネルギー基本計画を読み込んでおりますけれども、本日そのを平和利用の目的に使うというようなところは、変更になってございませんので、
4:07:01	前抜き反映ですとか、参酌覚書の、へ反映を行いますけれども、目的として平和の利用を目的とするというところは変更がないという趣旨になります。以上です。
4:07:14	規制庁小阪です。4ページハッチングかかったところが記載がなくなってるつつうのはかなり問題があるような部分も、
4:07:24	あるように思うんですけど。
4:07:27	マッチングの後だって前なんですけどね。
4:07:32	日本原燃車でございます。ちょっと今後、言葉が足りなくて恐縮です。具体的には安全確保を大前提にプルサーマル推進等を進めることって進めるっていう文章がですね、第5次の時にはそのままほぼそのまま
4:07:48	具体的には安全確保代理店のプレスが、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工木製の加工施設、交流の系列物、中間貯蔵施設の竣工等を進めると。
4:07:59	いうことを書いてあったことを丸めてこう書いてましたと。今回60た時に第安全確保を大前提にというか平和利用大前提にかくかく再貢献し、という文章がもうちょっと、
4:08:13	大上段に考えたような感じになっているので、ただ、プルサーマルを一層推進するという自体も、変わらない、趣旨としては変わってませんので、そういった

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:24	経済利用というものも含めて全体の枠は変わってないので言葉として最新の部分に合わせるかということで、修正をしたいかなと思ってたところでした。以上です。
4:08:36	はい。規制庁コサクです。
4:08:40	そういうこと、こういうふうな資料出されるならそういうことがわかるようにしてないと、甚だ疑問です。本来であれば、こういう記載というよりは、
4:08:50	そもそも書き直してこん現状であればこういう状況ですという説明資料があって、その上で、変更点こういうふうになって、現状問題ありませんよっていう補足がつくと。
4:09:05	いうのが適切かなあと思うんですけど。
4:09:10	なんでこう、特に表紙見ると、
4:09:14	令和2年4月28日っていう。
4:09:17	資料体裁のままで出されたのかもちょっとよくわからないんですけど。
4:09:25	はい。いえ。
4:09:27	日本例社です。
4:09:30	まず最初にお断りというか申し訳なかったですってこと言わなきゃいけないかもしれない私も急遽入ってやってもともとこういうことは、
4:09:43	申請として、整理しなきゃいけないものできてると思ったんですがどうも中に置いて、管理がうまくできてなかったということ、あとは今日のヒアリングで、各
4:09:54	申請書の本文添付に対して括弧という決めなきゃいけないということで、広岡津野チームには大分頑張ってもらっていろんなことを作ってもらいました。その中で完全に、すいませんこの管理上抜け落ちてまして気づいたのが大変ぎりぎりだったということが、
4:10:11	こうなってしまった原因でございます本来であれば、多分許可の全体指揮ルールがこういうことにちゃんとケアをして、必要なことをいつまでに出していつまでに手を握るのかということも含めて管理しなきゃいけないんですけどそこが大変うまくできてなかった。最初に業務ももとの多分問題がここなのかなと思ってますけども、
4:10:30	そういう意味でちょっとまたまたした結果がこうなってます。
4:10:34	これについてもちゃんと修正するバージョンを作ってですね、
4:10:39	そういう提出をさせていただきたいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:10:43	はい、規制庁不足です。
4:10:46	それであれば次の、
4:10:48	提出においては、
4:10:51	その時点版として、しっかりと最初の方は書いていただいて、
4:10:57	既許可のところからの変更点というのをちゃんと形、内容的にどうなのかということがわかる補足をつけてください。よろしくお願いします。
4:11:09	はい、君島でございますはい。承知いたしました。反対をさせていただきます。
4:11:18	はい。規制庁高橋です多分他の二つの資料も基本的には今の話と同様です。同様だと思いますけれども、一応念のためということで、経理的基礎に関して、
4:11:32	は一応確認としては、今回削除、ごめんなさいハッチングつけている部分ですねごめんなさいにつきましては、基本的にはその新基準対応の工事等の話。
4:11:42	の部分ということで、それを落とす。
4:11:45	ということを戸川書換えということを、
4:11:49	かと思いますが、一方で参考資料というか補足説明資料ですか、添付資料の方につきましても、これ工事に関するその工事に関するものなのかそれとも全体の資金調達に関するものなのかってところは、
4:12:02	そのあたりのところってのはどうなのかちょっとご説明、説明してください。
4:12:08	はい。日本原燃大庭です。前半の方は、ご指摘の通りで工事に要する資金等が今回はございませんで新規性基準の時は工事がございましたので、
4:12:20	各種数字を入れておりましたけれども、基本的には、
4:12:25	1ポツ1の方からの2のところ、
4:12:29	それから補のところについても、変更案ということで記載させていただいてますように、これに係る資金は要しない工事を伴わないためこれに係る資金は要しないということでこの表すべてが落ちるような形になります。
4:12:44	それから補足説明資料のところの削除につきましても、こちらは、再処理施設全体としての
4:12:54	資金調達の話を、の添付資料としてつけておりましたので今回この有毒ガスそれから廃棄物貯蔵庫共用に関する工事という意味では、特に工事

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	も発生しません費用も発生しないということでこの全体の調達の方 等は今回の資料からは不要だろうと考えて削除するという ことで考えて ございました。以上です。
4:13:16	規制庁高橋です。工事に関する部分 が何か変わらないというところ はあれですけども、全体の資金
4:13:24	調達ってところについてはこの項目 のした何か要求っていうのが、事業 を的確に遂行することになってます ので、要はこの変更、
4:13:35	がに関して何かあったとしても、 全体の資金調達とか、まず、池
4:13:42	氏業務、事業遂行上の問題がない ってことは、説明いただく。
4:13:48	必要があるのかなと思いますがその 辺はいかがでしょうか。
4:13:53	これ、
4:14:03	規制庁とか他の部分で説明が十分 だということであれば、そこは、要 はさ、今の状況からしてこの資料 も費不要だという判断であればそ ういう説明だと思うんですけど一つ。
4:14:15	そういうことなんですかそれとも、
4:14:17	日本原燃石原でございます。基本 的にベースとなる資金を経理的な 基礎という意味でいくと、
4:14:26	補足説明資料1-1でいけば、10 ページのところにある、1ポツ、こ こで全体の枠組みは整理できる ということで発注のところだけは 削除しますが大本のベースになる ところは残しますよという趣旨で 書いてます
4:14:43	中途半端な形なのでちょっと今日、 大変恐縮でございますわかりづら いと思います。あと16ページの 下の方で変更案と書いてあるのは、 これもベースとなる資金の確保 という意味で、
4:14:54	機構との関係での契約の話という のをベースに書き下しているとい うところがあれば大枠は語れる そのあとそれ以降に、だから先 ほど書いてるあくまで工事の借 り入れ工事資金の借入に関する 事項として書いてるものが、
4:15:10	工事が無い以上は必要ないだろ うということで削除ということで 考えて おりました。以上です。
4:15:16	規制庁高橋です。わかりました。
4:15:20	大本のところは記載を残すとい うこととあと工事に関するもの は落とすという整理だということ。
4:15:26	理解いたしました。
4:15:29	規制庁コサクですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:15:32	今の論点で私がちょっと理解できてなくて、大枠として工事のものを落とすっていうのは、うん。別に構わないかなっていう気もするんですけど。
4:15:42	本当に工事のものだけが落ちてますかっていうのがよくわからなくて、
4:15:47	例えば、通し 10 ページの目次を見れば、
4:15:52	添付 2 って事業計画って書いてますけど、これ工事のことなんですか。
4:16:08	とかですね。はい。日本原燃日本原燃の大庭です。はい。添付の 2 につきましては、この新規性基準の工事に関する、
4:16:18	費用とそれからまず、工事があります工事ごとの内訳を記載をしておりますので一応工事としての記載になってございます。
4:16:32	柘植西田でございます。ちょっと全体見て、
4:16:43	いや、
4:16:46	いや、規制庁タジリですけど、いや僕は議会の方から見えてたんで、ちょっと読んでたら恐縮なんですけど、事業計画書に書かれるものっていうのは
4:16:56	先ほどディレクターへ、への変更の工事に要する資金の額及びその調達計画のほかに、変更に係る廃棄物管理施設に係る案に関する事業の資金計画の話が多分書かれる形になっていて、
4:17:08	そこは今回変更がないっちゃうのよく許可の部分から変更がないって言うてるのか、何か説明がよくわからんですけど、そういったと厚労の話はどっかに書いてあるんですが義務なんか後ろの補足の説明といったような気がするんですけど。
4:17:21	今
4:17:23	何だっけ。
4:17:25	去年か一昨年かの 4 月に出てきたタイミングだと。
4:17:29	何か廃棄物管理の方、今ぱっと開いた限りで見ると、
4:17:33	変更の工事を行わないんでこれにかかる資金はないっていうふうにその事業計画、事業の資金計画ところにそれが書いてあったりして、
4:17:41	いまいちゃんと書かれて出てくんですよねっていうのが自信がないんですけど見た限りだとそこらで理解はされた上で、今、整理を説明されてます。
4:17:55	結局ですね、規制庁コサクですけど、最初新居高梨が言ったように、事業に係る
4:18:03	経理的差なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:06	従来のものから変更ありませんっていうことがベースにないよ。
4:18:10	話が通じないんですよ。
4:18:14	今回工事として資金は必要ありませんだから従来の計画で大丈夫です。
4:18:20	でセットなんですね。
4:18:23	前回説明いただいているので、変更ない部分をいちいち説明いただく必要はないんですけど、
4:18:29	ちょっと
4:18:31	工事の部分だけをとって言ったのが、何かグチャグチャ、整理できてなさそうだったので、
4:18:37	具体的にこれも関係ないんですかって聞き方をしました。
4:18:43	逆に言うと先ほどと一緒になんですけど、
4:18:46	従来から変わったところをちゃんと説明してくださいと。
4:18:50	ということです。
4:18:52	で、その点では機構トーン毎年度どういうふうなことになってて、
4:19:00	10、
4:19:01	既許可の断面と同じようなことで推移してるのかですとか、そういうふうなことをお話をいただいて、していただいた方がいいような気がするんですけど。
4:19:14	どうお考えですか。はい。日本原燃大庭です。確かにご指摘の通り今回工事を伴いませんけれども、許可の時から変更がないのかどうかというような視点での記載がちょっと不足しておりますので、
4:19:30	整理資料変更する際に、変わったところ、それから変更がないかどうかというところを、説明をするような内容がわかるように変更をしたいと考えます。したいと思います。以上です。
4:19:46	はい、規制庁不足です。そうした時2申請書って大丈夫ですか。
4:19:56	申請書も基本的にこれまでと同じようにですね今回の変更許可申請に係る工事の費用という位置付けで、
4:20:08	条例からそうしておりますけれども、そうしておりますので申請書自体は変更はないと考えてます今、
4:20:19	申請書として、指定基準能要求を満足しているということを説明するに足る、本文の書き方になってますかっていう質問なんですけど。
4:20:37	従来駄目だったんだから今回も駄目でいいじゃないですかっていうのは説明にならないんですよ。そうですね。わかりました。
4:20:44	それから今

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:46	営業許可申請単位での資金の話を記載しております今ご指摘いただいたようにそれを受けて事業全体の影響という意味では、
4:20:56	ちょっと記載が不足している可能性がございますので、他の変更を受けて事業全体の資金計画はどうなるかというところを、
4:21:06	を入れさせていただくことをちょっと検討いたしますそうすると今の申請書も変わってくる可能性がございます。
4:21:14	以上です。
4:21:15	はい。規制庁コサクです。その時にどういうふうを書くかっていうことなんですけど、
4:21:22	毎回同じ審査をするかのように見えてもよくない。
4:21:26	ところもありますね、1工場設備であれバー変更点じゃないところは、変更、変更なしというか、
4:21:36	変更する場所はここですとって変更し、する事項だけを申請書に書くこと。
4:21:43	いうことうだと思っんですよ。
4:21:46	この部分を、じゃあどういうふうに書きますかっていうのはちょっとご検討いただいて、メインは、
4:21:56	今回資金が必要な申請内容ではありませんと。
4:22:00	ということで、それ以外ワー変更なしと。
4:22:04	ということがわかるようにしていただくのが一番。
4:22:07	お互いにハッピーかなっていう気はするんですけど、その点よく考えてまとめてくださって、新規制基準適合ノートキーにワー基本
4:22:18	工事があって、その後の
4:22:21	運転があってというところの一連がちょっと見えたので、
4:22:27	既許可がどうかっていうのはもう置いて、オーバーライドするような形での申請書でよかったんですけど、
4:22:34	今回はそうでもないんで、その点気をつけて帰ってくださいねということです。よろしくお願いします。
4:22:40	はい、日本のままです。書き方検討いたします。以上です。
4:22:45	規制庁タジリです。ついでなんですけど、廃棄物管理施設の方で、口項、変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日は5年の
4:22:56	毎年度毎の放射性廃棄物の種類別の予定数量を書かなきゃいけなくなると思っんですけど、これを変更してます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:23:03	4 月期 21 年 4 月に出した時点で、令和 3 年を 0 にしてよ、ほか全部見てに替えてるような気がするんですけど、今日の資料に書いてないから今、過去の資料を見ながら聞いてんですけど、
4:23:17	変更、経理的基礎じゃないから説明がないとかそういう強いですか。
4:23:23	景山です。そうですね今整理資料が経理的基礎と平和利用という観点で事業の計画のところが出てくる整理資料がなくて、申請書のみの記載になってます。
4:23:37	ご指摘の通り受け入れ計画、それから再処理の方も再処理量が該当するんですけども、事業計画のところ変わりますので紙を正としては変更しようと考えておりました。
4:23:50	以上です。日本原燃石原でございます。経営的基礎のところを頭をつけて、その中に入れ込みます。佐治です。かけ合い塗りって思い
4:24:00	建てかえてて、結局なんで、いや前まで数量書いてたのって見てに替えたんですよ、ガラス固化体とか、何やってきたいですよ。普通、
4:24:09	とか何か変えたけど、書くところなかったんで説明せずに補正に出しましたって出した後に何かうちに、これでいいのかって話持ちかけられたとき、対応できます。
4:24:20	とか思うので何かこの資料では書ききれなかったんでっていちいちタイトルにこだわるぐらいだったら、加来もしっかり書いて出しておいた方が、審査しやすいですよっていうコメントだけです。以上です。
4:24:34	はい。弓削吉田でございます。ちょっととても聞いてて、何だっけ感じだったのできっちりできそうなところに等々を入れてでもこの中で説明させていただくように提出をさせていただきます。以上です。
4:24:50	規制庁タカハシその他何かありますでしょうか。
4:24:55	基本的には技術的能力のところの、
4:24:58	のところも同じように書き換えていて、現時点の場書きかえていた、書き換えてその上で確認するということだと思ふ人数とかそういうところだと思ふんですけども、と思ふます。
4:25:09	はい。
4:25:10	ちょっと細かいとこですけど一応多分動きかなと思ふれるところがちょっとあるので、さっき間違えてマークつけてるのかなと思ふれてもらってですね、通しの 26 ページのところ、
4:25:23	何だ、(8)のところだと平成 29 年度ってところにマークついてますけどこれ多分、これ以降という話なんでここ多分変わることはないんじゃないかなと思ふますんで多分これは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:25:33	確認いただければと思います。
4:25:36	更新されるってことは多分ないと思うのでこれ、
4:25:41	はいちょっと確認いたします。要は最新情報でということでもないと思いますんではい。
4:25:48	はい規制庁コサクです。すいません。
4:25:52	文面だけで言えばそうなんですけど、そもそもこれ文末が検討を行うになってて、
4:26:00	何か現時点でもうちょっと書き換えがあるのかもしれないなと想像するんですけどどう、どういう内容なんですかね。
4:26:12	そうですね平成 29 年以降と書いておいて検討を行うというのは確かに、ちょっと記載が適切でない気がしますので、ちょっとここ、良い記載に検討いたしたいと思います。
4:26:28	はい。規制庁高橋です。あとは基本的には最一番最初に申し上げた通り、まずは一通り今現地底盤にかけていただくということでお願いいたします。
4:26:39	社長田尻谷中です。すいません。技術的能力、部長しか書いてますよね品証とかのところ、ここらっていうのは何か個別に説明しなくても見りゃわかるレベルですか。強化昨日か知らないですけど出てきた管理施設のやつを見てるんですけど。
4:26:53	緑仮称が修正箇所だっていうんだったら、
4:26:57	最初 20 ページぐらいまでは確かに研修生の話だと思うんですけど、1 の 24 なんです、
4:27:02	P D F の 30 ページ目ぐらいからですか、何か。
4:27:07	いろいろ書き換えてるようにはぱっと見は見えるんですけど中身を見る時間がなさそうなんで今お聞きしてるんですけど、ここらっていうのは何か。
4:27:16	当たり前前の方が書いてあるんですかね。
4:27:24	ゲーム等です。通す再処理も管理して基本的に同じような記載をしておりますので、変更の考え方については同じような考え方で修正をする予定でございます。
4:27:36	成長谷です。山路さん処理等管理施設が修正箇所一緒かって話聞いてんじゃないなくて、今回の修正内容っていうのは、別に改めて確認するレベルじゃないものうがたくさん書かれてると思えばいいのか、いや何か例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:50	1-32 ページだと調達実績がないことから記載の見直し記載の削除を行うとかいろいろ書いてあったりするんですけど、ちょっとみんなに削除しているかがわからなかったりするんで、この後見ようとは思いますが。
4:28:00	何か考え方を説明しなくても大丈夫なレベルのもの。
4:28:08	日本原燃の野呂です。そういう意味でございますと、再処理の管理戦争そうなんですけど、一応、34。
4:28:18	考え方でございますけど、
4:28:21	ここに新規制基準の施行前に調達した製品に関して記載しておりますので、1-30、
4:28:28	に関しては、
4:28:31	これはもうすべて
4:28:33	新規制基準施行前に調達した製品はなくて、新基準ん。
4:28:39	もう施工上に調達した製品ということに今回実績がありますので、これに関してはすべて削除したいというふうに考えておりますけど。
4:28:50	ただし、ここに書いてある、1-34 から 1-35 の安全文化のお話であるとか、不適合の管理の話、それから、
4:29:01	③として 1-36 に調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること、これは実態としては調達の管理としてはや、
4:29:14	仕組みとしてはやっておりますので、品証体制の説明としては、残そうかというふうに考えておりますけど、その辺りはちょっと今日ご相談したかったところになります。
4:29:25	規制庁館です。まずこっちから聞くまでにその相談事項が出てこないのかがなものでかっているのと相談事項があるならもうちょっと早めに出してくれというのが率直な意見なんですけど。
4:29:35	今の古藤の話だけを聞いて理解ができる気がもしなかったんですけど。
4:29:41	先ほどのお話だと、1 農、30、
4:29:46	2 ページぐらいのところ、これらについても移行に関して記載の削除ってあるので、
4:29:51	どういう構成だったかわからない（イ）と括弧 B ポツがあって、括弧 B が施行前にちょっとした製品の話が書いてあって、上記と同様に管理してるって書いてあるけど、ここの記載はあるんですかじゃ。
4:30:04	これらについてもだけをケース-雰囲気が見えるんですけど、
4:30:09	何か対象は 0 点の方針は書いとくとかそういう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:30:13	日本原燃のですか。ここはもう、
4:30:17	ポツが都心基準の施行前に、当時の品質マネジメントシステムの話を書いてあるんですけど、
4:30:27	新基準施行についても上記と同様に管理しているということを書いた上で、これらについても
4:30:35	東亜心筋症の技術基準と同じような管理をしておりますってということを書いてあるんですけど、ここについては、実態として、
4:30:47	新基準を施行前に調達した製品と言わないんでないんですけど、仕組みとして調達の管理の仕組みとしてやっているのはありますので、
4:30:58	記載としては残そうというふうに考えてございます。
4:31:02	規制庁田尻です。何かまいち理解しきるところがあるんですけど、大枠の方針があるけどこれについても以降は、具体的に物があるかのように述べてから決済とかなんかそういうことになるかもしれないけども、
4:31:13	すいません、それをこの記載だけ見て判別しろというのはいささか厳しいんですけど、
4:31:18	何か比較表でこの部分をこう直しましたとかもうちょっと解説が後ろの資料とか見たら、あるんですかね。
4:31:23	いや、規制庁コサクですけど。
4:31:26	先ほど私が言った話で、今回資料は中途半端だったと。
4:31:31	ということで、1回出し作るもの2ちゃんとしたものが本文にあり、変更点についての説明が補足でつくということですよね。
4:31:45	日本原燃のです。はい。おっしゃる通り、既許可からの変更点として、内容がわかるものをしっかり書き込んだ上で、提出させていただきたいと思います。
4:31:57	発生町コサクですってその上調達がなかったからどうこうとかかっていう、そもそもそういう実績がどうこうでこの書類が変わるっていうこと自体が私は理解できなかったんですけど。
4:32:10	何だったんですかね、何かやっぱり考え直したみたいなことを言われているので、考え直した資料を見た上ででもいいんですけど。
4:32:19	どんな状況ですか。
4:32:25	日本原燃、茂呂です。気球カーでは、実績があるなしっていう形で、若干書き分けてございましたけど、
4:32:37	審査基準は品質保証体制、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:32:40	大河内宿地ていることということでございますので、実績あるなしにかかわらず、調達管理として、安全文化の要求、
4:32:50	事故であるとか、こういったものは要求して管理してございますので、今回の
4:32:57	メーカーの変更という形では実績がないので削除するのではなくて、そのまま記載を残そうかというふうに考えております。
4:33:08	はい。規制庁コサクですわかりました。
4:33:11	ちょっと
4:33:13	脱線してしまって申し訳ないんですけど、
4:33:19	基本だから
4:33:20	淡々と変えていくというところろうがありつつですね。
4:33:24	達成するといったのワー
4:33:28	廃棄物管理の方でいうと、通し 32 ページ。
4:33:33	印字されてる等 1-26 ページっていうところ 2、
4:33:38	なお書きが書いてあって、
4:33:41	これワー
4:33:45	電話 2 年志賀通を跨いでいたので、
4:33:51	新制度での QMS の話というのが届け出であってですね。
4:33:56	それとの関連をつなぎをとるということで書かれたもので、まさに新基準適合のその時期であったからこそ、
4:34:04	の部分、
4:34:05	なんですよ。
4:34:06	そういうことがあり、今回は書きませんということなんですけど、だとすると、ここまでの部分とか全体的 2、
4:34:17	新
4:34:19	制度での QMS の要求を踏まえた記載に、
4:34:24	するっていうことはないんですかね。
4:34:36	日本原燃のものです。おっしゃる通り、これまではジャックであるとか、あの日、平成 25 年の陳情技術基準に基づく、
4:34:47	機密マネジメントシステムを書いてございましたけど、今回の
4:34:55	提出にあたっては、新検査制度に基づく内容に書き換えた上で、変更点を説明してせ、提出させていただきたいと思っております。
4:35:07	規制庁コサクです。そうすると、ハッチングだったり色塗りしてませんが、大分変わってくるっていうことでいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:35:18	はい。日本原燃通りそういう理解でしております。
4:35:23	はい。規制庁コサクです。わかりました。届け出の時には届け出受理だ形だったですかね。何か類似の資料を作ったかどうかわかりませんが、
4:35:36	適切に対応いただければと思います。というのは
4:35:39	その次のページ、
4:35:43	通し 33、印字の 1-27 見てもですね、H a t c h 藍色ついているところワーjackでっていう形を描きつつ、
4:35:54	その後品質、
4:35:57	基準、品質技術基準規則の施行云々というところを、
4:36:02	現状ではそっちの方でやってるんと言いながら、その上にはチェックに基づきと書いたままになってたりというので非常によくわからなかったのもので、
4:36:12	一色、しっかりと整理をして提出いただければと思います。
4:36:20	日本原燃の毛利です
4:36:22	すいませんそこはハッチングをるところ、されておりましたので、適切に対応させていただきます。
4:36:35	はい。規制庁高梨です。そうですね振り返りといあでも大丈夫です。衛藤。
4:36:43	この資料自体ワー、
4:36:45	なんすかね体制の説明ということなので、
4:36:50	いいんですけど、
4:36:51	新制度だと。
4:36:55	Q M S の説明書っていう添付書類があって、そちらの方は実績、計画を説明するんですよ。そうすると、当初、この資料作った時に懸念されたような実績があるんでないんでとか。
4:37:10	ということが関係してくるんですけど、
4:37:14	すみません今そう言いながら添付書類を見て何しゃべってて申し訳ないんですけど、添付書類としてはどうなっていて、それに対しての補足っていうのはどう考えますか。
4:37:30	2 本目のものです。今おっしゃったのは添付書類 9 ということで、今回の申請にあたって実施した、設計に関わる実績、
4:37:40	について説明する資料でございますけど、これに関しては

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:37:47	添付書類 9 というのは設計段階における管理の方法であるとか、あとそのまま設工認の段階の品質管理の方を記載してございますけど、
4:38:00	この添付書類 9 では、今回の設計、調達設計に関わる実績がございますので、
4:38:09	設計に係る実績はありますというような表現をして、提出しておりますんで、その後の工事については今後の話ですので、実績がありませんので、
4:38:19	特に実績が書かない、書いていないというような形ですすでに提出しておりますので、何か提出にあたっては
4:38:29	基本的に中身の変更点はございませんけど、添付書類 9 の中で、一部組織図を運用してるところがございますので、
4:38:39	そのスキームに関しては最新化ということで、提出をさせていただきたいと思っております。
4:38:49	規制庁コサクですけど、市、
4:38:54	もう一度言いますが添付書類は実績だけじゃなくて計画も必要ですと。
4:39:00	ということ等で、
4:39:02	先ほどそちらもそう言われたような気がするんですけど、実績がないので書いてませんで、
4:39:09	行ったりなんか支離滅裂な感じがしているんですけど。
4:39:16	藤。
4:39:17	どうでしょうか。
4:39:21	日本原燃のものです。すいません
4:39:25	計画に関しては今後こういった管理を行うというふうに、添付書類 9 の中で記載しておりますので、そういった記載をした上で提出させていただきます。
4:39:41	規制庁の佐田です。組織ズー最新化しますっていうのは計画の意味では最初、最新でいいんですけど、
4:39:50	変わったところで実績で影響するようなところってあります。
4:39:58	設計の実施日本原燃の野呂です設計の実績。
4:40:03	あと調達に関する実績のところ、今回の組織において、その変更したところではございません。
4:40:12	はい。衛藤。
4:40:14	その

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:40:17	大丈夫かな。
4:40:19	実績を書いているところ組織図を読み込んでるかどうかわかりませんが、
4:40:26	説明が触れないように、しっかりと見て書類を作ってください。
4:40:34	その上で、補足って、
4:40:37	入りますか入りませんかというのを回答いただいてないんですけど。
4:40:52	4例のものです。添付書類、それに関しては、エビ類9の中でしっかり実績等、工事の計画が記載されてますので、
4:41:04	特に補足は必要ないというふうに考えております。
4:41:13	具体的には今回設計って何ですか。
4:41:37	日本原電の少々お待ちください。
4:42:06	日本原燃大庭です。ちょっと6月チームのメンバー今おりませんけれども有毒ガス数としては包絡的に有毒ガスの発生元と調査をして、濃度評価を行って、
4:42:19	影響評価をしてそれに対して最終的に対策はどうかというところを検討してきたというのが、有毒ガスに関する今回の設計になります。以上です。
4:42:33	規制庁コサクです教養は、
4:42:38	本件の大場です。貯蔵庫教諭につきましては、再処理施設の貯蔵廃棄物管理施設と共用するために、どういう範囲を共用すればいいかというところを検討して最終的にこの範囲ですというアウトプットを出すというところが今回の
4:42:53	ところ病院の設計という考え方になります。以上です。
4:42:58	はい。規制庁コサクです。プラス共用することによって、最初に提供出てないか。
4:43:08	管理として共用で、
4:43:11	運用できる体験にできてるか、できるかということだと思んですけど。
4:43:18	そういったところが、すいません今添付書類開けてないので申し訳ないんですけど、しっかり書けてるかっていうことだとまず思います。
4:43:27	で、
4:43:31	それがしっかりとマネジメントできてるかっていうエビデンスを見せていただくっていうことが大事だと思っていてですね。
4:43:41	添付書類で、ちゃんとそこがわかりますかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:43:46	それだけで本当にその添付書類の通りにやられたかということについて、
4:44:02	例えばですね、設工認の方では、
4:44:07	なかなかその品質が、
4:44:10	的確なものとしてヒアリング対応していただけて、
4:44:16	安全瀬、
4:44:18	設計や安全委員会でしたっけ。
4:44:22	安全安全委員会がありその下というわけじゃないですけど、設計委員会だった場合があって、それぞれどういうふうに案件かかってますというような話を、
4:44:34	ヒアリングでお聞きしたりとかってしてるんですよ。
4:44:38	で、
4:44:39	現状添付書類ではそういう古藤が測ってますとか、
4:44:43	というようなことは書かれてると思っていいですかね。
4:44:53	現在のようです。おっしゃる通り添付資料ではそのエビデンスとか実績には書かれておりませんので、
4:45:02	確かに今回添付書類企業を出しして、設計の実績が確かにマネジメントできているということを、イギデンスとか補足説明資料で、
4:45:15	説明する必要があると思いますので、
4:45:17	今回添付書類9に関しても、補足説明資料という形で作らせ、作って、それを説明をさせていただきたいと思います。
4:45:27	はい、規制庁補足です。
4:45:31	本文等添付でそれぞれせ、補足を作る必要はないので、一体の中添付の中は今のような根拠とかですね。
4:45:42	海老根エビデンス系で必要かなと思うやつを、どこの部分のエビデンスかがわかるようにつけていただければ十分だと思いますので、
4:45:54	まずは原点の中で必要と思うもので、提示いただければと思います。よろしくをお願いします。
4:46:02	日本原燃のものでし了解しました。
4:46:09	はい規制庁高橋ですその他、何かコメント確認等ございますでしょうか。
4:46:15	すいません。
4:46:16	すごい一つよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:46:19	ときょ機能停止をしてもらった技術的能力と経理的基礎の公開は資料なんですけど、提出の日付って直したものを出示してもらおう。
4:46:35	事務的な話、事務的な話なんでまた表紙の問題ね。はいそうですね。またあれですね、させていただきますのはい。やりとりさせていただきますはい。
4:46:55	はい。規制庁高瀬その他何かございますでしょうか。
4:47:02	ないようでしたらちょっと
4:47:05	時間も時間なんですけど1点だけです
4:47:08	コメントリストを出していただいているところがあってですね、コメントリストの冒頭のところを見ると、最近のコメントと過去のコメントを紐付け精査中ということでこれはもうまたリバイス。
4:47:18	かかるというふうに理解してるんですけどもちょっとそれに関連してといますか。
4:47:24	少し一部
4:47:26	このコメント率のところですね。
4:47:28	ちょっとなんか、何ですかね。
4:47:30	記載が少し十分でないというか、少し
4:47:35	変なところがありますので、
4:47:37	ちょっと確認といますかそれを合わせて修正のときに反映していただければと思いますので今から申し上げます。
4:47:42	例えばですけども、
4:47:45	コメントリスト大丈夫でしょうか。
4:47:54	22番とか24番のところですね。
4:48:01	はい。対応状況のところ、日付が入ってない。提出資料っていうのがあるようなのでここは適切に反映するのに統合するときに何か、
4:48:13	他のところに行けばそれはそれでいいと思いますけれども残すのであれば、適切に反映をしてください。
4:48:20	あとちょっと順番にちょっと入れ替わってしまうかもしれませんが、113番とかですねそれ以降のところ、一部多分これ全体まとめ資料って最後にまたまとめるのかもしれませんが、
4:48:32	反映予定という今予定の形になってるところがありますので、そこところは、次しっかり反映先が固まった方へ固めてですね、反映先を明記するようにしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:48:48	はい。日本原燃志田でございます先ほど日付が0になってるところ、大変申し訳ございません出したのであればその実際の日付、予定であれば将来の日付、適切に記載を改めたいと思います。
4:49:01	あと今後まとめ資料にて添付予定というのは、すいませんこれ急遽整理資料の20条に織り込んだ、今日、冒頭に話があった4枚3枚もか。
4:49:11	ですけれどもこれは確におっしゃる通り、政治の中でどう使うかということも含めて整理をした上で、適切な表現に改めたいと思います。以上です。はい。規制庁高野先生とちょっとついでになってしまうかもしれませんが、38とか45とかその辺のところでもですね、
4:49:28	これ多分他との関連があって投稿されるのかなとは思いますが、反映先が
4:49:34	何だっけな、38。
4:49:38	はい。全体まとめ資料だ形になっているんですが中身見ると、個別の資料に反映するものもあったりするのかなというところが幾つかありますのでそういうところでもですね整理するときに、
4:49:49	確認していただいて、適切に反映していただければと思いますのでよろしくをお願いします。
4:49:54	以上です。はい、二本木でございますはい、承知いたしました今、正しく修正整理作業っておりますので、その中で、適切な反映をさせていただきたいと思います。以上です。
4:50:06	はい。規制庁高橋ですそれ以外何か等ございますでしょうかもしないようでしたらちょっと今後のスケジュールということで、先ほどちょっと資料提出の話も
4:50:16	各資料の確認があったかと思えますけれども、ちょっと予定を聞かせてください。
4:50:29	はい。表現者でございます。まず有毒ガスに係る本体の私本文添付に係る記載事項。
4:50:38	整理の中の当該部分につきましては今週金曜日に提出をさせていただきます。それでは補足に係る事項を先ほどありました、経営的基礎技術的能力等の一連の整理資料というものは、
4:50:56	週間ほどお時間をいただいて提出するというところでさせていただければと思います特に先ほどいろいろやりとりがあった、
4:51:08	エンキューの話等を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:51:13	ここだ着品管ですね品質管理のところは、同じ1週間もさすがに何も確認とか議論ができない可能性があるのもそれよりは早く出す方向で考えたいと思います。以上です。
4:51:25	はい。規制庁高橋です。では資料の提出の方お願いします。で、それを受けてということでもまたヒアリング、他の設工認とかの予定等もちょっと調整した上でですね、
4:51:37	調整させていただければと思いますのでよろしくお願いします。
4:51:45	規制庁高梨ですそれ以外に何か、規制庁が現年度特に取りませんけれども確認或いは何か漏れ等がありましたらお願いします。
4:51:59	元は特にございません。
4:52:04	はい。規制庁高梨ですそれでは、特にないようでした。あそこ、一応ちょっとごめんなさい等、
4:52:13	今日のヒアリングでまた修正等出ましたけれども、あわせて補正の方も対応をちょっと進めておいていただくようお願いします。
4:52:22	それ以外特にないようでしたら、今日のヒアリングはこれで終了したいと思いますけどもよろしいでしょうか。
4:52:32	はい。規制庁高橋ですよろしければ、今日のヒアリングはこれで終了いたします。お疲れ様でしたありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。